

長州藩思想史覚書

— 山県周南前後 —

河村一郎





長州藩思想史覺書

—山県周南前後—

河村一郎



目次

一、萩焼・雲谷派	1
二、山田原欽	11
三、宍道玄蕃就晴のこと	35
四、佐々木縮往	44
五、山県周南一面	51
六、林東溟	66
七、毛利広漢のこと	82
八、「御国政再興記」のこと——長州藩の宝曆改革——	96
九、滝鶴台の到達点	116
十、「某氏意見書」と「救弊談」	124
十一、村田清風の登場へ	137
十二、吉田松陰と「イソップ物語」他	171
うしろがき	179



長州藩思想史覺書

— 山県周南前後 —





## 一、萩焼・雲谷派

古萩の多くは高麗茶碗に粉れこんでいるのではないかと言われている。萩焼がそれほどにも朝鮮のものと間違えられる粉らわしい焼物であったことの例証としてよく引用されるのであるが、しかしこの例証は、ただそれだけのことにすぎないのだろうか。そこにはもっと別の事柄が語られているように私には思われる。茶陶としての意識をもって焼かれた萩焼と、そうでないそれ以前の高麗ものを焼くことを狙った時期の萩焼というものがそこから考えられるのではなからうか。茶陶としての意識をもって焼き出されるようになったところに、いわゆる「萩焼」（茶陶としての萩焼）が成立したと考えたい。

萩焼は、日本で——萩で高麗茶碗を焼くという意図をもって始められたものであろう。高麗茶碗が茶人の間でもてはやされるといふ好みを背景に置いてである。坂窯の初代が「高麗左衛門」の名を藩主秀就からもらっていることからみても、高麗そのものを日本で焼き出すというものであったと思われる。焼きあげられたものも、高麗ものとして諸方に披露されたのではなかったらうか。当時の茶会記に見える「今焼」の言葉は、渡来ものでない現時期（当時の）に焼かれたものという意味で使われたものであり、具体的には楽焼を指したり、その他日本の窯で焼かれた個々のものを指していたようである。従って、毛利秀元が茶の湯の席で「今焼」として披露したものが、ただちに萩焼であったと速断はできないのである。「山上宗二記」に「惣じて茶碗は、唐茶盃すたり、当世は、高麗茶盃・瀬戸茶盃・今焼の茶盃迄也。

形さえ能く候えば、数奇道具也」とあるが、その「今焼」は楽を指すものと思われる。また、寛永三年（一六二六）刊の「草人木」によると、古田織部の茶会の模様を記して「茶碗は年々に瀬戸よりのぼりたる今焼のヒツミたる也。別の茶碗も出候え共、多分其年の今焼也」とある。「今焼」という言葉がどのように使われていたのかの例証にならう。総称的な言葉であったのである。

形さえよければ、高麗茶碗でなくても日本の窯で焼かれたものでもよい、と山上宗二は言い切っているが、それは先覚者の眼であって、当時の茶の湯では日本焼きのものを使うのはまだ常識とはなっていない。高麗もの尊重の全盛期であって、日本の茶人は自分の趣味に適う茶碗を焼いてもらう為に、わざわざ朝鮮の窯に注文したりしたのであった。文禄・慶長の役の結果、多くの朝鮮陶工が日本に連れ去られてきた。それも茶の湯における高麗もの尊重の風潮の反映であって、朝鮮の技法そのものによって日本で高麗ものを焼くところに目的があったと思われる。

通説によると朝鮮慶尚南道韋登（現晋州市附近と見られている）の出身といわれる李勺光・李敬が文禄の役において日本に連れてこられて（李敬は、李勺光が後で日本に呼び寄せたという）、李敬が「高麗左衛門」の名をもらうまでは二十年以上の年月が経っている。ここでは彼らの出身地がどこであるか、当時の陶工の名が李勺光というのであったか、李敬が何時どのような状況で日本に来たのか、彼らが兄弟であったのかという点は問わない。渡来してから「高麗左衛門」までの年月を問題にするものである。この年月は何を語っているのであろうか。恐らく日本の土を使って高麗ものを焼き出す試作期間であったかもしれない。「高麗左衛門」の任命は、その成功を意味するものではなかったらうか。それとも萩焼が高麗の名をかたった時期の終りを意味しているのだろうか。

李敬が「任高麗左衛門」の藩主の判物をもらうのは寛永二年十一月である。同じ年の四月二日に、李勺光の子である山村新兵衛が藩主秀就から「作之允」の名の判物をもらっている。この方も「任作之允」であったかどうか知らないが、

しかし高麗左衛門の「任」がどういうことを意味するのか、改めて考えてみる必要はないだろうか。

寛永八年十月、それまで事実上の藩主であったともいえる毛利秀元は、秀就との不和や藩内の反撥が強まった結果、藩政の実際を秀就に返して長府へ退居を余儀なくされた。秀元は古田織部の弟子として大名茶の茶人であったのに対して、秀就は自分の茶堂（茶頭）として大名茶の系流でない千宗旦の弟子である兼常德庵を選んでいる。秀元と秀就との確執・感情的対立はよく知られているところであるが、秀就が徳庵を自らの茶堂にしたことは、秀元の名茶の否定を意味するものではなかったろうか。しかし秀就は大名茶を否定したが茶の湯の武士社会における機能を認めて、寛永二十年の黒印令状によれば、家臣に対して生活を質素にするように命じながら、茶の湯は松本焼などを使って習得するよう奨励している。それは、他家に使用した折に恥にならないようにとの配慮からであった。その中で秀就は、稽古の爲心掛次第見苦しき座敷にてもいろりを構え五人三人の間で茶の湯をたしなむように述べているが、これは佗び茶の発想ではなかろうか。兼常德庵の出現によって恐らく初期長州藩の茶の湯の世界は、織部や遠州の大名茶を体現していた秀元を主体とした性格のものから宗旦の流儀のものへと転換したことが考えられる。その転換は、茶の湯に心を求める人々の在り様が大名茶の姿からはなれて、個人の日常のなかに内面化されていくものであったろう。元禄期に入ってから「利休に帰れ」という声が急速に全国にわたって高まってくるが、秀元から徳庵への茶の湯の移行はそのような時代の風潮を先立って示すものであり、長州藩の人士の心を次第にとらえていったと思われる。

大名茶から佗び茶へと茶の湯の精神的な内容が変わったということは、茶の湯を通じて、茶の湯に関係する諸芸能に接する人々の感覚や眼・感受性といったものを次第に変えていったであろうと考えられる。当時、徳庵のような茶堂（茶頭）というものが、大名家の全般的な生活や藩機構の運営のなかでどのような役割を果たしていたのか詳かにしないのであるが、豊臣家における千利休の役割を引き合いに出すまでもなく、大名家において茶の湯が果たしていた社会的機能

を考えるならば、決して軽い地位ではなかったはずである。それは接客時の輪旋や藩主たちに茶の湯を教授するといっただけでなく、何よりも諸芸事・諸行事についての鑑識であり、古典的教養や儀式典礼の担当者であることが要求されたのではなかったか。秀就の次女竹姫が鷹司房輔に嫁いだ時（その結婚は秀就と秀元との不和を一層深めたものであった。竹姫ははじめ秀元の嫡子光広に嫁ぐことがまっていたのを、秀就の意志で破約したのである。）、婚姻の式の座敷飾り等を徳庵は担当している。この結婚は政略的なものであるだけに、また京都という土地の文化的な高さを考えた時に徳庵が果たした役割の重要性は理解されよう。この時徳庵は師の宗且と書状を取り交しているといろく教示を受けているが、その往復書状は「兼常家旧藏文書」として永島福太郎氏により雑誌「淡交」（昭和三十八年一月号と五月号）で紹介されている。私はこの一文を書くにあたって一読したく思い心当りを尋ねてみたが、今までそれを手にすることができなかった。従って未見であるが、永島氏のもは資料の紹介であると同時に、千宗且の時代における武家社会の茶道を中心とした共同研究であるらしい。

兼常徳庵は茶人としての自覚から、萩で焼かれる高麗風の焼き物に無関心ではあり得なかったであろうことは想像される。楽焼の造型感覚を萩焼にもたらした初代三輪休雪の活躍の素地は、徳庵の存在によって準備されたものではなかったかというのが私の考えである。初代休雪は楽焼の修業の為に京都に上ったといわれているが、そうした萩焼の方向を示唆し仲介の役を果たしたのは、或いは徳庵ではなかったろうか。楽の撰取によって茶陶としての「萩焼」が成立したと考えるならば、萩焼の成立史における徳庵の鑑識の影響というものを想定する必要があると考える。

萩焼と楽との触れ合いについては、別な可能の場合も考えられる。李勺光が日本に連行されてから、京都に送られて豊臣秀吉に預けられたとも、逆に秀吉から毛利輝元に預けられたともいわれる説がある（近藤清石「霜提雜草」）からである。秀吉の聚楽第に朝鮮の陶工がいたことは、例えば唐津の椎の峯窯（現伊万里市）の初期に活躍した高原五郎七

という陶工の存在によっても傍証されよう。彼は慶尚南道熊川の人で、加藤清正に従って渡来し、聚楽第の御用焼物師となり、大坂落城後に椎の峯窯に流れてきて元和五年からそこで仕事をしているという。三輪休雪家の祖先は朝鮮から渡来し出雲国赤穴で窯を築き焼き物に従事していたとされるが、その家の口伝では大和三輪の出身だという。或いは高原五郎七のように大坂落城後、萩に来て焼き物の仕事をしたのかもしれない。

楽焼は一名聚楽焼とも呼ばれており、李勺光が秀吉の聚楽第にいた説を考慮するならば、萩焼は当初から楽との触れ合いの上に成立した可能性も考えられよう。しかしそれであれば、三輪休雪の楽焼修業による楽の造型感覚の受容やその結果萩焼が和様化したことへの評価は、何も改めて指摘される必要はなくなるのである。初代三輪休雪の仕事が、萩焼の成立史上に大きく取上げられるのは、それまでの萩焼に楽の影響はなかったこと——すなわち日本で焼かれた高麗茶碗の姿を固守していたことを物語るものではないのか。李勺光の山村系の高弟達が、李敬（坂高麗左衛門）に従属することを潔しとせず深川に移住していったことも、初期萩焼の性格と関係があるのではないかと私は考えている。李敬は李勺光の弟とはいっても、藩の扶持米は他の李勺光の高弟とそれ程の差はなく、李勺光の弟子として扱われていたのではなかったろうか。山村家の断絶の際に高弟達が李敬を離れたのは、李敬の技術やその指向に飽き足らないものを感じた結果かもしれない。しかし両派とも時代の好みに適応する新しい展開の方向を見出せずに低迷していた。その低迷を切りひらいて楽との接触による新しい方向づけを与え、そのような方向を技能や造型感覚の上でも可能にする技術の体現者として初代三輪休雪を見出したのは、兼常徳庵の茶の湯における鑑識であったと思われるのである。

朝鮮陶工系の窯が茶陶の世界に自己を顕示していく過程の上で、当時の優れた茶人の作陶上の指導があったことはよく知られている。筑前の高取焼における小堀遠州、豊前上野焼における細川三斎（忠興）等。そういう状況から考えるならば、萩焼にも指導に当たった茶人の介在を考えても無理ではないのではないかと思う。従来そうした茶人として毛利

秀元が比定されたりしていたのであるが、初代三輪休雪による楽の撰取によって茶陶としての萩焼が成立したと見られることから考えて、私は兼常徳庵の介在を考慮すべきだろうと言いたいのである。従来、徳庵の存在は全くといっていい程に考慮されなかった。それは修正される必要があるであろう。三輪休雪は寛文三年（一六六三）に藩の御用焼物細工人になっている。寛文三年といえば藩主綱広の時代であるが、徳庵は秀就に引き続き綱広の茶堂も勤めていた。

恐らく初代三輪休雪が萩焼を茶陶としての自覚から——すなわち茶の湯の世界の美意識によって焼きだした最初の人ではなかったろうか。茶陶としての意識をもって焼くということは、一つの芸術的立場の自覚であり確立である。恐らく楽焼との接触によって茶陶としての造型感覚は内面化され、自覚的に把握されることになったのである。それは高麗茶碗から引きつがれてきていた民衆生活の日用雑器的な感覚を意識的に捨象し、茶の湯の眼をもって茶の湯の心によって茶器として焼くことであり、その時、茶陶として特殊な地位を有する「萩焼」は成立したのである。萩焼の和様化とはそういう性格のものであった。その場合、何何うつしとして残されている遺品は、和様化の過程においての探究の所産ではなかったろうか。模倣しながら脱皮するための探索の道程を示すものであろう。

毛利秀就の二女竹姫と鷹司房輔（後に摂政関白となる）との婚姻に関して、いま一つ長州藩初期の文化的状況を考えさせられる事柄がある。それは寛文六年（一六六六）に竹姫の侍臣の一人として京都の鷹司家へ遣わされた画人・生駒等寿についてである。彼の名前は新潮社刊「新潮世界美術辞典」に単独の一項目として収まっている。因に同辞典に収載されている雲谷画系の画人は、雲谷等顔・等益・等的・等哲・等幡・生駒等寿である。

生駒等寿が竹姫の侍臣に選ばれたのは、讃岐国高松の城主であった生駒氏の庶流という出自にもよるのであろうが、彼の画才が見込まれたからであろう。恐らく当時の藩主綱広は、京都の文化的雰囲気を考えて等寿を選んだのである。

京都における雲谷画人の活躍は等顔・等益と足跡を残しており、雪舟正系として重視され関心も持たれていたのである。そのような京都へ送りこむ竹姫の侍臣の人選は特に考慮が払われたであろうことは容易に想像される。後に述べるように、そこには高位の公卿が主催する各家の文化サロンの問題も関っていたのである。（吉田祥朔「近世防長人名辞典」によると、当時竹姫は既に大政所となっており、その竹姫の要請によって等寿が派遣されたものらしい。竹姫が等寿を名指しで要請したのか、或いは画を能くする者ということで等寿が選ばれたのか。因に同辞典には等寿の項はあるが、兼常徳庵の項はない。なお鷹司房輔が摂政関白であった時期は、寛文四年から天和二年（一六六四—一六八二）にかけてであって、修学院離宮が造営されつつあった頃となる。）京都派遣の画人として雲谷等顔の血流からでなく、生駒等寿が選ばれたというところに当時の雲谷派の実態が浮んでくるのである。

生駒等寿は寛永三年（一六二六）に生れ、元禄十五年（一七〇二）に歿した。京都に赴くのは彼の四十才の頃であり、それから約三十五年間を京都で過ごすこととなる。萩に在る間に既に等寿の画名は雲谷画系の他の人々より抽でていたのであろうか。雲谷派は等益が正保元年に歿してから遂に中央の画壇に対抗し得る実力者を持たず、狩野派の圧倒的な繁栄のなかに急速に形骸化していったと思われる。しかし流派としては重んぜられて、雲谷画人の描いた屏風が幕府への献上物に挙げられている。山根有三氏の一文によれば（小学館刊「原色日本の美術14・宗達と光琳」の解説）、慶長十二年に秀就は宗達工房の扇面画を家臣岩戸十郎兵衛に与えているが、この時期に既に俵屋絵が褒美として使われるほどに価値をもって見られていたことが分る。雲谷派の本拠である長州藩においても、絵画への好趣が変りつつあったのである。雲谷派が時代から取り残されようとしている空気を、その記事は伝えていると思われる。雲谷派が当面したそのような事態のなかで、生駒等寿はどのように位置づけられるものであろうか。

「新潮世界美術辞典」の等寿についての記述の後半を引いてみる。



師は不明であるが、画作『八景画卷』の落款に「雪舟末葉生駒等寿」とあり、みずから雪舟流を名のる。萩に帰り二年後に歿した。代表作は『醍醐花見幕図』屏風（京都、醍醐寺）。

右の文のうち「八景画卷」は、瀟湘八景かまたは近江八景が想定されるが、私は近江八景ではないかと思う。というのは、貞享三年に山田原欽が阿川毛利就方の求めに応じて題した「江州八景」という図巻があるが、これは毛利就方が鷹司房輔より得たものであって、前後に和歌が附されていて、首は鷹司房輔が尾は三宝院高賢が詠じて書したものである。三宝院は醍醐寺の子院である。関係者などから見て「江州八景」は生駒等寿筆ではないかと思われる。

等寿が雪舟流を強く押し出したことは、当時の京都の画壇各流に対して自己を重からしめるためのマニフェストでもあったと思う。当時の京都画壇がどのような状況にあったか私は詳かにしないが、宗達歿後の京都は、一時的ながら江戸狩野の進出が著しい時期ではなかったろうか。いわば各派對立の状況にあり、各権勢家はそれぞれの鼻気の画家を援助して自家のサロンで腕を振るる場を提供していたようである。等寿の滞京時期と重なるか少し降るかの頃、宮廷絵所預として土佐光起がおり、禁裡絵師に狩野探幽の弟子の鶴沢探山（彼は始め探川といい、探幽の弟子のなかで優れたものを求めたいとの勅宣によって選ばれて京都に赴くことになったという）、近衛家関係に渡辺始興、九条家に狩野山楽の子孫、東本願寺の絵所に狩野永梢（山楽の孫永納の次男）、西本願寺絵所に徳力善雪というふうには、各権勢家に所属した画家がいた。そのほかに、狩野派に対抗して室町時代の水墨画に帰ろうとした山口雪溪などもいたのである。竹姫によって生駒等寿が求められたのも、鷹司家所属の画家として他家と並び立つ必要のものであったと思われる。等寿が雪舟流と自らを名乗ったことにもそうした状況がうかがえるのである。

当時、等顔の門流が「雲谷流」と呼ばれていたのか「雪舟流」と呼ばれていたのか私は知らないが、雪舟末葉生駒等寿」という落款には、等寿の内に秘めた自負が感じられるようである。それとともに等寿が雪舟流を名乗ったことは、

彼が単に雲谷という一流派として見られるのを嫌ったからではなかつたらうか。雲谷派が粉本墨守の結果急速に形骸化していく姿に内心批判を持ち、雪舟を真に継承するものは自分であるとの自負を持っていたのではなかつたらうか。雪舟の正しい継承者であることを自らの流派の存在理由としていた雲谷派においては、*「雪舟に帰れ」*とする自覚の生れるファクターは常に内包されていたと思われる。生駒等寿もそのような自覚に達した個性であつたのである。

雲谷派はその門流がかなり各地に存在していたようであるから、萩を中心に行われた一地方画派とみるだけでは充分でない。江戸京都に対しては地方画派にはちがいないが、その地盤は西日本各地に広がりを持ついわばエコールとしての権威と勢力を有していた地方画派であつたと見られるべきものであろう。

雲谷派の門流に関しては、たまたま読んだ「芸術新潮」(昭和四十八年十一月号)所載の「雪舟を想わせた山水図屏風」という徳川真通氏の一文から、肥後細川藩の熊本に矢野家という画系のあつたことを知つた。その文は、雪舟によく似た六曲一双の山水図屏風をめぐる話である。その屏風には「勝良行印」と読める陰文方印が捺されており、それによつて筆者は衛藤源衛門良行と分るのであるが、衛藤良行は文政六年(一八二三)に歿した細川家お抱えの画師であつて、雲谷門流の矢野家四代雪叟の弟子という。「古画備考」には良行を雲谷よりも狩野に近しと評してあるという。文政といえはかなり時代も下り、萩の雲谷本流もエコールとしての生命は消滅してしまつた時期であらうが、雲谷派の流れを汲む一人の画人が雪舟に私淑して、雪舟に帰ろうとする情熱をこめて後世から雪舟かと想像させる作品を残したのである。丹念に追尋していけば、江戸時代の長い時の流れの間には、衛藤良行のように雪舟に私淑して雪舟に帰ろうとした存在は他にもあつたであらうことは推察される。雲谷派のエコールとしての本当の存在理由は、雪舟に帰れという自覚を再生産していたということに見出されるのではなからうか。山県周南が阿川毛利広漢の求めに応じて「雪舟伝」を書いたことも、そうした空気がなしには考えられないであらう。そこに雲谷派の生産性は残存したといえる。

雲谷派については、天保六年（一八三五）当時大坂に在った田能村竹田が長州からもたらされた書画を参観した時、そのなかにあった雲谷等意の二幅対を「妙」と評している。（後藤碩田あて書状）。竹田はその手紙のなかで自分の眼識に適ったものをすべて「妙」で表現しているのので、雲谷等意の画技の確かさも想像されるのである。狩野派に圧倒されて名のみの存在となったと思われる宝暦期に、雲谷派から竹田を納得させ得た画人が出ているのである。そのような雲谷派については、その全体像はまだ究明されないままであると思われる。

矢野家というのは、雪舟より五代、等顔より三代を称した江戸初期の画家矢野三郎兵衛吉重の流れという。そうしてみると矢野吉重は生駒等寿とはほぼ同時代の人といえる。彼は画技を田代等甫に学び、細川忠利に仕えて百五十石を給された馬廻りの士であった。田代等甫は長州の人といわれ、雲谷等顔に画を学び、小倉藩主当時の細川忠興（三斎）に仕え、細川氏が熊本に移封された時に忠興に従って八代に移り、寛永年中に歿したという。矢野吉重は承応二年（一六五三）に歿していて、享年五十三ともその他諸説あるようであるが、関ヶ原合戦（一六〇〇）前後に生れたものである。熊本地方に雲谷派をもたらししたのは田代等甫であった。等甫がいつ・何処で等顔に画を学んだのか、そうしたことは不明のようである。

兼常徳庵が秀就の茶堂として出仕したこと、及び竹姫の婚姻とをめぐって、長州藩初期に現出されていた文化的状況の一つの側面がそこから推察できるであろう。それはいわゆる寛永文化——公家と上層町衆との結合から生れた文化——のはるかな波及という状況であったと思うのである。

## 二、山田原欽

長州藩儒者が為政者からどのように遇されていたか、それをめぐって長州藩の儒者の胸中には或る心情が流れていたように思われる。その心情は何も長州藩の儒者のみに限られたものではないかもしれない。しかし長州藩の儒学について語られる場合に案外見落されていた側面ではないかと思う。その心情とは何かと言えば、体制との関係についての儒者の置かれた状況への自認から発するものにかかわっている。

例えば龍鶴台は次のように書くのである。

〃それ昭代封建の治、士、爵禄を世々す。これをもって儒者の徒、時に用なし。たといその人、四科を兼ね六芸に通ずるとも、また唯独りその躬みを淑よくするに過ぎざるのみ。〃（「鶴台先生遺稿」巻五。原漢文。）

これは宝暦二年（一七五二）かと思われる「寿香川先生七十序」の中で述べているものであるが、これをみると鶴台自身、儒者として時代や社会から疎外されているとみなしていることが分る。これは鶴台に限らず、当時の儒者達の心情には自ら学んだ儒学を「屠竜の術」（現実には何ら関るところのない高尚な無駄事）として自嘲する傾向が一般的であったのである。徳川時代は、中世が仏教の時代であるのに対して儒教の時代であると一般にみなされているのであるが、その当の儒者自身は時代の体制から疎外されていると思っていたのである。特に鶴台は、儒学は為政の学であると主張した荻生徂徠の学統に連なるものであるだけに（因に鶴台は徂徠の門弟である山県周南に学び、更に同じ徂徠門の

服部南郭に学んだ。自分が学んだ儒学の理念を實際政治の上に生かすこともできず（藩に政策ブレインとして用いられもせず）、単に学識者としてのみ所遇されるにすぎない時代の現実とその疎外感は一入深いものがあったと思われる。「鶴台遺稿」を読めば、そうした彼の心情の表白を他にも見出すことができる。鶴台の師の師である荻生徂徠は、熊本藩士藪震庵にあてた書簡の中で次のようにその疎外感を洩らしていた。

吾が邦数百年來一切武断にして、文儒の職は顧問応接に備わるのみ。豈に能く朝政の得失を言わんや。朝臣すら尚お爾り。いわんや陪臣をや。（「徂徠集」卷二十三。原漢文。享保十二年か。）

鶴台の文の「香川先生」とは、当時有名な京都の香川太仲のことである。香川太仲は宝暦五年（一七五五）に七十三歳で歿しているが、宝暦二年に鶴台は師山県周南の病氣治療に付き添って共に京都に上っていた。周南の病氣は回復せず、同年八月に萩に帰って歿するのであるが、快癒しなかったのは香川太仲の誤診によるとの説がある。それは兎も角、周南と太仲は古くからの交友関係にあり、周南は長州藩の医師志望者を紹介して太仲の門に入れていた。鶴台と太仲の関係は宝暦二年に開けたものと思われるが、或は享保十七年（一七三二）に鶴台が服部南郭の許から京都に遊学し、伊藤東涯の門下芥川丹邱と親しくなった当時から既に面識はあったかもしれない。太仲は医者であるとともに伊藤仁斎に学んだ儒者でもあった。

師の周南の看病に付添って在京していた時の鶴台は四十をいくつが出た年齢であるが、彼が長州藩から儒臣として用いられるようになるのは宝暦十一年（一七六一）の五十二・三歳になってからであった。それまでは周南門下の他の人々と違って長州本藩から任用されることはなかった。ただ右田毛利広政の知遇によりその知行地の学校時観園の教授を勤めていただけであった。時観園は寛永五年（一六二八）の創設であって、明倫館の創設より先立っている学校である

## 二、山田原欽

から、それだけ伝統を誇るものであったことは言えよう。広政は鶴台に意を用いて江戸へ遊学させているが、鶴台自身は師友のいる萩を離れての自らの境遇を「田間に離群し」と述べている（和智東郊宛の書牘）。毛利広政は好学の人で山県周南と親しく、周南を介して儒学による政治の在り方を获生徂徠に尋ねている。徂徠の返事は「徂徠集」に収められている。鶴台を時観園の教師に招いたのも周南の推薦によるものであって、鶴台としては明倫館に教師としてはいることを希望していたのであるが、身分の關係か定員の關係かそれが果されず、不本意ながら周南の勤めに応じたのであった。江戸遊学はその時の条件であったかもしれない。しかし時観園の教授として萩を出たことは、結果としては鶴台の儒者としての個性形成にはプラスとなったと判断できる。それは自分をも含めて儒学を客体現する視点の把握につながっていったと思われるからである。しかし、いずれにしても宝暦十一年に長州藩主毛利重就から一代儒者として招かれるまでは、藩体制からは周南門下の間にあつては冷遇されたと思われなくてはならない。従つて宝暦二年の時点で、鶴台が時代の体制を批判して、武士だけが俸禄を専らにして政治を行い得ているが儒者は時代のなかで学問を生かし才能を發揮する余地がない、と書かずにはおられなかつた心情は首肯されよう。

しかし鶴台が正規の藩士として大組に編入され藩主の侍講となつてからも（明和二年）、儒者の徒、時に（時代に）用なしとの疎外感を決して消滅したわけではなかつた。鶴台が長州藩に任用された時期は、藩主重就による宝暦改革として知られる藩政改革期であつたのであるが、この改革と鶴台の関り方は明らかでない。「鶴台遺稿」を読んで、宝暦改革に直接言及した文章は見当らない。むしろ井子章宛の書牘のように、藩政担当者突き放して白眼視している言辭が見られるのである。徂徠以来の為政の学としての儒学を修めながら政治に直接関与できる発言力があるわけではなく、せいぜい藩主の学問上の顧問であるにすぎない地位として、やはり時に用なしとの疎外感は一生涯の脳裡に渦巻いていたと思われるのである。他の周南門下生が明倫館を中心に藩学アカデミズムを形成していくのに対し、鶴台

は長州藩学とは無縁に彼独自の思想を確立していくのであるが、それらのことについては別に論じることとしたい。

儒者の徒、時に用なし——この思いを胸中深く痛感した最初の長州藩儒者は恐らく山田原欽ではなかつたらうか。山田原欽は、東光寺（萩市椿東椎原にある藩主の菩提寺）の建立に反対して諫める為に自殺したと言われている。彼の自殺の真の原因が何であるか確かなことは分らないが、藩主のブレインとしての立場を仏教と儒学とが争う状況下にあった当時の時代相からして、反仏教の立場から原欽は自殺したのかもしれないと私には思われる。東光寺建立を諫めるとは一つの口実である。実態は藩主のブレインの座をめぐるの、仏教と儒学との争いに敗れたことを物語っているのではなからうか。儒学が藩体制の精神的背骨となるには、長州藩においてはまだ早すぎたのである。山田原欽の自殺は元禄六年（一六九三）七月のことであるが、その問題は長州藩の当時における政治と仏教と儒学との関係を示唆するものと思われる。

東光寺の建立は、時の藩主毛利吉就によって元禄四年（一六九一）二月に着工される。当初の計画の規模ほどの程度のものであつたか知らないが、藩の財政状態からいって東光寺の建立は無理な負担であつたことは想像される。因に毛利吉就が襲封した当時の藩の負債は銀二万二千貫目であつた。その為に当職毛利就直は五ケ年間の財政再建策を立てている。この財政再建期間中の貞享三年（一六八六）から四年にかけて藩の収入増を図って検地を行った。その結果九万石余の増石となり長州本藩の石高は六十三万五千石余となつて、四ツ物成に税率を引下げても現米四万石に近い収入増となつたのである。この増収が東光寺建立の財源となつたことは考えられる。しかし東光寺建立工事が財政的に無理なものであつたことは、工事が何年にもわたつて断続的に継続されていること、また宝永元年（一七〇四）には長州藩最初の半知令を出していること、宝永四年の藩の負債は銀一万貫目余であることで推量されよう。藩財政の赤字は、東光

寺の工事によるものだけではないのは勿論であるが。

それにしても毛利吉就（元禄七年に二十七歳で死んだ）が黄檗宗に帰依して東光寺という大伽藍の建立を思い立ったその時代的政治的背景は何であつたのだろうか。長州藩と同じように黄檗宗の大寺を建立した藩はいくつかあるが、一例として仙台藩がある。それは大年寺という寺で、元禄八年に伊達綱村によって着工されている。また幕府の権力者柳沢吉保も甲府に雲台寺を建てた。隠元が来日して將軍家綱の援助のもとに万福寺を建立して以来、黄檗禅は当時盛行した中国趣味と結びついて上級階層や知識層の精神生活上の流行現象であつたと思われる。吉就は長州出身の黄檗僧道明恵極に深く帰依していた。恵極は、同じ長州出身の鉄牛とともに木菴の弟子であつて、当時名の聞えた黄檗宗の高僧であつて、既に寛文二年（一六六二）阿川毛利就方が玖珂郡高森に通化寺を建てた時、請われて開山となつており、長州藩内に尊崇を集めていたことが知られるのである。貞享四年、恵極は幕命によつて鉄牛の後を受けて江戸瑞聖寺の住持となつたが、吉就が恵極に帰依するようになったのはこの頃からと見られている。元禄五年、吉就は工事が緒についたばかりの東光寺の開山に恵極を招聘したのであつた。

当時中国大陸では異民族の清によつて明が滅亡した結果、多くの文化人が日本に亡命してきて新しい中国文化をもたらしした。隠元のもたらした黄檗禅もその一つであるが、幕府はキリスト教禁圧への対策という政治的要請からも黄檗宗を保護したが、そこには黄檗僧の来日とともにもたらされた中国大陸からの新しい外来文化への関心があつた。現在と違つてかつての仏教は一つの宗教というだけでなく、一つの文化の保持者・体现者であつたのであり、元禄の頃にたかまつた中国趣味の流行は、明の滅亡によつて流入してきた中国よりの新しい文化への関心の深まりからであつた。柳沢吉保は中国からの帰化僧や長崎通事を介して中国語を習っている。吉保に仕えた荻生徂徠も「唐音」を学び、漢籍を中国語の発音でまっすぐ読み下すことを主張し、將軍綱吉の前で中国語で議論もしている。それまでの儒学者は漢籍を返



点を附した訓読——和訓で読んでいたのである。吉川幸次郎によると、徂徠が中国語を学ぶことができたのは柳沢邸に出仕するようになってからであろうという。宝永二年（一七〇五）に徂徠に入門した山県周南は、中国語学習の空気には触れたかもしれないが、中国語を習得したかどうかははっきりしない。中村幸彦氏は、周南には中国語の力はなかったであろうと見ている。

日本に渡来した明の文化人で萩に関係のあるのは陳元賛である。彼は元和七年（一六二一）から約二年間萩に滞在し、「長門国志」（元和九年）を著している。後に彼は尾張で元賛焼を始めたように陶芸にも造詣があったが、萩に在る時、当時の松本焼に関心を示さなかったであろうか。また元賛は近世初期の漢詩人として有名な元政上人と親交があり、元政との交遊のなから二人の漢詩集や漢詩作法書などを著しているが、萩の人士は多面的な文化人としての元賛にどのような交遊を持ったのであろうか。元賛の持つものを受容するだけの素地は、まだ萩には育っていなかったのかもしれない。しかし明の滅亡による新しい中国文化の流入は、それがどこまで長州藩人士の内面を捉えたかは問題があるにしても、鉄牛や惠極という黄檗宗高僧が長州の地より出たこと、吉就の東光寺建立、上層武士間における漢詩文への興味の高まり等において長州藩にも影響しつづいたのである。

しかしながら、山田原欽の頃はまだ儒学は長州藩内においてそれほど高い地位を与えられてはいなかったろうと思われる。長州藩の政治体制が整備されたのは慶安三年から万治三年頃（一六五〇年から六〇年にかけて）と思われるが、この時期に藩政当事者の間に儒学が政治の指導理念として意識的に受け取られていたかどうか。長州藩から離れはするが新井白石の『本佐録考』によると、綱吉の時以来はじめて儒学は「ほとりの国のいやしきが類も心得候事にはなり来り候」と書いている。白石が物心のつき始めた頃はまだ一般の人々は、儒学を学ぼうとする者をキリシタン教徒のように見なしていたとも書いている。近世日本儒学は藤原惺窩を祖としているが、はじめ惺窩は僧侶として仏教のなかで儒

学を学んでいたのである。儒学を現実の社会生活における人倫の道を教えるものとして、仏教と絶縁して一般の人に講義しはじめた彼は僧侶であることをやめ還俗した。このように、従来仏教に従属していた儒学を仏教から切り放して現世に独立させることによって近世日本儒学は出発したのである。しかし榎窩の弟子である林羅山は徳川家康に仕えるようになった時、その勤務条件として僧体になるよう命じられ、それに服したのであった。これは仏教への精神的屈服であるとして、中江藤樹の猛烈な反撥を招いたことはよく知られている。羅山が僧体を余儀なくされたことは、当時儒学者というものの社会的地位がどのようなものであったかを単的に物語るものであろう。仏教——僧侶の下位に見られていたのである。近世まで日本においては学問知識を保持してきた主体は僧侶であった。外交文書の作成も近世初頭までは僧侶の手によったし、徳川家康の政策ブレインも林羅山でなく天海ら僧侶であった。一般民衆への影響力からいっても儒学は仏教の敵ではなかったのである。徳川幕府は仏教というよりも寺院組織によって一般民衆の支配を内面的に確実なものにしようとして、仏寺や僧侶に対しては或る種の保護政策をとった。そこからいわゆる仏教の墮落といわれるものが始まるわけであるが、そのような仏教や僧侶に対して、封建支配体制の精神理念たらんとした儒学は激しく批判攻撃を行ってきた。それは儒学が、自己の社会的地位を高め公認させようとする示威運動でもあったのだ。儒学がその政治的立場だけでなく思想的にも詩文の上からも安定した地位を確定させた宝永から享保期（一八世紀初期）になると、特に徂徠学は僧侶との融和を回復させており、日本の歴史に果してきた仏教の役割と効果を認め、現実には一般民衆の心を深く領している仏教を通じての信仰生活を容認しようとしているように思われる。徂徠門下の山県周南もその『為学初問』において仏教を排撃した熊沢蕃山の政治を批難して、民心に滲透している民衆の中の仏教を排斥して人心に不安を与えるやり方は儒学が主張する仁政に悖るものだととして、信仰という人間の心の問題は個人生活上のものとして認めて政治から切り離し、それによって仏教を仁政（儒学）のなかに包摂することを論じている。

東光寺の建立を諫めて山田原欽が自殺したのが実際であれば、それは仏教と儒学との対立、そして儒学の敗北としてとらえることができよう。前述したように長州藩においては儒学者の政治への発言は閉ざされていたように思われる。

儒学者の政治機構への登場は、封建体制での政治官僚の成立を意味する一面を持つ。徳川幕府の政治史においても、他の藩の政治史においても儒学者が政治に参与した例は多い。しかし長州藩では、儒学者はどこまでも学者として以上には扱われなかったように思われる。儒学者が提言する政策の採用とか、藩政改革の為に儒学者が政権を担当するというふうには展開していかなかった。山県周南の弟子の和智東郊のように、武士としての自覚から政治を志向しようとするば、明倫館での学者となることを拒否して藩の役人となる途を選択するほかはなかったのである。長州藩における儒学者の在り方は、既に山田原欽の運命において象徴されていたと言えるだろう。儒者の徒、時に用なし」という鶴台の存念は、長州藩儒学者の代々胸裡に秘めていた怨念であったろうと思う所以である。

それにしても山田原欽の死を諫死として受け止めた時、儒学と士道を結びつけて「忠」（臣たるの道）の窮極の在り方として諫死を主張した吉田松陰が、そのアイデンティティの根を山田原欽に見出していたと思われることは、関心をそそられてくるのである。

山田原欽が書いたものに「明説」というのがある。その全文は返り点を附されて安藤紀一著『山田原欽』に収められている。これは延宝九年（一六八一）に原欽の仕えた長州藩世子毛利千代丸（後の吉就）に献じたものであり、時に原欽は十六歳であった。早熟であった原欽の名は既に京都の貴顕の間に識られていて、伊藤坦庵に就いて学びながら宇都宮遜庵の講席に加わったり香川景継（宣阿。『陰徳太平記』の最終的編者）といった知識人との交遊も開けていた。

「明説」は世子（次代の藩主たるべき人）に捧げられたものであるだけに、儒学の立場から治者たる人の在り方を説

## 二、山田原欽

いたものであるが、原欽の思想をうかがうことのできる纏まった著述の一つである。恐らく長州藩における儒学による政治的発言として、もっとも初期のものではなからうか。それだけに気負ったものとなっている。

「明説」において原欽は、治者たるもののもっとも基本的な自覚として、性を知ることを第一義的に要請する。性を知る。ことから原欽の政治論は始まるのである。「明説」は次のように書き出されている。

「大凡その本心の明を極め、以て天下國家に及ぼさんと欲する者は、その要は性を知るに在り。」（原漢文）

儒学——朱子学において、性とは、天から個々の人間に分与された理であって、人それぞれに内在する普遍的な人間性とでもいふべきものである。原欽によれば、性を知るを要すとは、その要は性を知るに在り。すなわち普遍的な人間性を知ることである。性には仁義礼智の徳が具わっていて、この徳を拡充するように努力すれば性は明らかに成る。性を明らかにすることができないのは——普遍的な人間性を十分に發揮することができないのは氣稟物欲に拘泥して、それによって邪魔されているからである。孔子も、仁を為すは己れに由ると言っており、孟子は性善説を説いた。性を知るとは天を知ることである。道の根本は天より出ている。従って天を知れば道を得ることは容易にできる。これが性を知ることである、と原欽は論じている。

これを見てもすぐ分るように、性についての原欽の理解は朱子の『大学』や『中庸』の註解に基づいていることは明らかである。『中庸』の首章に、天の命する、これを性と謂い、性に率う、これを道と謂い、道を修むる、これを教と謂う。とあって、朱子は、性は即ち理なりと註している。天は陰陽五行を以て万物を化生す。氣は以て形を成し、理も亦た焉に賦す。猶お命令のごときなり。是に於いて人の物との生、おのおの其の賦する所の理を得るに因つて、以て健順五常の徳を為す。いわゆる性なり。と解説している（朝日新聞社刊『中国古典選』—『大学・中庸下』の島田虔次氏の読みによる）。性には仁義礼智の徳があるということも、朱子の『中庸或問』の「けだし天命の性は仁義

礼智のみ」とか、同じ朱子の『論語或問』のなかの「人、天地の中を受けて生れ、しこうして仁義礼智の徳その心に具る」に拠るものであらう。

「明説」の「本心の明を極め」とは、『大学』の「明德を明らかにする」をふまえている。心の本来の在り方である明德を極限まで明らかにするという意味であらう。朱子によれば、明德とは人が天から与えられた内面的な徳のことであり、「大学章句」で「古の明德を天下に明らかにせんと欲する者は、先ずその国を治む」と述べているが、原欽はこれをふまえて書いている。

ここで「明德」について附言すれば、藤原惺窩はこれを君臣・父子・夫婦・長幼・朋友の五つの人間関係を律する具体的な実践道徳と解している。また伊藤仁斎は中国古典において使用されている例を調査した上で、「明德」とは君主個人の徳のことを指すのだと言っている。

原欽は、治者たるものの根本要件として「性を知る」ことを挙げ、それから演繹して五つの条目を掲げる。それは、(一)性を知りて后誠一、(二)誠一にして后心正、(三)心正にして后審処、(四)審処にして后人を知る、(五)人を知りて后賞罰当る、の五つである。そして、賞罰当れば人心は服すると言うのである。性を知ることが、現実の政治の実際において適正な担当者を識別し、公正な賞罰が行われる為である。適正な担当者・公正な賞罰が行われるならば、政治は当を得て人心は服する。そこにおいて治者たるものは自己の権力の軽重を知り、政治の長短を判断することができる。理を明らかにし心を正すのであれば、政治は中庸を得て人心が服するようにならないのだと原欽は説くのである。これは、君主が道德的体現者となればそれがそのまま治国平天下を出現させるのだという朱子学の政治理念に則るものであることは明らかである。

「明説」の五条目の箇所を原文のまま示せば次のようになる。

## 二、山田原欽

〃知性而后誠一。誠一而后心正。心正而后審処。審処而后知人。知人而后賞罰當。〃  
この整然とした文体は、『大学』の例えば次の如き箇所を下敷にしていると思われる。

〃物格而后知至。知至而后意誠。意誠而后心正。心正而后身修。身修而后家齊。家齊而后國治。國治而后天下平。〃  
論旨を畳みこんで積み重ねていくこの文体は、他の言葉や異議を寄せつけない断定の確信がある。そこに思想の権威・教学の権威というものが託されると考えたのであろう。口にして読んで精神を酔わせる調子があるが、形骸化の危険もまたそこに潜んでいるのである。

「明説」では以下、五条目の逐条解説となって終る。全体は主文と解説との二つの部分によって構成されている。それもまた朱子が『大学』を理解したところの、経と伝との二つから構成されているというその構成を踏襲するものであろう。

『大学』は、儒学を学ぼうとする者に入門書として課せられてきたもので、『大学』を修めて『論語』、ついで『孟子』から『中庸』へと進む一つの確定した学習コースがあった。『大学』は治國平天下を目的として、在るべき為政者の精神的態度を述べた、いわば人間の社会的秩序の安定を求めた書物である。そのような書物を儒学学習の第一歩に置いた所に、儒学の性格やその理念がよく現われている。朱子学においては政治は為政者の倫理的態度如何に集約されるのであるが、次代の藩主たるものに原欽が求めようとしたものも、為政者としての倫理的自覚とそこから発する善政（仁政）であった。そして原欽にあっては、その善政を具体的に保障するものは政治を實際に運営する人物を選択することにあった。人物の軽重を見抜く明智、それによって招き寄せられる公正な政治、人心が帰服する政治——「明説」には在るべき政治の実現を明らかにするという意志がこめられていたのである。

しかし原欽は、政治を治者個人の道徳実践の上のみ見てはいなかったように思われる。政治は人間によって運営さ

れ経営されるものであれば、その運営・経営にむしろ重点を置こうとしたのではないかと思われる。賞罰当るを最後の帰着に持ってきてきているのを見ても、そのことは原欽の意識にあったと考えてよいのではないか。そして原欽がその点をもっと追求していったならば、政治を為政者個人の倫理としてでなく制度や政策の問題として意識するところまで辿り出たのではなかつたらうか。辿り出たその地点は、朱子学を超えてむしろ徂徠学に近いものであつたかも知れない。しかし原欽をめぐる現実には、彼にそのような思想的営為を辿る状況を与えなかつたと見るべきであらう。その状況が原欽の自殺を招来するのである。

原欽が「明説」で説くところのものを現実の藩政のなかに置いた時、それはどのような反作用を起させるものであつたらうか。「明説」は、裏から見れば一種の人材登用論・藩政批判として読めなくはない。

儒学は単に一つの学問体系としてあるばかりでなく、そこに説かれるところのものを政治的に実現することによって自己完結を果す実践哲学的な性格を持つものである。儒学を学ぶものは、経学の継承とともに儒学の理念の実現を図らなければならぬ。幕藩体制といわれる近世日本封建社会において現実の政治から疎外されている儒学の徒は、何によってその実現を図ればよいか。それは各儒学者を一度は捉えた意識であつた。そこには儒学を「屠竜の術」として自嘲する心的風景を生んだのであつたが、また他方では治者たる権力者の師儒となり、権力者を倫理的にまた知的に教導することによって儒学の理念の実現を図る途も求められたのである。自ら治者たり得ない儒者は、孔子以来の師儒として他を媒体として儒学の理念の実現を図ろうとする儒者の地位の自己確認があつた。原欽は儒者の自己確認の伝統によって「明説」を書いたのである。政治の在るべき姿について説くことは、その背面に、現実に行われている政治への批判を必然的に喚起せずにはおかない。原欽に直接的に藩政批判の意識があつたかどうかは別にして、彼はただ治者の師であるという伝統的な儒者の在り方を身をもって示そうとしたものであらう。政治の埒外に置かれている儒者が、為政者

## 二、山田原欽

に對した政治についてそのような発言をするということそのものが、権力者の側からみれば藩政批判として受け取られるのかも知れない。しかし原欽からみれば、儒者たるものの務めという自覚とともに、次代の藩主に対する強い期待があつたことだつたと思われれる。

儒学は人間を社会的存在としてとらえるものである。仏教とちがひ、人間を個としてとらえず、人間個人の魂の救いは説かない。儒学の説く徳目——例えば仁義礼智にしても、それらは人間の社会的關係の規律・調整をめざすものに外ならない。儒学が政治を重視するのも、人間を社会的存在として捉えるところから必然的に出てくるものである。政治は或る意味では人間の社会的關係の調整を問題にするものであつてみれば、儒学が政治を問題にするのは当然である。人間の社会的關係——それを儒学は君臣・父子・夫婦・長幼・朋友等の秩序づけにおいてみる。人間はそのような社会的に様々な日常的制約の重層を負うている存在だとするのが、儒学の立場なのである。

これに對して仏教は、人間をどこまでも個としてしか見ない。社会的關係は虚妄又は迷いとして捨棄される。社会的存在の放棄離脱である出家こそ、仏教の求める個としての人間の純化の姿である。社會關係の妄執の煩わしさの外に出ることが、人間の本来的な自己を回復する途であると考えるのである。従つて仏教では、政治がその正当な在り方において問題になることはない。そのような性格のものである仏教が、政治に発言し政治に介入するのは間違ひであると儒学は主張するのである。儒学こそ政治の正当な担当者であると自認する儒学の徒は、政治に介入しようとする仏教を攻撃し排斥することを自己に課せられた義務とするのである。

近世封建体制の成立以來、治者である権力者の頭に「政治とは何か」という問題意識の成立がなかつたわけではなからう。ただ、政治を一つの理念において思想的に追究するという意識の成立までには遠かつたかもしれない。現実の社會問題の實際上の處理として政治はあつたであろうが、治者とはどのような存在なのかと問い、為政者としての自覚の



もとに、在るべき政治の姿を求める精神の態度を持ち得た者は乏しかったのではなかつたらうか。儒学は為政者の政治への自覚とともに求められるようになり、受容されていく。また為政者に政治への倫理的自覚を促がしたものが儒学でもあった。長州藩において「明説」が持った役割はそのようなものであったと思われる。すなわち儒学者が政治の教師たらんとした意志の表明なのであった。

原欽が「明説」を書いたのは、藩の給費生としての京都遊学から帰って間もない時期である。延宝九年（一六八一）六月七日に江戸に着き、当役毛利就泰（阿川毛利）に會つて謝礼と報告を済ませたが、一か月後の七月七日に「明説」を世子に献じている。京都に学んで帰国したいわば《新帰朝者》としての抱負と使命感に燃えての執筆であつたと推察できる。或は、藩上層部の示唆によつての著述であつたかもしれない。いわゆる「説」という形の文章がどのような性格のものか浅学にして私は知らないが、そういう形式はとも角として、一つの理念のもとに政治を論じた文章としては長州藩において最初のものであり、かつ長州藩儒学者の最初のマニフェストとして注意してよいのではないかと思う。他にも儒学をもつて藩に仕えた者はいたであろうが、原欽のエリート意識は際立っていて、それが彼がもてはやされる原因ともなり、また彼の悲劇の誘因ともなつたと思われる。

延宝七年、山田原欽は長州藩に出仕することになるのであるが、その時既に伊藤坦庵に就いて学び、原欽の早熟な才能は鷹司家の庇護の下に朝廷をめぐる貴顕の間に名を知られていた。一旦江戸に出て長州藩邸に入ったものの、再度勉強の為に京都遊学を命ぜられる。それは彼に対する藩の期待の大きさを示すものであつたのだらうか。或いは原欽の性格の或る面の矯正といった目的のものであつたのか。そこに何か問題の伏在を推量させる一つの手紙がある。それは江戸白金の瑞聖寺（黄葉宗）の住持鉄牛が長州藩當職毛利就信（右田毛利）にあてた延宝八年二月三日付の手紙である。瑞聖寺は中国僧木庵（宇治万福寺二世）を開山とし寛文十年（一七六〇）に創建され、後に東光寺開山として萩に來た惠

極は鉄牛の後を受けて瑞聖寺住持となっている。毛利吉就が瑞聖寺住持となつた惠極を識る以前から、長州藩人士と瑞聖寺の間には何らかの交流があつたものらしい。

鉄牛の手紙によると、毛利就信は瑞聖寺を訪れた時に原欽を伴なっていた。手紙には、明日原欽が京都へ出足するとの記事があるので、或いは京都での原欽の身の振り方について鉄牛の配慮を受けようとした為のものであつたか、または単に暇乞いの挨拶だけのものではなかつたかと思われる。「復軒詩稿」中に、この時原欽が作つた詩が収められている。復軒とは原欽の号である。鉄牛は、原欽のように聡明な生れつきの者は珍らしいと述べて次のように書いている。

何とぞ能き師に御付置き候て人柄能く成立ち候ようにと仰せらるべく候。学問の事はもはや彼ほどの聡明にて師は入り申す事にはこれ無く候。今世は此の仁の師に相成るべき儒は承り及ばず候条、何とぞ能きように成立ち申すようになさるべく候。明日いよいよ御発足の由仰せられ候故、推参ながら申入ることに御座候。(読み易いように改める)

更に追伸で、申而も申而も原欽事珍敷人才にて御座候条能御取立候様にと存候と依頼して結んでいる。

この手紙をどのように読むかは問題のあるところであろう。ここに鉄牛が原欽の人格上のことを持ち出してきていることに引かかるのである。原欽の才能を認めながらその前途を案じて、無事に成人するように(または無事な人生を送れるように)と願つて、何度も彼の身柄を依頼しているのである。安藤紀一はこの鉄牛の手紙について次のように書いている。(『山田原欽』)

鉄牛はさすがに鉄牛なり。その原欽を賞するや、普通人と異なり、聰明の材は修養の如何によりて、大善人ともなるべく、また大悪人ともなるほどの危険物なることを注意したる所、明に文言の外に見えて、(中略)間接に原欽をして修養せしめむとす。

鉄牛は原欽の後年の悲劇を見通していたとの意を言外に込めている。恐らく原欽には、早熟な才能の持ち主にありが

ちな一種不遜な才氣走った態度があつて、それが鉄牛（及び原欽をめぐる年長者達）を不快にもし案じさせることにもなつたのであろうか。

原欽が後水尾法皇の前で白文の「唐才子伝」を読みこなし、漢詩を作つたのは延宝四年の十一歳の時である。鷹司家の庇護のもとに、鷹司家の文化交流圏の一員として原欽の名は公家の文化人の間に知られていったのである。当時、鷹司家と長州との関係は深いものがあつた。毛利秀就の次女竹姫が鷹司房輔に嫁した縁故によつて、鷹司家との交流は初期長州藩の文化的状況に或る種の影響を持った。原欽もまたそのような状況から出て来た存在であつたと言える。原欽の名が長州藩要路の間に識られることになり、世子の一種の学友として召し出す話になつたのも鷹司家を通じてのことであつたと思われる。当時の藩当職毛利就信が出府の途次京都に立寄り、直接原欽に会つてみてその話は決定となつた。就信が京都に立寄つた主な目的は、その年（延宝七年）十一月に死去する鷹司竹子の病氣見舞にあつたのであろう。原欽の藩出仕が決つてからは、毛利就信が彼の庇護者的役割を持ったのかもしれない。

そうした原欽の経歴は、彼をエリート意識の強い持ち主に育てたことは考えられる。自分を選ばれてある者として捉え、そうした彼を周囲もまた珍らしがった。しかし原欽の自意識は、珍らしがられてもはやされる存在であることには満足できなかつた。恐らく二度目の京都遊学によつて、儒学の徒としての自覚に目覚めたと思われる。儒学者の本来的な在り方であるところの治者の師として、彼は「明説」を書かずにはおられなかつたのである。そうした意気込みは、「明説」の文体にもはっきり現われている。しかし治者の師たらしとする原欽の態度は、次第に藩主吉就との疎隔を生むことになつたのではなからうか。それは貞享四年（一六八七）、吉就が瑞聖寺の新しい住持慧極を識るに及んで決定的となつた。そのように私には思われる。治者としての生活よりも信仰としての生活を求めたいという心の空虚が吉就のなかにあつたのではなからうか。それとも幕府の権力者の間にあつた黄檗宗熱（新しい大陸文化への憧れがそこには

あつた)に追従したのであつたらうか。原欽の文章である「復軒文稿」は元禄二年までの作品を収めて終り、「復軒詩稿」は元禄三年の元日の作詩一首と同年の西帰過洛(五月の頃か)の題詞を収めて終っている。原欽の心が次第に暗さを深めていった跡をそれは物語っているのではあろうか。原欽が自殺したのは元禄六年(一六九三)七月であつた。

山田原欽が萩八景を賦した漢詩をみると、内容や措辞は平板ではあるが或る才気が感じられる。それは、或る景は五言絶句により或る景は七言絶句によりといった、二つの形式によって作っていることに窺えるであらう。それ以前に所謂八景ものに附され漢詩が、五絶・七絶の二形式を交互に配して作られたものがあるかどうか、浅学の私は知らない。しかし山田原欽が二つの詩形を使い分けて八景詩を作ったことは、彼の才能を示すものであらう。出来上つたものは、内容的にも言葉の用い方においても対象に余りにも着きすぎていて、漢詩を一応こなしてみせたというに止まっています。詩人とみなすことはできない。

一例として「倉江帰帆」を挙げる。

地挹遠天三面開 水浸數島一帆廻

倉江風熟朝生駛 疑是仙槿銀漢來

これを玉潤筆と伝えられる瀟湘八景図の「遠浦帰帆」の詩と較べてみよう。

無辺刹境入毫端 帆落秋江隱暮嵐

残照未收漁火動 老翁閑自說江南

同じ「帰帆」を賦したにしても原欽の詩は対象への主体的な働きがなく、そこには人間の営みを取りこまれていない。為に詩の奥行きを失っているのである。漢詩の本場の中国人の作品と比較するのは酷であらうが、残照未收漁火動

老翁閑自説江南には、風景と一体となった人生の営みが、単に素材としてでなく捉えられている。原欽の詩では、風に促がされて動きを速める潮の流れと舟を、天の河（銀漢）とそこに浮ぶ筏（仙槎）として映像化しているが、その映像の思いつきだけのものに終わっているといえよう。天の河とそこから流れてきた筏というイメージの底には、類田王の熟田津の歌や天の羽衣の伝説などが交叉しているかもしれない。原欽の詩の映像は、日本人好みの自然感情の美化であろう。そしてそこで終わっていて、その自然の中で営まれている人間の生きる姿——自己の生存の実体には原欽の眼は回帰しないのである。その点も日本人好みの抒情といえよう。因にこの原欽の詩の結句は、李白の詩「登覽」の第二首「望廬山瀑布」の結句、疑是銀河落九天<sup>二</sup>からの連想であろう。

更に、風熟し<sup>レ</sup>とか、潮生れて駛<sup>はや</sup>し<sup>レ</sup>という表現は、日本人的な感覚による潮流の捉え方ではないかと思う。原欽は同じ秋八景「鶴江夕照」においても、鳥影委<sup>レ</sup>波永、寒潮湧<sup>二</sup>遠空<sup>一</sup>と表現している。潮を、生れるとか湧くとかいう捉え方は、海に囲まれた日本人独特の感受であるのではなからうか。海潮を生れると表現した中国人の詩に、『唐詩選』卷之二収載の張若虛作「春江花月夜」がある。その冒頭に、春江潮水連<sup>レ</sup>海平、海上明月共<sup>レ</sup>潮生の句が見えるが、この場合の力点は明月の方にあると思われる。遮るものもない海上に明月がのつと生れ出る。その明月を潮が満ちて押し出したように感じられる。その感覚を、潮と共に生ず<sup>レ</sup>と捉えたのである。従って主体は月にあって、潮は月の状態を補強するものとして扱われていて、原欽の潮の捉え方とは違っている。中国人が日本人の漢詩に、和臭<sup>レ</sup>を指摘するのは、詩の発想や映像されたものの体質までも含めて言うのであって、単に用語や韻の不馴れに止まるものではないであろう。

漢詩という外国の詩型を借用して、日本人が自らの詩情を全的に表現しようというのがそもそも無理であって、日本の漢詩が日本人的な体質や感受性によって染めあげられたものになるのはむしろ当然である。「和臭」そのものは詩の

優劣には関係はないのである。その点は既に上田秋成が「胆大小心録」において指摘している。〃この国でも其国のたましひが国の臭気也」と。

同じ「潮」を扱っても禅僧の五山文学の詩は全く自由に詩の世界のものにしてゐるのである。江西竜派の詩集「統翠詩集」に次のような作品がある。

吾心安処是吾家

不隔京華与海涯

皇極青雲壘夢斷

寒潮吹月洒袈裟

この詩の「潮」は自然の風物のものに終るものではない。作者の心象のものでもあって言葉としても躍動している。因にこの結句を閑吟集では次のように砕けたものにしてゐる。

へ清見寺へくれてかへれば、寒潮月を

ふひてけさにそそぐ。

萩八景詩といえは、山県周南にも「玉江秋月」という詩がある。

一碧琉璃凝不流

波光始白月盈楼

笙歌忽入西風起

人住広寒宮裏秋

山田原欽の同題の詩は次のようである。

玉江一片秋

明月入清流

夜静人回首

漁村烟霧収

広寒宮とは月の世界のことのようにであるが、周南の詩は道具立てといい用語といいなかなかロマンティックな詩である。原欽の詩に較べれば流露感に富んでおり、自己と風景とが一つに溶けこんでいて詩情を高めているが、結句はいさ

さか問題がないではない。下手をすると内容空虚な、用語倒れになりかねない調子の好きを持っているところに危険なものを感じるのである。徂徠学派の詩らしいところである。

山岸徳平氏は周南の「玉江秋月」を大阪湾のことだとしている。確かに現在でも大阪には中之島から福島方面に向けて玉江橋というのがかかっている、かつてはこの近傍に長州藩邸があった。しかし「周南先生文集」を見るとこの詩には、阿川君景福樓十景分<sup>一</sup>得玉江秋月<sup>二</sup>との題字がついている。詩の配列が作詩年順になっているとしてみれば、正徳か享保の初め頃かと思われる。阿川毛利広規の別荘景福樓においての席上題詠である。景福樓は河添にあったと思われるので、玉江の秋月は眼前に賞美できる場所である。従って山岸徳平氏が岩波「日本思想大系」の註で、玉江を浪津津とするのは明らかに誤りである。

萩八景の原欽の詩は、藩主吉就の命によって貞享二年（一六八五）に作られたものである。萩八景は何時頃、誰によって選定されたのかはつきりしない。対象の場所も異同がある。原欽自身の記すところによれば次のようである。

〆 八江之地名在人口耳者久矣。而未<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>表<sup>レ</sup>章其景也。貞享二年之春、我太守江公命<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>八景之目、一得<sup>レ</sup>其趣。爰命<sup>レ</sup>雲谷等<sup>レ</sup>瑤<sup>レ</sup>寫<sup>レ</sup>之于<sup>レ</sup>畫<sup>レ</sup>図、安春貞作<sup>レ</sup>倭歌、余賦<sup>レ</sup>唐<sup>レ</sup>絶。〆（『復軒文稿』「題倉雲谷等瑤家藏八景軸」。句読点・返り点は安藤紀一「山田原欽」による。）

私の関心は、何故この時期に八景図が作られたのかということである。八景図には漢詩が付きものであり、漢詩をよくする山田原欽という才能が藩内に出現したので改めて藩主吉就の興味を刺戟したのであろう。そして、画・歌・詩の三位一体のものを作成する思い着きになったのであろう。それには漢詩の普及という現象が前提されるのではないかと私は考える。藩体制の文化の担当者が、藩成立期における茶頭（堂）から漢学習得者へと移りつつある状況、茶の世界

のものから漢学の世界のものへと藩の文化状況の体質の移行が、そこに見られるのではないかと思われる。それは、茶の湯によって代表されていたところのもの——一口に言えば美というものが藩体制の文化意識の中心でなくなったことを意味するものではなからうか。美にかわって教養（それも漢学の教養）というものが中心に位置してくるのである。漢詩と和歌とを連ねる和漢連句という形式は、五山文学の主流であった漢詩が一般に広まってきたところに成立した、当時の知識人たちの遊びの形であった。

武士の間に儒学が滲透して漢学の素養が定著していくにつれ、漢詩もまた武士階級の精神的営為の表現にふさわしい形式として継承された。原欽より少し時代は降るが、姫路藩士が享保七年につくった金沢八景漢詩をあげてみたい。これも画・詩・歌一体のものである。相模の金沢は金沢文庫により有名であるが、そこは江戸の文人達にとって格好の探勝地として詩文や書画にさかんに取り上げられ、広重の浮世絵にもなっている。その金沢八景を姫路藩主以下が漢詩和歌を分担して詠じ楽しんでいたのである。その一つ「乙鱸帰帆」を掲げる。

群山空処設漁邨 地列浦郷因海垠

日暮波閑風亦順 唯看任意数帆走

ここには詩をつくる内面的な緊張感はなく、まったくの無風状態だと言っている。ただ風流に遊んだという形だけのものに終わっている。まだしも天の河の筏のイメージを持つ原欽の詩の方に、詩の面白さがある。

それにしても山田原欽は漢詩の学習にどのようなテキストを使ったのであろうか。原欽の頃に流布していた和刻本の漢詩選集は「三体詩」「千家詩」「唐詩訓解」「聯珠詩格」等であり、「唐詩選」は舶載されていたが、きわめて限られた人の手にしかなかったであろうと言われる。原欽は宇都宮遷庵にも学んだと言われるが、漢詩に特に心を牽かれ「三体詩詳解」という注釈書の著述を持つ遷庵の手に明版本の「唐詩選」があったかもしれないが、その可能性はうす



いとみるのが妥当であろう。たとえ遼庵の手にあつたとしても、当時は「唐詩訓解」の異本として軽視されていたと思われる。遼庵の師松永尺五や同門の那波活所、貝原益軒は渡来本の「唐詩選」を見ているので、遼庵の周辺に「唐詩選」の存在が考えられないことはない。

そのような詮索は兎も角、岩国藩儒でもあつた宇都宮遼庵ほどの名の知られた存在と、当時の長州藩の儒学の状況との間に、それほど関係が見られないのはどうしたことであろうか。徳山藩では遼庵との関係が顕著に見られるのである。原欽は遼庵に学んだといつてもその講筵に列なる程度であつて、束脩を収めて正規に師弟の礼を執つたわけではなかつたらしい。山県周南の父良斎（長白）も京都に遊学して、その師は不明であるが、遼庵との交渉はなかつたものであろうか。長州藩前期の儒学の状況は、まだその人間関係も不明な点が多いのである。未開拓な部面だと言つてもいい。

遼庵はその著『日本古今人物史』が幕府から忌避されて、岩国において禁固の処分を受けた。延宝三年（一六七五）には赦されたが、京都に上つて家塾を開き、原欽が遼庵に学んだのはその翌年である。遼庵は、独自の学説を成就するほどではなかつたにしても世上に名の通つた学者であり、多くの漢書の標注書を著わして、それは当時の儒学の徒の間で広く利用されたのである。荻生徂徠もその一人であつて、彼は書を遼庵に送つて感謝したのであつた。そうした遼庵を森鷗外は次のように評している。

〃宇都宮由のなりきと覚ゆ、多く頭註の書を著して世の人に誇そしられたり、されどそれを誇りし人の中には、まこと実に彼頭註の書を帳中に蔵したりしもありきとぞ。さらば由的たるものは、誇らると雖も、憂へずして可ならん。〃（「心頭語」）  
これは鷗外が、遼庵によって同時代の翻訳家を皮肉つたものとも読めるが、遼庵の塾がどれ程繁昌したかは、西鶴が彼の小説のなかで述べている。

## 二、山田原欽

♪連歌は新座池へ立ち入り、俳諧は難波の梅翁を里にひかへ、立花は池の坊に相生迄習い、鞠は紫腰をゆるされ、茶の湯は金森の一伝、物売は宇都宮に道を開き」（『西鶴織留』『本町町人鑑』）

遯庵はまた千家の茶人との交友もあり、久須美疎安の『茶話指月集』に「藤村庸軒先生伝」を寄せている。当時京都では詩人・文化人の交歓が盛んであった。遯庵という存在、また山田原欽が京都で名を知られるようになった因縁もまたそういう世界の中で考えるべきものかもしれない。

遯庵は漢詩を好み、自身詩人として七十七年のその生涯に多くの詩作を残した。今日残っているのは彼の後半生のものだけだというから、一生の詩作は数千にもなるのではないかと推定されている。遯庵の詩について江村北海は、蕪陋浅俗であつてつまらないものが多いから九割も削除してしまつたらよくなるだろうと言っているが、その北海が評価している詩を引いてみる。

海色茫茫山色長 孤舟風雨轉<sup>うた</sup>凄凉

天涯一夜愁人夢 半在<sup>二</sup>京城<sup>一</sup>半故郷

孤舟というのは自己認識の心象であろう。

山田原欽も実に多くの漢詩を作っている。日記がわりに一日の出来事を漢詩として記しているほどである。原欽は伊藤坦庵について儒学（朱子学）を学んでいるが、漢詩は或は遯庵の啓蒙によるものではなかつたらうか。遯庵の漢詩の講義がどのようなものであつたか、その語り口をうかがわせるものとして万治四年（一六六一）に遯庵が著した「頭書錦繡段鈔」がある。これは漢詩の評釈書であるが、例えば孟叔異の「夏雨」を説明して次のように述べる。

♪ 脩然一雨送<sup>レ</sup>輕颺 客夢驚回夜寂寥

剛道是晴還未信 檐声和月落芭蕉

一二の句、言は、夏の夜、あつさに一睡したれば、雨が鳥の羽をそろへて飛声の如く降たれば、ざっと涼き風を吹送たぞ。其こゑに、旅中の夢が、かっぱと驚たぞ。

といった調子である。講義の口調をそのまま文章にするのはこの当時よく見られるのであるが、いかにも具体的で面白い。そして最後に和歌を引いて、古歌に「雲はれて後もしぐるゝ柴の戸や山風はらふ松の霏に」此詩の心ぞ。」と締めくくる。和歌を持ってきて詩の理解を助けとすることは五山の禅僧の詩の講義書に既に見られるところで、常套的な説明技術には違いない。五山文学の伝統が影をひいているのであるが、受講者は怠屈せず聴いたであろう。

朱子学では詩文を学問の余暇のものとして位置づけ、詩文に耽ることを玩物喪志として排斥するのであるが、原欽の当時において既に、漢詩文を作ることが儒学者——ひいては漢学によって形成された知識人の一つの資格のように見なされていたことは、『復軒文稿』や『復軒詩稿』を見ればよく分るのである。

### 三、宍道玄蕃就晴のこと

正徳三年（一七一二）二月、前年の暮に当職を円満に退任した宍道玄蕃就晴は、在任中の失政をとがめられて藩主吉元によって逼塞を命ぜられた。彼と同時期に当役を勤め同じ前年の暮に退任した志道丹宮就保も、同じ処分を受けたのである。この事件について『萩市史』第一巻は次のように記している。

〃宝永八年（四月正徳と改元）までには一万三〇〇〇貫目の負債も相当に償却できるものと期待していたのであったが、正徳二年の決算では、それが意外にも約四倍の五万貫に膨れ上がっていた。

これは全く就晴・就保の責任である。吉元は支藩から入って宗家の事情に通ぜず、当職・当役の要職にある兩人を信用して藩政を任せ、一〇〇〇石ずつの加増をも与えたのであったが、就晴らはその寵愛に慢心し、重税に堪えている士民の苦しみをも思わず、俵約の期間中も一身のおごりにふけていたのである。〃

この文は、三坂圭治氏『萩藩の財政と撫育制度』のものと殆んど同じであり、かつ『毛利十一代史』も同じ見解なので、そのような見方が定説になっているのであろう。

しかるに萩市立図書館所蔵の藩政史料写本類の中に、宍道玄蕃が書き記した『覚書』と題された一冊がある。原本ではないが、内容は玄蕃が処罰の不当を訴えて後世の判断を俟つ為に、自己の冤罪の実情を述べて藩主に弁駁したものである。この書を読んでもれば、藩財政窮迫の問題は果して玄蕃だけに責任が押しつけられるものか否か疑問が生じるの

である。（『覚書』は玄蕃のみについて語られているので、志道丹宮については一先ず措くことにする）。玄蕃にも当職としての職責から責任が問われるにしても、彼だけを悪人にしてすまされる状況ではなかったことが読みとれるのである。そこには、『覚書』には明らかに書かれていないが藩主吉元の性向も一つの誘因としてあった筈であり、そのことは『御国政再興記』（安永七年及び天明二年成立。藩主重就の業績を顕彰したもの）の次の記述によっても推察できるのである。

泰桓院様（註・吉元の事）御代二丸御茶屋御再興の儀これあり、此の御代最初御奢りなられ候由、末々老人ども申し伝えもこれあり候えども、宝永五年御初入国に候えば正徳二年まではその間五ヶ年に候ところ、正徳の比（よ）右評判起り候段その後穴戸主計就延老後の咄の趣き申し伝えこれあり。就延は浮説同意にこれなく、上の御瑕瑾（よ）に相成り候ところを嗟嘆少なからずの由申し伝えもこれあり。かれこれ浮説誤伝は後世恐るべき御事か。（読み易いように書き流す。）  
表面は否定しているものの、それはこの書が重就の立場から書かれているからである。

更にまたそこには藩を超えた幕府の政策も一要因として作用しているのであって、それを考慮しない『毛利十一代史』以来『萩市史』までの記述の見解は、歴史の客観的な認識を除外しているものであると思う。『覚書』も言及している幕府の経済政策による影響について一考あって然るべきではなかったろうか。当時既に一藩の財政は全国的な経済動向から無縁ではあり得なかったのであり、『覚書』はそのことを訴えているのである。

宍道玄蕃は『覚書』において、自分に押しつけられた罪状を簡条別けにしてその一つ一つに反論を加えている。そのうちの藩借銀の増加の原因となったものとして挙げている主要な幾つかについて述べてみたい。

第一に挙げられるものは、前述したように藩としてはどうにもならない幕府の存在である。吉元が長府から入り宗家

の長州藩主となったのは宝永四年（一七〇七）のことであるが、それから間もなく將軍綱吉が歿し（宝永六年）家宣が後を継いだ。これは徳川家の私事であるとともに国家的な行事であったので、その慶弔の諸行事に対し長州藩としても相当の出費を強いられたのであった。宝永五年八月以来、当役は志道丹宮（当職より転任）、当職は穴道玄蕃が勤めていた。新將軍の就任による恒例行事として、諸藩への幕府の巡見使の派遣及び朝鮮信使の来日ということがあり、それへの応接は藩に課せられた国家的な政務であって、その饗応には多額な経費を要したのであり、その財源の調達は当職穴道玄蕃の役務であった。

徳川家宣の將軍就任を祝して正徳元年から二年にかけて来日した朝鮮信使一行は五百人を超える大集団であって、江戸時代を通じての最大規模のものであった。藩主吉元は参観途上にあつたのであるが、幕府の命で急遽引返し、自ら赤間関（下関）まで出向いて饗応した。その時、赤間関での藩の饗応責任者は右田毛利広政であり、信使一行との詩文の応酬の為に派遣された山県周南は、信使の求めに応じて即席に詠じた漢詩によって一躍その文名が全国的に知られたのであった。この時を契機として周南は毛利広政の知遇を得ることになる。

信使饗応の経費捻出については種々論議され、領民に負担を課そう（馳走出銀）という意見が強かつたのであるが、玄蕃はそれに反対し、何とか自己の才覚でもって金繰りをつけて切り抜け、士民に苦しみをかけなかつたと自分の手柄の一つに挙げている。そして、巡見使や朝鮮信使の来藩は当職である自分の勝手な意志で呼び寄せたものではない。それに要した多額の経費が何で自分に責任があるのかと玄蕃は聞きなおっているのである。

宝永四年に吉元が藩主となつたその襲封の祝事にも多額の費用を要したのであり、翌五年六月領国防長の地に初入国した吉元は九月から藩内の各地を初巡視したのであつたが、これにも多くの出費を必要としたのであつた。『山内縫殿広通控物抜書』（天保二年写。萩市立図書館蔵）によると、吉元の領国内巡視に従がつた者は千二百四十三人と記されている。

宝永五年、富士山が大噴火してその周辺の国に大被害をもたらしたのであったが、その災害復旧費として幕府は諸藩に対して高百石について金二両の上納を課してきた。これも不時の出費となった。『覚書』は、藩が赤字になるのは幕府のやり方一つによるのであるから、借銀は決して殿様の恥ではないと言っているのである。

第二には幕府の通貨政策が挙げられる。赤字に苦しんだのは何も藩だけではなく、幕府もまた同じように赤字に苦しんでいたのである。元禄から宝永にかけての荻原重秀による金銀改鑄の通貨政策は、幕府の赤字解消対策であった。彼は、従来の通貨を品質を落して改鑄し、その出目の利によって赤字を補填しようとしたのである。新井白石の猛烈な批難を誘った荻原重秀の通貨政策の功罪については是非の説があるようであるが、しかし改鑄によって却って貨幣価値は下落し、物価は騰貴して金融市場は逼塞したのであった。商人は大名からの借銀要請に応じなくなり、藩として資金調達の途がふさがれたのである。正徳二年の春以来、関西の大名十七家が大阪商人から借銀を断られているという。その中であって長州藩だけは評判がよく、同年の暮に当職手元役三上藤右衛門を大阪に出張させて交渉した結果、参観経費用の借銀に成功したのであった。しかしその報告が萩に届いた時には既に玄蕃は免職になっており、借銀成功の功績は玄蕃の後任の者に帰したのである。玄蕃の罪状の一つに、彼のやり方が悪い為に参観費用にも差支えたということが挙げられているが、それは全くの冤罪であると玄蕃は主張するのである。

次に『覚書』は、江戸での支出の増大と勝手な借金を挙げている。国許すなわち当職に事前の相談もなく江戸で借銀がなされ、その尻拭いだけが国許に求められるというのである。正徳元年（一七一）江戸の町人三谷三九郎に対して永年の用達の功により毎年米三百俵を大坂で交付するようになった。これなども江戸での借銀提供への報酬であろうと思われる。当職の力量の評価は、いかに借銀に成功するかにかかっているのであって、玄蕃もまた金策には努力しており、大坂だけに限らず萩地の町人にも声をかけて借銀の交渉をし同意を取りつけたと述べている。正徳二年時の藩の負

債額銀五万五千貫は、玄蕃が当職になってから遽かに出来たものではなかった。玄蕃の言い分によればその内容は、  
泰殿院様（註・綱広）御時節より御代々の古借、御女儀様方御預け銀、又は御仏様方の銀、或は先年の札御用銀共々までもかき集めての額であるという。それらすべてが玄蕃が当職になってから出来た借銀として玄蕃に責任が押しつけられた点に、玄蕃としては承服でき難い思いがあったのである。だが問題は、宝永五年の藩の負債額銀一万三千余貫目の解消を図って、同六年七年と二か年の半知を課したにもかかわらず正徳二年には銀五万貫余の借銀に膨れあがっていたことである。単純に計算すれば『萩藩の財政と撫育制度』も述べているように二か年間の半知による増収は八千六百貫目になるとして、それを償還に充当すれば負債は五千貫目に減少する。恐らくそのように説明して藩士等を納得させ、半知の重過にも耐えさせたのであろう。結果は逆に負債は何倍にも増加したのであるから、その政治責任が問題となるのは当然であらう。ただその政治責任を誰に負わせて藩主への批難を回避するかが問題の焦点となる。それをめぐって裏で画策が行われたことは考えられる。玄蕃としては、自ら当職を辞任することで責任をとったつもりであったのであろう。彼の辞任を待っていたかのように処罰の追い討ちがかけられて玄蕃は自分が陥し入れられたのを覚ったのである。政治責任と借銀増加の実際の原因とのつながりが玄蕃には納得できなかつたのであり、処罰の不当性ととも借銀が増加した理由の再確認の保証を求めようとしたのである。その為に『覚書』は書かざるを得なかつたのであつた。借銀が増大したのは、玄蕃が借銀の事実を藩主に隠していたからだと罪状は断定している。これに対して玄蕃は、藩の政務機構から言っても当職一人の振舞いで独断で借銀できるものではないと反論するのである。自分の周囲には部下の当職座の役人が何人か居り、彼等に判らないように当職一人が藩の名で内密に借銀することはできないというのである。『覚書』によると、玄蕃は常に財政の実情は殿様に報告してきたし、その対策についても加判役や当役を通じて何度も伺いを立て、殿様直々の裁可状（御黒印）を受けてやってきたことだと言う。対策については一任されていたのに、



その結果及び結果から見た過程について問責されるのは不当であると言っているのである。財政再建計画を玄蕃は三案作成して提出している。そして俵約の方針を徹底させる為に、先ず藩主から範を垂れるようにされたいと当役志道丹宮に進言したが、それは藩主の日常に責任があるような形になるので恐れ多いと丹宮が反対したので取り止めになったと言う。

享保五年頃、当職桂広保が提出した藩政改革についての意見書（『山内広通控物抜書』に収録）によると、俵約令を発してもいつも上からそれが破られる。殿様や殿様周辺が実効ある俵約を身をもって示されるべきだと述べている。藩主吉元の生活態度・性向を暗黙のうちに批難しているのであり、それが財政再建上一貫して問題になっていることが分る。『覚書』は、国方（財政を担当する当職）が全く知らない五千貫目に及ぶ新借が江戸で行われていたと記している。

『覚書』を読む限り、この頃の当職の立場は、要職として認識されてはいるものの後世考えられているほどには強くなかったという印象を受ける。藩主と直接対面して意見を開陳するということは殆んどない。藩主の一門などが加判役としてその間に介在し、それを通じてしか意志の通じ合いができない。当職が政務の決裁を受けようとしたり意見を上申したりする場合、またそれに対する藩主の裁可や意向の伝達は加判役を通じ当役を通じて行われる。前述した桂広保の意見書も、当役山内広通へ提出されており、それについて広通は江戸加判役の毛利広政（筑後）と協議して、広政の意向を図った上で藩主に伝えまた桂広保へ回答している。こうした形の中では、当職の真意がそのまま藩主に通じない場合もあり得るし、その逆の場合もあり得るであろう。

正徳二年九月、玄蕃は千石の加増の恩命に浴するのであるが、この表面の好遇とは反対に、既にこの頃には玄蕃が意見を上申しても脇から誰かが妨害していて藩主にまで達しなくなると『覚書』は言っている。その反玄蕃勢力の中心人物として玄蕃は右田毛利広政を想定している。彼らの動きは玄蕃にも伝わってきていたのである。彼らの策謀によって自分は追いつめられ、退任させられた上に処罰されることになったのだと玄蕃は見ている。当職退任は表面は玄蕃が

ら申し出たことではあるが、それは周囲の情勢に押されてのことと玄蕃の本意ではなかった。玄蕃には藩財政の再建という仕事が残っており、その計画書も三案作成して殿様のもとまで提出しており、当然退任申出は慰留されるものと期待していたようである。しかし計画書は殿様の手には届かなかつたらしい。退任は表面は円満に行われ、永年の労をねぎらわれた上に拝領物まで頂戴したのである。それが一転して罪人になった。

玄蕃の罪状にはまた、彼が過大な負担を課して藩士民を苦しめ、自身は贅沢をしたことが挙げられている。確かに玄蕃が当職であった宝永六年七年と二か年続けて半知を課した。行ってはいけない半知を実施したので、その責任を問われたのであろうと玄蕃自身認めるところである。しかし玄蕃において我慢できなかったのは彼の失政を追及して辞任に追いこみながら、後任の藩政担当者たちは玄蕃と同じように早速正徳三年には半知を課しているそのやり方であった。

「自分の当時よりも米の値段はあがっていて半知の必要はないと思われるのに半知を行つた後任者が、前任者の自分と同じように何故処罰されないのか」と玄蕃は言っている。殿様の無用の費<sup>ツ</sup>えを捻出する為に、自分は下の者に（士民に）負担を課したことはないと言明する。そして彼は当職として行つた彼の善政の例証として次の二つのことを挙げる。

一つは、萩の奉公人が減少したこと。百姓の生活が苦しければ、萩に出て奉公する者が多くなる。萩での奉公を止めて元の百姓に帰るものが多かったが、それは奉公しているよりも百姓の生活がよくなったからであると言うのである。

二つは、備荒貯米として一万四千石の米を浜崎の蔵に確保しておいたこと。これは自分が退任する時に現在高を確認して後任者へ引継いだ<sup>ツ</sup>が、いつの間にか米はなくなつて他の物が入れてあると玄蕃は言う。

次に奢りを極めたという批難に対しては、それは「自分の居容或は家来の持分又は屋敷内の作事、朝夕の料理等」について言われるのであろうが、脇々と見比べられたら分るであろうが、自分の分際相当、身上似合いの程度である。御先代以来殿様が再々来られるので書院廻りは改造して他よりはいくらか様子がよいであろう。しかしこれは殿様への礼

儀であつて分限を越えるほどの格別のことではないと言う。処罰する方にしてもそれらの事の真偽は恐らく問うところではなかつたのだ。奢りをしたのは玄蕃だとの極めつけが必要であつたのであり、一切の悪を着せるべき対象が必要であつたに過ぎないのである。

これについて思い合されるのは『遺徳談林』（『毛利十一代史』に収める）に記す次代藩主宗広についてである。宗広が外出の途次萩城下諸士の屋敷を見て一つ一つ誰が住んでいるのか主人の名前を尋ねて、良い家に住んでいるのはみな役人だと言つたという。それ以来屋敷毎に名札を門に掲げるように命じた。これを念頭においてみれば、玄蕃の生活振りも彼の弁解をそのまま信じることはできないのである。

とは言え、『覚書』の玄蕃の弁明を聞く限り、彼は当職の職責を誠実に果そうとして努力していたように思われる。『山口県文化史年表』（山口県編）に記載されている当時の事項を拾つても、彼が財政難に対処する為に種々窮心していることは判る。当職としての玄蕃が決して無為であり無能であつたわけではない。ただ藩政時代を通じて言えることであるが、幕府の経済政策に揺れ動かされながら藩財政と毛利の家政（私生活上の経理）とが一つのものであつてそこに玄蕃たち当職の直面する体制上の矛盾の一つがあつたのである。当時の藩財政及び藩上層部の慣習的考えからすれば、急場を切り抜ける為には半知を課し百姓から上納米を取るといふのが一番手取り早く且つ確実な方法であつたのである。しかし下の者に厳しい犠牲を強要する為には、藩財政を苦しい状態に追いこんだ悪人を作り出す必要があつたのであり、それは政治の技術として政治家の誰もが考えつくことであらう。

宍道玄蕃はまさに政治のスケープ・ゴートであつた。『覚書』は彼の自己弁護の書であるから、反対派に対して過大な糾弾を行っているところもあるであらうが、それを割引きして考えても玄蕃の反論に考慮すべき点がないわけではない。権力をめぐって様々な権謀術策が行われることは、いつの時代どこの国でも同じく見られるところである。そこに

また歴史の活力が生じるのであって、長州藩だけが藩主の善政の下に去勢されたように清潔であったわけではない。そうしたことを、現代からは——当時から遠く距って歴史的なパースペクティブを保って見ることでできる現代からはまず実態を実態として、事件の背景にある諸条件を客観的に認識しなければならぬであろう。藩財政の研究は、表面の現象の底に伏在する諸事情諸条件を分析して明らかにすることにありと思う。

藩主吉元は、林家によって朱子学を学び、萩に明倫館を創設して儒学の定着を図り、儒学者の地位を引上げて、それまでの技芸人並から武士の扱いにした好学の君主として知られる。林家の学問を尊崇していたので、萩生徂徠の門人山県周南を侍読に任用するにあたり、林家への入門を周南に強要したりしている。吉元の治世は、藩政の享保改革の時代として知られており、その改革を推進した山内広通・桂広保・坂時存といった人々は、玄蕃を犠牲にすることにおいて藩政を担当することになったと言えよう。後の宝暦改革の一つの目標となった山内広通は玄蕃の娘を妻にしている。歴史の皮肉というべきであろう。また同じく改革を担当した一人であって玄蕃から策謀家に見立てられた毛利広政は、山県周南のバトロンの一人であって周南を通じて萩生徂徠に政治の道を問い、儒学による政治の理念を求めた存在であった。享保十七年（一七三二）の虫害による大飢饉の時には、広政は当職として救済の為に藩内を東奔西走しその疲労の為に急死したのである。それらのことも書いておかないと、玄蕃に対しては片手落ちになるであろう。

『覚書』は面白い史料である。その存在は藩政の裏面を垣間見せてくれる一端ともなり、またその隠されてきた部分へと思考を働かせる発条ともなるものである。

(一九八四・五・八)

#### 四、佐々木縮往

防府市出身の美術史家故脇本楽之軒は、佐々木縮往の鯉図を見てグロテスクだと評している。それは決して貶しめて  
いるのではなく、当時の画家——狩野派や雲谷派を念頭に置いて考えた場合、対象をグロテスクなまでに画面に定着さ  
せようとして表現している画家はいないとして、縮往の個性をそこに評価しているのである。

荻生徂徠が縮往に送った書簡が数通『徂徠集』に収められている。その第一信は岩波書店刊『日本思想大系36・荻生  
徂徠』に訓点を附して収められていて読み易くなっている。それによると、徂徠の父と縮往の父とは医者となる為に同  
師同塾で修業した仲であつたらしい。その塾は「大医の塾」とあるから幕府の医家の高官である今大道ではなかつたろ  
うか。今大道は曲直瀬道三の家系で、徂徠の祖父玄甫はその門で学んでいる。

徂徠は幼い頃に父方庵から、縮往の父の猛勉強ぶりを何度も聞かされて育つたという。方庵が「大医塾」の学生の時、  
真夜中に朗々とした読書の声で夢を破られることがしばしばであつた。壁の隙間から洩れてくる灯あかりをすかして見ると、  
それは縮往の父が端座して一心に勉強している姿であつた。そうした勉強ぶりは修学年限の三年間、一日として欠ける  
ことはなかつたという。徂徠は弟と机を並べて勉強しながら、縮往の父の勉学の姿を思い浮べて自分の心を励ましたと  
いう。縮往の父は医学だけでなく経学の方においてもその学識は長州藩の中で際立つた存在であると聞いて、幼時から  
抱いていた尊敬の念は一層深まつた。父親はお互いに交際していた間柄なのだから、自分達の代においても同じように

交際していきたい。『豈吾が世に当りて老兄（縮往のこと）を失うべけんや。』と徂徠は書いている。

縮往の父は佐々木道安といい、長州藩医であった。当時においては医師であるものは同時に儒学に深い造詣を持つ人が多かったらしい。らしいというのは、儒学者として世に立った人の父親が医師であったという例が多いからである。縮往にしろ徂徠にしろ、明倫館初代学頭である小倉尚斎にしろ父は医師である。家庭環境として書を読むという習慣があったからであらうし、子どもに学問を与えるという意識が強く働く立場からでもあったらうと思われる。長州藩に儒学が受容され展開していく土壌を形成したのもとして、当時の医師の存在は改めて評価されるべきものであらう。医師だけでなく浪人という存在もそこに加えるべきかもしれない。

縮往は父の業を継がず、藩主綱広の時に儒員として任用され、享保四年（一七一九）藩校明倫館開校に当っては教授を命ぜられた。彼の画は余技であったのである。儒学上の師は不明であるが、父道安であったかも知れない。山県周南は徂徠を訪ねた時（それは宝永五年に徂徠の許を卒業して離れる以前か、藩主吉元の侍読として徂徠と一別以来はじめて江戸に出た享保二年かのどちらかが考えられるが、私として前の方を採りたい）、縮往の絵を持参して贈ったのであったが、縮往の人物を伝えて画を能くするばかりでなく漢詩を作ることにおいても秀れた才能を持っていると語った。

（縮往は享保四年に藩命によって、周南の父山県良斎らとともに赤間関に赴いて朝鮮使節と詩文の応酬をしている。）画も詩もよくするということが徂徠を悦ばせ、面識のない縮往へ深い関心をそそられたのである。『ああ、不佞の心は二子（縮往とその父）に酔う。』と徂徠は手紙に書いている。幼時からその名を敬仰してきた人の子として適わしい人物だと思ったのであった。

徂徠の手紙は言う。詩をよくする人で画までよくする人は、唐の王維か明の文徵明ぐらいのものだ。私は明の李攀竜・王世貞を尊重してその学風の継承発展をもって自分の学問の方針としてきたが、いまや自分と同じ学問の道を進む者

は全国に湧き起ってきている。まして王維・文徵明のように詩画をよくするあなたが、親同士が交際していた親しい家に生れてきたのであるから、もう後世に期待しなくてもよいだろう。こういうことを言うのは世間の小人物にむかつてでなく、あなただからこそである。詳しいことは周南がお話するでしょう。あなたとは遠く隔たっているが、お会いできる日はいつでしょうか、と手紙は終るのである。

平石直昭氏の『荻生徂徠年譜考』によると、山県周南が持参した縮往の画は「太華図」と題されたものであったかと思われる。同書によると、縮往の画と漢詩を見た安藤東野は感激して縮往に寄せる文「寄沕真先生辞並序」を作っており、それは『東野遺稿』上に収められているという。

徂徠は手紙に日付を書かないことにしていたので（特に漢文の書簡）、右の縮往あての手紙もいつのものかはっきりしない。吉川幸次郎によれば、徂徠の詩文や書簡を集める『徂徠集』は、徂徠がまだ古文辞学に向わなくて朱子学を奉じていた四十歳以前のもは殆ど収められていないという。『徂徠集』は彼の死後に刊行されたのであるが、徂徠の学説にすぐわなないものは意識的に除かれてあるところから、吉川幸次郎は徂徠生存中の自編と見ている。とすれば、縮往あての手紙の年時を考えるには、徂徠が古文辞学を主張して自己の学説の確立に向うようになったのは何時頃かが、一つの判断の資料となるだろう。

徂徠が朱子学と絶縁したのはいつのことか明確な年時は分らないらしいが、傍証として挙げられているものの一つに周南の「学館功令」がある。（『周南先生文集』巻九所収）。それには、昔わが徂徠先生、年まさに四十、はじめて古文辞を修す。蓋し十年にして弁道を作る」とあって、これから推す<sup>おぼ</sup>と徂徠の古文辞学開眼は宝永二年（一七〇五）頃になる。宝永二年といえば周南が十九歳で徂徠に入門した年である。これに呼応するものとして服部南郭の「周南墓碑銘」があるが、それによると周南が入門した当時は徂徠は古文を修める仕事を始めたばかりで、兄弟子として安藤東野一人

#### 四、佐々木縮往

であったという。(徂徠が古文辞学或は徂徠学といわれる自分の学問的立場を確立したのは、正徳五年頃と考えられている。)これらのことからして、『徂徠集』に収められた手紙はだいたい宝永二年以後と考えられよう。周南は宝永五年に三か年の修学年数を卒おえて萩に帰ってきているが、徂徠は周南をなつかしんで盛んに手紙を書いている。それらは、「県次公に与う」として『徂徠集』に収められているが(和文の手紙は別)、その中の正徳元年(一七一―)に書かれたと思われるものに、徂徠は「左生」という人の安否を尋ねている。この「左生」は佐々木縮往のことと思われるので、徂徠から縮往あて第一信は正徳元年以前と考えてよいであろう。平石直昭氏の前掲書によれば第一信第二信とも宝永四年のものであろうという。徂徠は四十歳代の半ば、縮往は六十歳を過ぎていた。

『徂徠集』に収められている縮往あての徂徠書簡は四通ある。それを見ると縮往は自分の描いた画を何度か徂徠に贈っているようである。その画に対する徂徠の称賛はいささか過褒の気味がないでもない。しかし第四信でも述べているように、徂徠の縮往についての評価はその詩よりも画の方にあったと言える。第四信で徂徠は、周南が縮往の詩を盛んに論じているがその詩は縮往の画の中に「炳如」としてあると言った後で自己の日本美術史観を語っているが、そのような流れの中で縮往の画を位置づけての評価であったと見られるのである。

縮往は享保十九年(一七三四)に八十六歳(または八十七)で没しているから、慶安元年頃の生れである。慶安元年(一六四八)といえば周南の父山県良斎と同年となり、山田原欽よりも十八歳、周南よりも四十歳の年長である。長州藩儒学の揺籃期を形成する一人であったと言える。縮往が藩の備員に任用されたのは藩主綱広の時というから(藩の儒者には中国や朝鮮からの渡来船に備えての通訳——筆談要員としての任務を課せられていたので、それに要する任用か)、延宝七年(一六七九)に綱広の子吉就の侍読となった山田原欽とは同じ儒学をもって出仕するものとして何らかの交渉は生じなかったものであろうか。長州藩に儒学が根づきはじめた時期の新しい知識人間の交流状態がもっと詳ら



かになれば、当時の藩の人が、儒学をどのようなものと考え、儒学修得者をどのように見、どのように取扱っていたのかその具体的な在りようが判明してくるであろう。当時の状況を考える時私はいつも、新井白石が「本佐録考」に書いている文を思い起こさずにはいられない。それは綱吉が將軍となる以前は、<sup>〇</sup>しかるべき人々の儒の事申沙汰し候ものをば天学の徒（註・キリシタン）となされ候。某が物覚えて候初まではしかぞ候き。<sup>〇</sup>というのである。こうした雰囲気——儒学を学ぶ者をキリシタンと同視するような、儒学を不要視するような空気が長州藩にもあったことは、周南の『為学初問』から推察されるのである。『為学初問』はそのような空気の啓蒙の為に書かれている。近世日本儒学は仏教だけでなくキリスト教との対決も思想的課題として成立してきた面があると思われるので（例えば林羅山とハビアンとの論争）、儒学の藩内の受容状況というものは更に考究される必要があると思われる。

儒学——または一般に学問への藩の態度・気風というものは、長州藩と岩国とはいささか異なるものがあるように思われる。岩国からは早く宇都宮遯庵が出て松永尺五に学び、明暦三年（一六五七）に岩国領主吉川家の儒臣となっている。また伊藤東涯に学んで中国白話小説に熱中した朝枝玖珂という学者も出ているのである。玖珂は当時の裨官五大家（中国白話小説を講ずる五人の大家）の一人に挙げられている。それが岩国にどのように根づいたかは明らかでない。長州藩の明倫館の書庫には『金瓶梅』なども蔵されていたらしいが、白話小説熱は聞かれない。だが歴史への関心の高さが周南以来の伝統として指摘できるであろう。その歴史への関心と白話小説熱とは時代の空気として通底しており、滝鶴台のように市井の事件を題材にした実録ものを漢文で書いたりしている。それとは別に周南の弟子たちには俳諧に熱中する者が現れてきている。こうした方面は現時点では殆ど未開拓の領域であるが、長州藩の儒学の状態を明倫館を基準にして考えることは改める必要があると思われる。

それはともかく、山田原欽の自殺は長州藩初期の儒学の状況を考える上で象徴的な事件であった。その自殺はいま一

#### 四、佐々木縮往

つ理由が明らかでないが、しかし彼が藩内で精神的にも孤立していたことは考えられる。彼を孤立させるような儒学への偏見が藩内の空気としてあったと思われる。原欽を遇する藩主以下要路者の態度を見れば、それは原欽から儒学の脱くところを学ぶというのではなく、漢字ばかりの文章を作り、漢文で思考内容を表現し、漢字だけの詩を手早く作ってみせる特殊な技芸の持ち主——一種の芸人としての扱いであったように思われる。原欽の弟子の小倉尚齋によれば、原欽は藩主の書庫の整理や蔵書の校訂に従事したというが（「行状」）、学問の師・学問の助言者としての待遇ではなかったようだ。藩主が外出すればそれに従って詩文を作り、藩主の行事を記念する文章を作り、重臣に招かれてはその別荘を称える記念文を作り、宴会の席上では短い蠟燭が燃えつきる間に幾つかの漢詩を作らされたり、そうした坐興をそえるものとして重宝がられていたが、儒学本来の立場からすれば無縁のことの方に使われているのである。こうした扱われようはその後も周南以下の儒学者にも大なり小なりついてまわっているのである。

佐々木縮往の「縮往」は、『孟子』の「公孫丑篇」に見える「自反而縮、雖千萬人吾往矣」（自みずから反かえりみて縮くれば、千万人と雖もわれ往かん）から取ったものであろう。それはまた縮往の人生上のモットーであったのかも知れない。彼が画を学んで自己に課したのは、儒学に向けられた藩内の偏見の空気に抗する彼の内面の確保のためからではなかったろうか。縮往の画に見られるグロテスクなまでの表現追求は私にはそのようなものと思われる。彼には画技の上での特定の師はいないという。中国絵画を独自に研究してその表現技術を習得したという。そこからくる偏執的な粘つきさといったものが、彼の画風から感じられるのである。縮往が雲谷画系から何らの影響も受けなかったかどうかは彼の作品の全部を見ていないので何とも言えないが、雲谷画系が全く形骸化していない当時において彼が独自の画風を持ったということは瞠目していいだろう。前にも触れたように、徂徠は縮往あて第四信で自己の日本絵画史観を述べているのであるが、狩野派の画を——総じて室町以来の日本絵画を宋の時代の影響を受けたものとして低く評価している。

宋詩と禪と茶の湯とに汚染された墨戲だというのである。徂徠においては宋という時代は全く否定されるものであった。徂徠の絵画史観をそのまま認めることはできないにしても、彼が縮往の画を認めたとすれば、それは当時の狩野や雲谷とは異なった性格のものを縮往の画に見たからであろう。

縮往の画の上の弟子として、吉田祥朔「近世防長人名辞典」は張方平・井上親明の名を挙げている。縮往の画風がどこまで維持されたであろうかは知らないが、雲谷派の画風のなかに消されていったのではなかったろうか。しかし当時において雲谷派とは異なる画風を独自に開拓してみせた縮往の存在は、長州藩絵画史上に特殊な位置を占めるものであろう。それによって縮往はまた、雲谷派が衰退していく過程を裏から照射する視点をもたらしているのである。

## 五、山県周南一面

『先哲叢談』を読むと、山県周南について些か気になる話載っている。それは周南が藩主吉元の強要によって、師の荻生徂徠とは学問上においてもまた幕府内の諮問答申者としての役割から言っても対抗関係にある林鳳岡に入門したというのである。吉元は林鳳岡に就いて学問を修めたのであったが、鳳岡を敬愛する余り常時師の側にあつてその薫育に浴しておりたい強い願望を持ったのであるが、藩主の身分としてそれが許されないのでせめて周南を鳳岡に入門させて、師の存在をいつも身近に感じておるようにならうということからであつた。従来周南に関して書かれたものでこの話を取り上げているものは、私の眼に触れた限りでは『先哲叢談』だけであつて、それには、此の事行状及び墓記に見えず。独り金華が贈序之を詳にす。』と出典資料を示している。その平野金華（平子和）の文は『金華稿刪』に収められているかもしれない。原念斎編の『近哲叢談』は多くの人に読まれてきた書物であるので、決して人目に触れにくいものではない筈である。それだけに今まで誰も触れてはいないということは納得できないものを覚える。或は周南の名譽の爲にという意味から触れずに来たのかも知れないが、それは却つて後來の学究者にとっては眞実への不誠実として映るのである。周南の林家入門の話は、軽く読み過すことのできない性質のものを持っているからである。何故かと言えば、広瀬淡窓のように周南の学問は徂徠学だけにかかずらうものではないという観かたが存在するからであつて、どのような在り方で林家の学問（それは恐らく朱子学プロパーというのではなく、単に博学という性格のものであつた

と思われるが）が影響しているかは、周南の学問の構造・性格を考える上で重要な意味を持つからである。

平野金華は周南が卒業帰国後に徂徠に入門したのであるが、服部南郭とは詩文の徒としての自覚のもとに特別に親密な間柄をなし、徂徠門の詩文グループを形成していた。周南はこのグループに親近感を持って交際しており、お互いの内密な事情に通じる機会は多かったと思われる。林家に弟子入りせよという藩主の無理な要求を受けて、周南は自分の苦衷を心の置けない同門の友人に打明けるところがあったのであろう。一時は親を連れて他国に出奔することまで考えた周南であったが、思い余って師の徂徠に相談した。『先哲叢談』に引く金華の文によると徂徠の返事は次のようである。

「ああ君なきの国あらば可なり。而して父母の在るあり。区々の節、己を深くして名に近づかば大義を奈何せん（親を養うという大義をどうするのか）。君子豈に匹夫匹婦の諒を以て為さんや。父母の在るあり。君なきの国あらば可なり。」

（原漢文）

そう言うて徂徠は寛容に許したのである。

更に周南は後述するように伊藤東涯へも入門の希望を持っていた。滝鶴台の「周南行状」（『周南先生文集』では山県伯恒名による「先考周南先生行状」となっている。）は周南の学問について「一に徂徠先生の教に違ひ々と書いているが、広瀬淡窓の言を俟つまでもなく果して徂徠学の遵守で終ったかどうか検討し直す必要はあろう。講義の控とみられる周南の「講学日記」を見ると、その論説には伊藤仁斎・東涯の学説の影響が随所に見られ、周南の儒学史上の位置づけは問題を孕んでくると思われる、それは引いては長州藩学の再検討にまで展開していかざるを得ないものではなからうか。それらについては今後の課題として別に稿を改めて考えてみたいと思っている。

周南はその著「為学初問」の中で、徳川家康と徳川將軍治下の社会と政治を称揚して次のように書いている。

〃扱も聖祖（註・家康のこと）は聖智にてましましけん。御一生の事業、天下を治め給いつる事は、凡慮の及ぶ所に非ず。（中略）げにも天下を保ち給うべき王者の御器量にて在ます。其の御験しるしにや、天下の大法とこと悉く凶に当り、今年に踰れども、国体のつり合よく、磐石の固めあり。学問日に開けて、君臣父子五倫の正きこと前古に越たり。中華朝鮮も及ばず。〃（『日本倫理彙編』による）

一般的に言って、儒学者の家康及び徳川治下の政治体制に対する評価は高い。荻生徂徠は、中央集権の郡県制よりも地方分権的な封建制の方が上下融和してよりよい体制であるとして高く評価するのである。そして徂徠自身の生きていた徳川治下は封建体制であって、それは先王（儒学における古代中国の政治的理想像）の時代と同じ体制である。先王の道（理想的な政治）は古代中国の封建制度の下において実現されたものであるから、それは同じ封建体制である徳川治下においてこそ最もよく継承されて実現できるのだとしたのである。周南の所説は、そうした徂徠の考えを忠実に引き継いだものと言える。

周南が、彼の時代の現政権をたたえる一つの根拠は、自分の奉じている儒学が徳川治下になって仏教を圧倒して興隆し、儒学の説く道徳律がともかくも社会の規範として受容されている現実にもよるであろう。そしてそのような周南の姿勢に、幕藩体制のイデオログとしての在り方を指摘することは容易である。周南が徳川家康を〃聖祖〃と言っているのは、徂徠が〃神祖〃と言っているのを一層儒学的に徹底させたものと言えよう。儒学者としてわが世の春を謳歌しているのである。

徂徠学は、朱子学が説く形而上学的な〃理〃を排斥して、先王の道——儒学における聖人が実現しようとしたとされる政治制度及び統治方法の政治学の範疇内にとどまるものであった。従ってそこで問題となるのは道徳ではなくて理想としての政治価値であって、朱子学が説く〃修身齊家治国平天下〃という個人の倫理価値を基礎として求めるものでは

なかつた。すなわち、個人が完全な道徳的人格を有する聖人となるのでなければ国家は治まらなからぬとする思想を否定しているのである。徂徠学では、統治者・権力者は道徳的に陶冶された人間である必要はなかつた。徂徠学が問うのは政治における個人の倫理的在り方ではなく、そのような個人の倫理的在り方を切り離した統治技術としての政治的価値であつて——それはマキアヴェリの『君子論』における政治理念に近似したものであつたと言えよう。

このような徂徠学に対して朱子学は、普遍的な第一原理として、理の存在を究極的に設定して、その普遍的な理が個々の人間に内在的に附与されているのだとする。従つて普遍性を附与されている自己を倫理的に陶冶すれば、すなわち、修身齊家治國平天下に至るのだと説くのである。こうした朱子学の人間と政治との關係づけは、人間存在の普遍的要素によつて個々の政治体制を超えて一つの在るべき人間存在の形を志向するものともなる。個々の体制を超えるものとしての、普遍的な理が内在している人間という認識によつて、そこに普遍的でない体制への批判へとおもむく要素が内包されていると言えよう。儒学といっても、日本近世の儒学の系流とそれの時代に持った性格、果たした役割の意味といったものは複雑であつて、一概に論じることではできないのである。時代の状況の変転によつてそれぞれの系流がプラスのものがマイナスになつたり、マイナスがプラスになつたりして弁証法的な作用と展開を持つのであり、そこに思想史の面白さが存在する。

ところで、徂徠の著とされていた『護國談余』はその内容において周南の著『為学初問』と全く同じものである。従つて井上哲次郎や岩橋遵成は『護國談余』は徂徠の著作でないかと否定しているが、吉川幸次郎は両者に共通している思想は徂徠のものであるとしてゐる。徂徠の思想の忠実な表現であつたればこそ、誰かが徂徠の名を冠して題名を変更して刊行したものであろう。その犯人は周南の弟子である林東漢が考えられるわけであるが、或は『為学初問』の当初の題は『護國談余』であつたことも考えられる。いずれにしても徂徠の名を冠しても充分通用し得るほどに『為学初問』

は徂徠の思想の忠実な祖述であると見なされていたわけである。鶴台の「周南先生行状」（『鶴台遺稿』巻之七または『周南先生文集』巻之十）が、其の学、一に徂徠先生の教えに遵い、経術文章を以て宗と為す。文は則ち秦漢、詩は則ち唐明を帰と為す。と記す所以である。しかし、果してそのように顔面通りであったか否かについては、広瀬淡窓に代表されるような見方が存在することは前述した通りである。

山県周南は、朱子学から離別を見せ始めた荻生徂徠の初期の弟子であって、数多い徂徠の弟子のうちでは先輩に当る。周南が徂徠に入門したのは宝永二年（一七〇五）、彼の十九歳の時であるが、服部南郭の「周南先生墓碑銘」（『周南先生文集』巻之十）によればこの時に兄弟子としては安藤東野一人であったという。当時徂徠は朱子学から古文辞学へ移行しようとしている時期であり、周南は師の学問の転換過程の空氣のなかで修学したと考えられる。と言っても、この時期での徂徠の古文辞学への転移は学問の方法論についてのものであって、（すなわち論語等の儒学の經典は古代中国語で書かれているのであるから、古代中国語の意味するところに立脚して理解すべきであって、宋学のように老莊、仏教の影響を反映して理解すべきではないとするもの）、必ずしも後年の徂徠が確立した思想体系としての古文辞学（朱子学における形而上学を否定する儒学の新しい思想的解釈）ではなかった。その差異が周南の学問的位置づけに微妙に影響しているのではないかと私には思われる。すなわち周南は、徂徠の学説の継承者ではあっても、徂徠のそれを更に発展させて自己の学説を創始するものではなかった。徂徠の死後、その学問は二分したというのが一般的な見方となっている。それについてはよく引用されるように、既に江村北海が、蓋し徂徠没して後、物門の学分れて二と為る。経学は春台を推し、詩文は南郭を推す。〃（『日本詩史』）と早くに指摘しているところである。〃物門の学〃とは徂徠学という意である。この評語には周南など眼中にない。強いて推せば周南は徂徠の経学の面の継承者でも詩文の面の継承



とも見なされず、その中間の位置にあると見られるであろう。周南の弟子の山根華陽が評しているように、周南は、伯樂であるという項を立てれば収まるのかも知れない。周南には太宰春台の『經濟録』や『聖學問答』に匹敵する学問上の著作はないし、詩文の名も南郭ほど今日においても当時においても高くはないし、また南郭ほどの役割を持つものでもない。このような周南の位置は、長州藩学の確立という大きな仕事に彼に課せられていたということにもよるであろう。しかし周南自身、自分をどのように内的的に把握していたか、その自覚と彼の公的な立場との相剋から来ているものがあるのではないかと私には思われる。周南は永田瀬兵衛政純等とともに藩の（毛利家の）歴史編纂の仕事にも携わり、鶴台の「周南先生行状」が、最も歴史に精しと称揚しているところであるが、歴史への志向は徂徠学そのものの性格によるところもあったであろうが、それが周南の本意であったかどうか疑問を覚える。むしろ周南は、何よりも自分は詩文の人間だと心の底では感じ取っていたのではなかったらうか。

私をしてそのように推測させる理由として、二つの根拠を挙げてみる。一つは服部南郭の入門を告げた徂徠の周南あての手紙である。（『徂徠集』巻廿一。周南宛第七信）

若し夫れ吾が覚後來の彦は乃ち服子遷・平子和なる者有り。服は大いに子与に似る。平は則ち千里、いまだ蹠齧ていけつを免かれず。今子相なり。皆交りを足下に定めんと欲す。其の書函中に付す。云々

これは正徳五年（一七一五）と思われるものであるが、服子遷とは服部南郭のこと、平子和とは平野金華のことである。南郭は大いに周南に似ているといっている。似ているというのは単に容貌外姿のことではあるまい。詩文への資質を徂徠は言っているであろう。南郭は徂徠に入門するより前から和歌をもつて柳沢吉保に仕えていた。和歌では既に一人前として遇されていたのである。柳沢家中では、漢学をもつて仕える徂徠と和歌をもつて仕える南郭とはいわば同僚であった。徂徠を識って師事するに及んで南郭は和歌から漢詩文に転じたのであるが、徂徠は南郭の本質は詩人である

と見抜いていたであろう。その南郭が似ていることは、徂徠は周南の質は詩文にあって經学の徒とは見ていなかったからではなからうか。この時既に太宰春台は徂徠に師弟の礼をとっている筈であるが、書簡はそれについて触れていない。或は周南へは春台入門は既に通知済みであったのかもしれないが、徂徠の經学面を継承した春台の名は挙げられず、詩文を継承した南郭・金華だけが挙げられているのは、徂徠が門弟たちを資質の類縁性をもって評価している態度を物語るものであると言えないだろうか。南郭も金華も、自分と性格や資質の似ているという先輩の周南に（この場合先輩とは年齢の高下ではなく、徂徠に就学した年次の上下）争って交りを求めようとしている。周南もまた彼等とは深い親近感をもって交際していくのである。「為学初問」において周南が、詩文何の害かあらん。専ら務むべき事なり。〆と言ひ、また〆詩文に泥んで世務を廢するは、其人の失なり。学問の失に非ず。〆と主張しているのは徂徠学徒としては当然のことには違いないが、その底には周南の衷心から発する詩文への念いが籠められていると見るべきであろう。（徂徠学における詩文の持つ意義については「林東溟」の項参照）

第二の理由として、周南の名が一举に知られるようになったのは正徳元年（一七一）に朝鮮通信使一行と詩の唱和をしたその文名によるものであったことである。

この時の使節団は、その前後十二回に及ぶ来日のうちでもっとも大規模なもの（一行五百人余）であつて、かつ新井白石による接待法改正によつても知られている。周南はまだ藩に召抱えられていなかったが藩命によつて赤間ヶ関で応接し、その時に贈答応唱した彼の詩が、使節のみならず使節に付添っていた対馬藩儒雨森芳洲・松浦霞沼を驚かせたのであつた。

それより前に徂徠は周南に手紙を書き、朝鮮の使節と詩の応唱をして腕くらべをしてみないかとけしかけている。

（『徂徠集』卷廿一、周南宛第三信）

今秋渤海の客將きやくしやうに至らんとす。余や種々名高に心無し。東壁とうへき（すなわち安藤東野）は則ち之を洛水の上に激おどえ一戦せんと欲す。亦晋楚鞭弭を中原に執るの秋あきなり。次公（すなわち山県周南）また犄角に意なきや（お前も一戦を交えてみないか。）知らず菅裴の風流、又誰が家を見んや。

この時の朝鮮通信使と詩文の応唱をした徂徠門下生には、周南以外に入江若水（大坂）・安藤東野・本多穉蘭（江戸）等がいた。この時の通信使一行には文名の聞えた李東郭その他が加わっていたが、徂徠は前もって彼らの詩文によってその漢文による作詩作文力をしらべてみて、あまり高く評価してはいなかった。徂徠は早くから中国語としての中国古典の習得に関心を寄せており、いわゆる返り点つきの和訳による読解を排斥していたが、自分も黄檗宗の帰化僧や長崎唐通事（通訳官）などから中国語の習得に勉めていた。吉川幸次郎によれば、徂徠の漢文表現力は伊藤東涯とともに江戸時代にあつては抜群との評価であるが、そうした徂徠にとっては朝鮮使節団の文人の詩は、宋元の詩の模倣にすぎないものであつて、卑靡にして陳腐きわまりないところであつた。徂徠は自分の教え子たちの力が朝鮮の文人よりも数等優れていると信じており、それが周南へのそそのかしとなつたのである。確かに彼の自信は裏切られなかった。使節団と応唱した詩によつて周南の文名は一挙に知られるようになり、それはまた徂徠門下でもっとも早く文名をあげる事になつたのである。

李東郭等使節団の文人と唱和した周南の詩が雨森芳洲・松浦霞沼を感嘆させたことは前に触れたが、木下順庵門下の兩人が徂徠門下の周南を吹聴したのに対して同じ木下順庵門の室鳩巢等は反撥し、周南を賞めすぎではないかと批難した。兩人の称賛が徂徠を増長させ、大言壮語させる結果になつたというのである。しかし周南の詩は使節三使（正使・副使・従事官）からも称賛され、謂いわわざりき南方才を生ずること此の如くならんとはとして、江戸に入つてからも使節は会う人毎に周南の詩才を賞嘆してやまなかつたと「先考周南先生行状」は述べている。

使節は帰途に赤間関において特に周南を引見し、席上側にあった瓶に生けた梅を指して「梅・開・盃」と押韻して即座に詩を賦すように求めた。周南はそれに応えて一氣に詩を作ってみせた。

赤水橋頭一樹梅　却從瓶裏趁春開、  
分明認得東君意　要照嘉賓夜宴盃、

その詩の出来ばえと周南の才能を使節はただ賞賛するのみであったという。周南の記すところによれば、使節から接見を賜った者は幕府の儒者以外には紀州藩の祇園南海と周南の二人だけであった。

祇園南海は同門（木下順庵門）の新井白石の推挙によって「公儀筆談」を命じられたのであった。南海は正徳元年十一月に江戸城内で李東郭等と詩文の応唱を行い筆談した。そしてここでも南海が東郭よりも優れた詩才を見せたのであった。この成功によって時の紀州藩主徳川吉宗より南海は二百石を給されることとなる。西山拙斎の『問窓瑣言』によると、面目を失った李東郭は釜山に帰り着いたところで嘔血猝死したと記すが、恐らく流言であろう。

朝鮮の文人達を相手にした周南の成功は、徂徠にとって満足のものではあって、自分の塾の漢詩文教育の成果を世間に誇示する好機会となった。徂徠は直ちに雨森芳洲・松浦霞沼に書を送り、周南を嘆賞した二人の眼識の確かさに敬意を表したのである。また服部南郭は周南の文名を頌えて漢詩を作り、それを周南に贈った。

この時の朝鮮通信使一行との間に唱和された双方の漢詩文は、『鷄林唱和集』としてまとめられて正徳二年五月に刊行された（岩波の『国書総目録』によると正徳元年に刊行されたか）。しかしその詩文集は木下順庵門の人々のものによって占められており、徂徠にとっては不満の多い編集であった。使節団への応接が新井白石以下木門の人々が中心になっていたことによる学派の対立感情が、詩文応酬の成果をめぐってそのような形のものにしたのである。將軍綱吉の時代には、幕府内部における徂徠の存在に比べると木門の人々は疎外された存在であった。しかし次の將軍家宣になる

と徂徠は拒けられ、新井白石が幕政の中心に浮び上ってくる。そうした学派間の勢力の消長を背後の状況として、朝鮮使節団との応酬の詩文集が木門を前面に押し出す体裁となったのである。木門の勢力の誇示と徂徠門への対抗意識の産物であった。

それは当然に徂徠一門による反撥を呼んだ。雨森芳洲等の目を見張らせたほどの周南の詩さえ余り収載されず、安藤東野の詩は完全に無視されていたからである。「鶏林唱和集」の続編として同年十二月に刊行された『七家唱和集』においても、徂徠門下生の詩文は閉め出されていた。これに挑戦して徂徠一門は自派だけの唱和詩文集を編み、徂徠が批評を加え、服部南郭が跋文を書いて、『問樞畸賞』と題して正徳二年冬に刊行したのであった。それには芳洲にあてた徂徠の書牘まで収録されていた。

徂徠一門のこの書の刊行が木門派からどのように受取られたか、『鳩巢小説』に収められている室鳩巢の手紙を少し長いが引用してみたい。正徳三年八月に書かれたものである。

〆 荻生総右衛門事、只今江戸にて文章は我一人と称し申し候。此の度、問樞畸賞と申すものを板行仕り、弟子ども朝鮮人との贈答の詩文に自身に批評を加え、何れも一笑を発し申すことに候。畸賞は奇笑と通じ申すやと存じ候。奇賞にてはこれ無く奇笑にて候とて先日も深見氏（註・深見玄岱）など笑い申し候。唐の韓柳、明の王李の外は中国にて文章これ無く、欧蘇もいまだ奇を存せず由申し候。近來の奇怪に候。彼が高弟山県少助（註・周南）毛利殿の儒臣を雨森藤五郎褒め候て海西無双と申し候。雨森を夫子（註・先生）と称し候て雨森方へ書簡をつかわし候。日本にて文章知りたるものこれ無く候ところ珍なることと雨森方へは右の通り追従を申し候て、山県方への書簡には雨森・松浦を両生（註・書生扱い）と称し候て、此の両生も文章など存せず候えども此の方の学文に傾き申すこと奇特なる事との申しょうに候。松浦・雨森うけ玉わり候ても不快に存すべく候。それを板行いたし流布仕り候。これは雨森一言の失より辱を

得申し候よし新井氏も申され候。(下略) (『統史籍集覽』より引用。送り仮名、句読点を附して読み易いようにした。)

当時の空気が生々しく窺われて面白い。そして徂徠及びその門下生が学問の世界にしろ詩文の世界にしろ頭を出していくに際して、既成の儒学者からどのような抵抗があったかがよく分るのである。

ともあれそれまで無名であった周南が、一躍してその名を知られることになったのは詩文の才能によってであった。徂徠が作詩作文の力を重視し、經書を正しく会得する為には詩文(特に中國古典語を使用しての詩文)の実作に勉めることが肝要だとして奨励したことはよく知られている。周南はそのような徂徠門下として最も早く師の期待に応えたのであった。赤間関の成功が周南にあっては詩文への自負ともなり、自分の資質の発見ともなったのではなかつたらうか。後に周南は「作文初問」を著わし刊行されているが(宝暦五年)、この時の体験が底流としてその著作を促がしたのかも知れない。周南が經学で名を為した太宰春台よりも詩文の人(文人)として一生を過した南郭に親しんだのも、彼の資質のしからしめるところであつたらう。

前に引用した周南宛の書簡において徂徠は、周南が江戸に出てこれられないかとそそのかしている。そして、周南が江戸に出てこれられないのは父の良齋が周南を頼りにして老後の孝養を求めているからだと聞いた。それなら君には弟はいないのか。父親の孝養は弟にまかせたならば江戸に出てこれるのではないかと徂徠は言うのである。周南に期待してやきもきしている気持が覗えるのであるが、この時周南が江戸に出ていたならば、今日われわれは或は異なった姿での周南を見るかも知れなかつたのである。因みに周南は次男であつて兄と弟がいたが、兄は早世し弟は他家の養子となり、家督を継いで親を養育する立場にあつた。長州藩の儒者たるの道は、父の業を継ぐべき家督者としての周南には所与の方向であつたのである。最初に記した『為学初問』中の徳川幕府謳歌の言は、周南としては長州藩学を背負つた存

在としての発言であったと思われる。そしてまたそうした認識を持つものであったからこそ周南の学問（すなわち徂徠学を中核とした）は藩体制に受け入れられ、藩学樹立の役割を負うことになったのであろう。しかしそれによって詩文の人周南は、周南自身のなかで疎外されていったのではないかと私は見るのである。「周南行状」は詩文よりも史家周南のイメージを強調して、最も国史に精し。治乱興衰の跡より皇朝の文物典故、諸家譜第閲閲に至るまで明らかなることと掌を指すがごとし。と述べる。これは藩主吉元（明倫館を創設し周南を重用した）の修史事業に参画したことに言及しているものである。ここには儒学者周南という像はうすらいできている。むしろ百科全書的在り方を求められた啓蒙学者としてのイメージが浮んでくるのである。詩人周南は彼自身の内部において次第に死んでいったのかも知れない。

徂徠の手紙は更に若き日の周南（正徳元年に二十五歳）の心の一面を語ってくれている。それは周南が、伊藤東涯に交を納めたい<sup>い</sup>と<sup>い</sup>って師の許しを乞うていることである。交を納れるというのは、東涯の教えを乞いたい——入門したいということか、それとも単に交際したいということなのか。私は前者の意ではなからうかと思う。周南は徂徠が伊藤仁斎に反感を持っているのをよく知っていて、師の許しを得ようとしたのであろう。もともと徂徠は仁斎の学力識見を高く評価していたが、その学説への疑問について質したい意志を表明した手紙を仁斎に送ったのであるが返事がもらえなかった（実際は仁斎は死の床にあって返事が出せなかったのである）。その上仁斎の死の翌年（宝永四年）に京都の書肆が刊行した「古学先生碣銘行状」には、仁斎にあてられた知識人等の手紙が収載されていてその中に徂徠のものも無断で掲げられていたのである。それが徂徠の自尊心を傷けて古義堂（仁斎・東涯の学塾）への反感となったのであった。その事件は周南が徂徠に入門した頃のことであり、周南は師の立腹の内容をその傍らにあって実感したのであろう。しかし徂徠は、周南の希望を心よく許している。学問をする道は広いほどよい。わが国の学者はやもすれば垣根を設けすぎるきらいがある。自分はそうしたことに批判的だ。どうして君の気持を妨げることがあろうか、というのが

徂徠の言葉である。徂徠は仁斎に反撥してその学説を『護園隨筆』によって批判したけれども、仁斎・東涯の学問的達成を高く評価していた。徂徠門から東涯に師事した山田麟嶼、その反対に東涯の許を去って徂徠に入門した山井崑崙といった人達がいて、そういう形で双方の交流があったのであるが、そこには両者の学問的親近感が底流していて作用していたものと思われる。平石氏によると、山井崑崙の徂徠入門は正徳三年、山田麟嶼が東涯の許に赴いたのは享保十年である。

しかし、周南が東涯の教えを受けたと思ったのはどういうことであつたのだろうか。周南は徂徠の学問が確立されてからの弟子ではない。徂徠はまだ表面的には朱子学を立てており、李攀龍等の古文辭に啓示されて經書の研究方法に覚醒して自己の学説確立にむけて思索中であつた時期の弟子である。東涯へ牽引されたことは、或は周南の裡の学問的な動搖を物語るものなのだろうか。師の感情には反するかもしれないが、当時の他の学者のなかで特に東涯を選んだということ——そこに周南の見識を認めるとともに、若き周南の一種のシュトゥルム・ウント・ドラングの時期を垣間見る思いがするのである。徂徠の手紙には、一応自分の許を巢立つた周南に対して学問の方向において啓発している調子を感じられる。その後も徂徠は周南に対して自分が発見し到達したところのものを、その過程をも含めて弟子に伝達しようとして補導するところがあつたのである。周南を通じて右田毛利広政の問いに答えた「贈長大夫右田君」にしても、『徂徠集拾遺』中の周南宛書牘第一書にしても補導的な性格の強いものとして読める。藩主参観に従つて江戸に出た折の面受以外にそのような師の手紙に啓発されながら周南は、徂徠を宗とするその学問上の立場を確乎たるものにしていったのではなかつたらうか。

ところでその後周南は、東涯に交りを納れたかどうか今のところ私は詳かにしない。『周南先生文集』に収められてゐる「席上呈東涯伊君」と題された七絶の詩は、同門の諸子と徂徠に陪従して隅田川に舟遊びした詩よりも後に載つて



いるので享保十年頃の作であろう。享保十年、かねて毛利広政や山内広通に頼まれて周南は東涯に揮毫を依頼し、それを受取りに江戸からの帰り十月に京都に立寄っている。恐らくその時の作詩か。東涯の弟梅宇も同席していたらしい。「東涯伊君」とあって「先生」としていないところを見れば、師事したわけではなかったのかもしれない。ここで一考を要することは、津田東陽と山根華陽が享保六年に東涯に入門し、享保九年まで就学している事実である。二人とも周南の高弟として知られているが、二人が周南の学に服するようになったのは東涯門卒業後数年を経過して周南が明倫館学頭になった前後からと思われ、東涯入門以前に周南と修学上どの程度の交渉があったのかははっきりしない。周南に就いて学ぶところがあったとすれば、何故徂徠学を選ばずに東涯に就いたのであるか。その点を考えればその当時の二人は、まだ周南とは学問上の接触は無かったか浅かったかであろう。それとも既に東涯に交を納れた周南の紹介によるものであったろうか。その辺りの経緯は今後の解明に待たねばなるまい。

仁齋・東涯の学が防長の地へ波及するのは宝永年にまで遡るのではないかと思われる。特に徳山藩において深い関係が持たれたことは、渡辺憲司氏の「毛利元次文化圏考」が詳述しているところである。当然萩の知識人の間においても関心が持たれたことは推測される。黎明期の長州藩儒学の人々にとっては、京都の儒学は伝統的に親近感が持たれてきたところであろう。徂徠に学んだ周南こそ例外的であった。岩国出身の宇都宮遯庵が京都に居るといっただけでなく、山田原欽にしろその弟子の小倉尚齋（明倫館初代学頭）にしろ共に京都で伊藤坦庵に学んでいる。尚齋は後に江戸に出た林家の塾に入門しているが、防長の知識人にとっては文化的憧憬の京都との交流は、毛利秀就の二女竹姫の鷹司家への婚儀によって以来の心情的にもまた人間関係の上からみても、歴史を持った深いものがあったと思われる。石川謙氏が『日本学校史の研究』の中で、長州藩が公式には仁齋学（及び朱子学・徂徠学以外の学）を取り入れなかったことは注目すべきだと論じているが、公式的にはそうであるにしても実際には仁齋学が吸収されていることは、津田東陽・山根

華陽（共に明倫館学頭となる）が伊藤東涯に入門しておくこと、及び周南の「講学日記」は色濃く仁斎学の影響を示していること等の実態において、それは再検討されるべきものであろう。

享保四年（一七一九）に、將軍吉宗の襲位を祝して朝鮮使節が来日した。その時、赤間関では佐々木縮往・山県良斎（雲洞）・草場居敬等が、上関（籠関）では小倉尚斎・山根華陽・佐々木曲江等が筆談応酬した。唱和した詩文は『両関唱和集』としてまとめられ刊行された。この唱和集には東涯の序が附されている。どのような経緯で東涯が序文を寄せたのか分らないが、周南が東涯の教えを乞いたいとしたその気持の一つの結果がこの序文としてあらわれたものであろうか。

享保四年の朝鮮使節との応酬には周南は参加しなかった。彼は藩主に扈從して江戸在勤の身であったからである。恐らく周南は護國の人々との交友を深め、詩の贈答を楽しんでいたであろう。

（一九八一・三・一）

## 六、林 東 溟

東溟林周助は、山県周南の数多い門人のなかでも特に関心の持たれる存在である。当時から彼はとかくの噂が多かったのであるが、それらの一端は東条琴台の『先哲叢談後篇』（以下『叢談後篇』）及び『護園雑話』によって知ることが出来る。両書の扱い方をみると、前者が概して好意的なのに反して後者は反感あるものとなっている。それというのも、東溟との関係を一切拒絶した徂徠一門の態度を反映しているからであろう。

『護園雑話』の記事を引いてみる。

林周助義脚は周南門人なりしが、徂翁と周南の文通を己と徂翁との如くにして印行したり。夫を南郭と春台と、松平摂津守殿いまだ民部少輔にて参政御勤めありしとき、願書を以て廃板したりし由。此願書は恵明持たりと生龍云いき。周助娘は松平周防守殿妾に抱へられ甚だ寵あり。之に因て周助総領を用人宮城治郎左衛門が養子になし、侯執政の時専ら執要の人なり。宗徳時にあひき。

松平周防守とは、宝暦十三年から天明八年の二十五年にわたって老中であつた松平康福（三河岡崎から石見浜田城主となる）のことである。その老中期間はいわゆる田沼時代である。康福の二女は田沼意次の嫡男意知に嫁している。東溟が晩年江戸へ移つたのも、彼の娘のことと関係があるのかも知れない。

『護園雑話』の他の箇所にはまた、東溟が徂徠の『南留別志』と周南の『為学初問』とを取り合わせて校合し『護園

談余』として刊行したという話が載っている。『叢談後篇』では、東溟がそれが偽書であるとは知らずに『徂徠先生詩文国字讀』（以下『国字讀』）という書に序文を書き、それが刊行された為に南郭等徂徠一門から絶交されたとしている。また、南郭の弟子である湯浅常山の『文会雜記』によれば、近頃モ奸猾ノ書生護園何トカト云フモノヲ作りテニセ物シテ出ス、ソレユヘ著述目錄ヲ改出シタリ。との南郭の言葉を伝えている。著述目錄とは徂徠の著作の目錄のことを言っている。ここに言う『護園何トカ』とは『護園談余』を指しているであろう。奸猾ノ書生とは林東溟のことであって、この言葉から東溟が徂徠一門からどのように思われていたかが分る。（因に、本居宣長が京都で堀景山について漢学の勉強中、『護園談余』の冒頭の神道関係の所論を筆写している。宣長は徂徠の所説と思って書き留めたのであるが、実際は山県周南の『為学初問』の冒頭の部分である。しかし周南の所説だからと言っても徂徠の考えと大差があるわけではない。）

一方、太宰春台『斥非』の原尚賢の序によると、東溟は大坂の普生堂から無断に出版された『斥非』にも勝手に序文を書き、春台を侮蔑したとして筆誅が加えられている。更にその序は、『国字讀』は東溟が徂徠『訳文筌蹄題言』を盗用して自分で物したものであり、彼が周南先生の門に学んだと言っているのも人を欺く虚言であって、その狡猾さは商人以上だと述べている。東溟はその所業から、周南の門人ということまで否定されようとしているのである。これは東溟によって汚された周南の名譽を救う為のものであろうが、実際に周南から破門されたと原尚賢らは見ていたのであるか。しかし後年、明倫館学頭小倉鹿門の墓誌銘の撰文を東溟が友人として行っているところを見ると、破門はなかったものと考えたい。小倉鹿門は明倫館初代学頭小倉尚斎の養子であって、山県周南の高弟の一人として東溟にとっては先輩にあたる。『斥非』が延享二年に刊行されると、尚賢の序文の故に東溟の門人はみな師から離れ去ったと『文会雜記』は述べている。東溟が『斥非』を無断出版したのは延享元年のことであり（その時書名を『斥非篇』としている）、

それに立腹した春台が幕府に訴え出た結果、『斥非篇』の板本は打ちこわしという処分になった。その事件は東漢の京都在住時代のことである。『斥非』及びその原尚賢の序は、岩波書店刊『日本思想大系・徂徠学派』で見ることができ  
る。

林東漢は滝鶴台・和智東郊と共に県門の三傑と称されたという。宝永五年（一七〇八）の生れというから鶴台より二歳の年長である。十三歳で藩給費生に選ばれ明倫館に入学し、鶴台とはその寄宿舎で同室であったかと思われる。秀才であったので大いに将来を囑望されたのであったが、享保十七年二十四歳の時に郷国を捨てて大坂へ出た。その原因について『叢談後篇』は鶴台との不和によるとの当時の噂を紹介しているが、編者東条琴台はそれを否定して、後年鶴台が江戸の徂徠一門の人々に対して東漢の為に弁疏した書簡を引いて二人の友情を強調している。『鶴台遺稿』を見ると、鶴台は常に東漢の安否を気遣いその消息を知りたがっており、友情は生涯変らなかつたことが分る。天文三年に刊行された戸田旭山著『非葉選』を見ると、そこに林東漢の序文が載っていた。享保十八年（一七三三）に大坂で別れて以来相見ることもなく音信が絶えてその動静も分らず、東漢のことが心に懸っていた鶴台はすぐに能美生（能美由庵か）を介して近況問合せの手紙を東漢に送っている。友人の消息をやっとつかむことのできた心の躍動が、畳み込むような文章となっているものである。また二人は宝暦二年に二十年ぶりに京都で再会したのであるが、その折のものと思われる「送林義脚」と題された五言古詩は実に心の籠った詩であって、鶴台の情誼の深さが心を打つ。長いので引用は省くが私は鶴台の傑作の一つであると思っている。それらを読んだ実感からして、私は東条琴台と同意見である。同学同門同室（同室と判断するのは前記「送林義脚」に、聯翼遊 沖林 棲息共 一枝とあるのによる。）で同年輩の秀才として切磋琢磨した二人の間に、對抗意識があつたとしても不思議はない。それは友情を阻害するものではなかつたのである。共に将来に期するところがあつたのであるが、享保十六年に実現した鶴台の江戸遊学が東漢を刺戟して

大坂へ奔らせることになったとは考えられる。鶴台の前記の詩は、  
 与<sub>レ</sub>洛 顧影恨<sub>レ</sub>乖違、 豈知<sub>ニ</sub>疾風<sub>一</sub>漂 令<sub>ニ</sub>君<sub>一</sub>失<sub>ニ</sub>故棲<sub>一</sub>と記している。だが鶴台の江戸遊学は、萩の地を離れて右田の時観園の教授となることとの交換条件にもとづく毛利広政の命によるものであったのに対して、東溟の大坂行は権力者の庇護なしの単独行動である。未知の大坂の地で、一介の町儒者として舌耕で生活していく覚悟を必要とする。どこかの藩に召し抱えられて生活の保証が得られる見込みもなく、自ら不安の境遇に身を投げ出すには単に功名心からでない他の強い理由が伏在していたと見るのが自然であろう。藩の身分制度から弾き出されて才能と野心を充足させることができず、或は『護國雑話』が伝えるような事件を起して師の周南の怒りを買ひ、郷国を捨てざるを得なくなったのか。

『叢談後篇』は、京摂地方に徂徠学を主唱したのは林東溟が最初であって、彼によって徂徠学が次第に上方で行われるようになったのだと言っている。こうした評価は鶴台もまた行っていて、前述の徂徠一門（服部南郭宛）への書状でも東溟の功績として力説している。しかし徂徠学は東溟より前から京坂の地にもたらされてはいた。大坂地方では入江若水・菅谷甘谷・菅沼東郭、京都では宇野明霞・土茹の兄弟がいたのである。しかしまだ時期尚早で、那波魯堂（彼もまた若い時は徂徠学の洗礼を受けた）の『学問源流』によれば、京都ニテハ東涯ノ学盛ニシテ、徂徠ノ学ハ新奇ノ説ナリト云フ人ハアレドモ、学ブ人ハ甚ダ少ナシ、という状態であった。それが享保の中頃以降、徂徠学は次第に全国を風靡していったのであって、上方の地にもその勢いは波及してきたのである。東溟がどれほどの見通しをもって大坂に出たかは分らないが、ちょうど徂徠学が盛行に赴く気運と合致したことは彼の為に幸いであった。新進の徂徠学徒としての東溟の出現は、この地の知識人の関心を徂徠学に牽きつける大きなファクターとなったことは考えられる。

しかし徂徠学流行の空気に客気の東溟は足をすくわれ、前述したように『叢談後篇』等に見られるスキャンダルを起

こすのである。「叢談後篇」によれば、備前の鍋島公明という人物が徂徠と南郭の名を騙って「徂徠先生詩文国字讀」及び「南郭先生燈下書」という和文の書を偽作し、板行しようとして業者に持ち込んだのである。「国字讀」の出版を引受けた菅生堂は東溟に校訂と序文を依頼し、「燈下書」を引受けた博文堂は鶴台に序文を依頼した。鶴台は享保十七年に遊学先の江戸から京都に移り翌年にかけて滞在しているから、話が二人に持ち込まれたのはその頃であろう。二人はそれが偽書であるとは見抜けなかったらしく、それぞれの序文を附して「燈下書」は享保十九年に、「国字讀」は同二十一年（四月に改元されて元文となる）に出版された。「国字讀」は徂徠の『訳文筌蹄』の「題言十則」を和文訳したものであるが、徂徠学への簡明な入門書として一般に受け取られたらしい。偽書とはいえ両書とも徂徠・南郭の所説を忠実平明に解説していたので、大いに世に行われたという。（「燈下書序」は『鶴台遺稿』巻之五に収める。）

「燈下書」は、それが偽書であるとは当時判明しがたかつたようである。この書は今日でも、江戸時代における文学意識・文学論の変遷を語る場合にしばしば引用されるものである。偽書と見ない人もあるし、偽書であるからといって軽視されてはいない。当時にあつても南郭の名によって重視されており、徂徠学派の普及に拍車をかけたのではなかつたか。南郭自身がこの書を偽書として問題にしたかどうか詳かでない。恐らく温厚な南郭は、自分の考えが忠実に移されていると見て笑つてすましたのかも知れない。鶴台にとって南郭は師である。師の名を騙つた書物に序文を寄せたとすると責任は免かれなかつたろう。しかしその責を南郭またはその周辺から問われたようでもないのである。その点が東溟の場合と異なる。東溟の方は無事では済まなかつた。

すなわち、「国字讀」の方にはその文中に偽書である確証が指摘できたからであるという。文中では徂徠には「文野」という著作があるとされているが（恐らくそれは『護園隨筆』巻五に当る「文戒」のことであろうか。徂徠は同書巻二で「文戒文野を作る」と書いているが、それがまとめられた時は「文戒」になつたものか。春台が知人にあてた手紙に

よると、徂徠著とされる「文昇」は『護園隨筆』中の「文戒」を剽窃したものであり、『国字廣』は林東溟という僞儒が偽造したものだと言っている。そのような著作は徂徠にはなかったもので、そこから偽書であると判明したものだという。南郭・春台はじめ物門の人々は、東溟は後進を欺くものだとして批難し絶交した。南郭はこの事件を重視して今後徂徠の偽書が出ない為にと、徂徠が、頗る秘して刊行を許さざるもの、までも含めてその著作を分類し、それに解説を附して『物夫子著述書目記』として刊行したのである。しかしそれには『政談』等洩れているものもあって、徂徠著作目録として完全なものではないようである。

この偽書事件が鶴台の方は無傷で終ったらしいのに引きかえ、東溟だけが犠牲にあげられているのはいささか均衡を失している感がしないでもない。それにはそれだけの背景が存在していたのであろうが、偽書を物しまた無断出版書に自分の名をからませることにより徂徠学者としての東溟の名は、鶴台よりも早く一般に通用するものになっていったのであったろう。

『国字廣』が徂徠の著述として受容されている例として、山本北山の『作詩志數』を引いておきたい。これは非常に面白い書であって、古文辞派（徂徠学派）の詩風が全国を風靡している状況に腹を立てた北山が、頭からそれに反撥したものである。

今の時代の詩人は李于鱗を尊敬しているが、それは坊主達が釈迦を崇拜するのと同じである。その為（于鱗を真似して）詞語を選ぶことを第一とし、意味の深淺にも趣きの有無にも頓著しない。そしてひたすらに古人（于鱗の推賞する盛唐の詩人のこと）の語を剽窃し、彼らの詩の格調を模倣することのみに専心している。徂徠は言っている、詩を詞の上に求むるは、浅きやうなれども実は深く、意味の上に求むるは、深しと云へども、詩家の正法を離れ、外道に陥ると。



ここに引かれている徂徠の言葉は『国字廣』のものである。すなわち

「詩を語言の上に求候事、浅き様に見へ候得ども、実は深く、是を意味の上に求め候は、深しといへども、忽ち詩家之正法を離れ、外道に墜入候と可被思候」

こここのところは『訳文筌蹄題言』では次のようになっている。

「（現在の詩作者は）殊に知らず、詩家の語を外にして以て詩家の意味を求むるは、終つひに是れ没交渉なることを。之を語言に求むるは浅きに似て実は深し。之を意味に求むるは深しと雖も便ち外道に墜つ。」

以上の比較からみても、『国字廣』が『訳文筌蹄題言』を下敷きにした——和文訳にしたものであることが分る。文章も用語も、これほど忠実な平易化であるならば、北山が徂徠の著とみたのも尤もなことであろう。

東漢の本格的な仕事は、寛保元年（一七四二）に刊行した『諸体詩則』（以下『詩則』）であろう。彼はその書を著した抱負を次のように述べる。

「私が徂徠先生の学をかかげて、京摂の地に英才を教育してここに十年、教授して至らざるところはない。しかしなお他郷異国の人々で、徂徠学の詩の教えを与り聞くことができな人々の為に、その学習の拠りどころとしたいと思つて、この書を編んだのである。」

『詩則』は或は塾生への講義ノートをまとめたものであろうか。それは東漢自身が属する徂徠学派の詩の考え方及びその作詩法を懇切に説いた本格的な手引書といふべきものである。誠にそれは初学者にとつて至れり尽せりのものであつて、作詩勉強上座右に置いて参考にすべき書、また一生読まなくても済まされる書まで掲げてある。上下二巻に分れ、上巻は理論的なもの、下巻は詩型の説明となつているが、それらの説明も徂徠以来重んじた李于鱗・王元美・胡応麟・

嚴滄浪等の詩論書から所説を引用して行っている。徠家の諸公才を一時に逞しくし、法を不朽に垂んと欲する者、一に于鱗を以て模範と爲す。又此れを以て勝れたり。今、詩則を作る。凡そ唐体に於ける、全く法を于鱗に取る。〃と東溟自身『詩則』の中で書いているところである。詩の見本を示す場合も李于鱗等の作品を持ってくるといった塩梅である。徠家が自らの学問体系を確立する上で、明の古文辞派の代表である李于鱗や王元美の思想や学問方法論から多大の影響を受けたことはよく知られている。東溟が『詩則』を編述するに当って徠や李于鱗等の權威に依拠しているのも、その学統から言って当然の態度であった。

東溟の名著が、儒学者本来の經学にかかわるものではなく詩文についてのものであることは、徠徠学の性格に根ざしたに在り方であると言えるであろう。恐らく東溟の塾では講義も經書より詩文を主としたものではなかったか。その塾生達の漢詩を集めて『明月篇』と題して出版もしている。詩文のみで自立するという漢学者の在り方は既に南郭において成立していたのであった。

徠徠学はその体系において詩文に独自の価値を与えるものであった。徠徠によれば、詩経は——従ってそこに集められている古代中国の詩は、道徳を説いたものでも天下國家を治める為の訓戒を寓意したものでもない。(この考えは、道徳と関係づけた教訓とみる朱子学の詩経解釈と対立するものである)。その当時の人々が哀しいにつけ嬉しいにつけ心の中から呻き出した言葉であって、それらから人情によく適って、表現された言葉もよく、また当時の風俗を知る助けにもなるものを聖人が集めておかれたものである。聖人〓先王(古代中国の理想的な統治者)が行われた政治や創始された制度文物は、すべて人情に従って設けられたものである。その故に、人情を知らなければ先王の道を行うことはできない、と言うのである。

〃聖人と申しても中国人、經書といっても中国語で書かれたものなので、文字(古典中国語)をよく会得しなかった

ならば聖人の道は得がたいのです。文字を会得するには、古代中国人が経書を作ったときの心持ちにならなければできないことですから、詩文章を作ってみなければ会得できないところが多いのです。〃（『徂徠先生答問書』）というのが徂徠の考え方であった。その『答問書』の中でまた、中国古代の詩も後世の詩も同じものなのだ、詩作をしない限り詩経を理解することはできない、とも言っている。徂徠は李于鱗の考えを踏襲して詩の模範を盛唐までに置き、〃高華雄渾・古雅悲壯是れ盛唐の尚ぶ所なり〃と指摘し、〃詩は唐詩選・唐詩品彙、是等を益友と思召さるべく候〃と具体的な参考書を示し、作詩上の心得として、〃只詩を似せ候が能候。後には自然と移り候ものに候〃と教えている。〃文は則ち秦漢、詩は則ち漢魏盛唐〃がその目標であって、〃古詩は漢魏を以て至れりと為す。近体は開元を以て至れりと為す。〃とした。開元とは唐の玄宗の年号のことであり、すなわち盛唐を指している。そうした徂徠の主張を継承服膺する護園派の詩の特徴としては、以下のものが挙げられるであろう。『唐詩選』に見られるような盛唐の詩を模倣して詩形・修辭などの総合的な典雅さを重んじる格調主義、情感の昂揚をエキゾチックな趣向において表現する浪漫主義、一言一句たりとも盛唐の詩にないものは使用しないというリゴリスティックな擬古的な形式主義、モチーフやイメージ・用語まで剽窃する無個性な空虚さを生む千篇一律性——このような性格は徂徠が説いたところのものから必然的に展開する結果であったが、それはまた護園派（古文辞派風）の詩を攻撃する際に必ず放たれる批難であった。

徂徠における詩文の重視は、服部南郭という存在において経学からの詩文の独立として結実する。徂徠にあってはまた経学と詩文とは彼の強い個性によって体系的に包括されていたところである。山県周南においてもそれは分裂せず保持されている。それは周南が、長州藩学の担い手として経学祖述的であるほかはなかった自己抑制によってであろう。周南の詩文についての考えは、『為学初問』の次のような主張にうかがえる。

〃理学（註、朱子学）好む人、武学好む人、詩文の学は無益なりとて排る人あり。（中略）又理学好む人の詩文排

るは、学問固陋にて、大道の旨に達せぬ故なり。不<sub>レ</sub>学<sub>レ</sub>詩無<sub>二</sub>以言<sub>一</sub>と孔子<sub>の</sub>曰<sub>し</sub>。古の詩と今の詩と、体こそかはれ、詩の徳は殊なる事なし。文雅の心なき人は、固陋偏僻<sub>レ</sub>にて、君子の域に入<sub>レ</sub>難し。先<sub>ま</sub>詩を学び、それより文章を学び、文辞の道に通ずれば、六経古書もすめて、聖賢の道にも是より入<sub>レ</sub>ことなり。詩文何の害かあらん。専ら務むべき事なり。〃

そして、〃詩文に泥<sub>な</sub>んで世務を廢するは、其人の失なり。学問の失にあらず。〃と『為学初問』全体を結んでいるのである。詩文を、儒学の基礎学として位置づけているのである。詩文何の害かあらんと言いつり、専ら務むべき事だと奨励するところはいかにも徂徠門らしい面目を示している。この文の前の方では、書籍に慣れ親しむには詩を学ぶのが一番だと説いている。詩文の領域で啓蒙的な活動をした東溟は、その面では周南の忠実な継承者であつたわけである。周南のこれらの言葉の背後には、朱子学的な詩文觀への對抗意識が働いている。朱子は、〃文とはただ食事の飯のようなものだ。文をもって道を貴くとすれば、それは本末顛倒である。〃（『朱子語類』卷八）と言っており、それを受けた林羅山は、〃道があるから文があるのだ。道でなければ文でない。文と道とは、理は同じであるが事は相違する。道なるものは文の根本であつて、文なるものは道の末である。末は小であるが本なるものは大である。〃（『羅山先生文集』卷六六）と詩文を倫理に従属させる考えを述べている。朱子学では詩文への志向を玩物喪志とみなして排斥するのである。徂徠学によつて詩文が詩文として自己主張するようになった。それは、詩文とは何かを理論的に追究する意識を知識人の間に生んだ。東溟の『詩則』の仕事もそうした意識の結実であつた。徂徠学によつてもたらされた詩文の世界——いわゆる古文辞派の詩風を一般に広めることになつた一つの要因として、新奇な説としての徂徠学の流行とともに、享保九年に服部南郭によつて刊行された『唐詩選』の好評な売れ行きがあつた。『唐詩選』は唐詩全体からみれば選択に偏りのあるものであつたが、護國学派が尊敬する李于鱗の選択にかかるものと信じられていたことにより、同学派が抱懐する詩風の見本として愛読されたのであつた。そこに収められている唐詩は、悲壯であるところに求められた甘美な

心情の吐露や、ロマンティックで感傷性に溢れた男女の情愛の表現、都会的な遊蕩をそそるエキゾティズムといった傾向のものである。このような詩情こそ護國派の詩人が執りつかれて好んで表現しようとしたものであって、それは当時の漢詩文に自己表現を求めた日本人にとっては新しい感情の体験と、そこに生れた内面の戦慄の解放であったのである。浪漫主義的文学運動であった。

京都地方における徂徠学の盛行は、『学問源流』によれば、然レドモ京都ニテ至テ盛ンニ有シハ、徂徠没シテ後、元文ノ初年ヨリ延享寛延ノ比マデ十二年ノ間ヲ甚シトス。世ノ人其説ヲ喜ンデ習フコト信ニ狂スルガ如シト謂ベシ。という状態であった。寛保元年刊の『詩則』はそうした方向への時流に投じて、古文辞派の詩風の普及に一役を買ったのである。『詩則』刊行後、東漢は京都に居を移し（進出といふべきか）四条高倉町に開塾した。そして良野華陰・芥川丹邱・武田梅竜・那波魯堂といった徂徠学以外の儒者との交遊がひらけ、山脇東洋も東漢の史記の講義を聴いている。もっとも、史記は徂徠学派の専売であつたらしく井上金峨の『病間長語』は、彼らが学問として教授しているのは春秋左氏伝・史記・盛唐の詩に限られていると言っている。

京都の学者で最初に反徂徠の声を挙げたのは芥川丹邱であるといわれる。彼は既に寛保三年の自序を持つ『丹邱詩話』で、徂徠派の詩は李于鱗を鶴呑みにして剽窃を事とし、真実の詩ではないと批判しているという。宝曆に入ると東漢と交遊のあつた儒者は次々と徂徠学批判へと転じていく。周南が病を養う為に鶴台を連れて上京した宝曆二年は、そのように京都の学界の空気が変わりつつあつた時期である。

徂徠学の凋落は京都ばかりの現象ではなかった。大坂に詩社混沌社が生れたのは東漢が江戸に出たり京都に戻つたりして暮していた明和二年（一七六五）のことであるが、この詩社の成立は大坂における護國派の詩の終焉を物語るものであつた。頼春水によるとこの詩社は、晴雨寒暄、人事の曲折、写実を主と為して作詩したというから、護國派的

な空虚な浪漫性をしりぞけて日常生活の現実に密着した平明で清新な作風を求めるものであったことが分る。明和七年に郷里の讃岐から出て来たばかりの尾藤二洲（頼山陽の義理の叔父）が、混沌社の盟主片山北海を訪ねた時のことである。二洲は服部南郭の晦渋な詩文について北海の批判を求めた。しかし北海は聞えないふりをして煙草をふかしているばかりなので強いて尋ねたところ、南郭の詩文のことを口にするくらいなら煙草をのんでいる方がましだと答えたという。

詩文に求める時代の好みの変化を決定的に示すものは、前にも言及した天明二年（一七八二）刊の山本北山の『作詩志叢』である。この書で北山は護園派の詩風を徹底的に攻撃し非難している。東溟はその二年前に死んでいたが、その『詩則』もまた北山の攻撃の的であった。護園派の詩論書としては徂徠の「唐後詩総論」、南郭の「唐詩選附言」、前に述べた問題の書『詩文国字讀』・『燈下書』等が考えられるが、中村幸彦氏は北山が『作詩志叢』を書くに当って頭に置いていたものには特に『詩則』が挙げられるであろうと見ている。例えば『詩則』では律という詩形について范徳機の説を引いて起承転合の型体に拘定しないとされているのに対し、北山の書は、起承転合ハ、夏人律ヲ言フノ式ナリ。として「氷川詩式」の文を援用している。また拗体という詩形を、東溟は詩の格を失っているように説いているのであるが、北山は、古調ヲ以テ、律ニ入ルヽ、詩形を拗体というのであって声調に一定の法が厳然と存在しており、それを詩の格を失ったものとみなす者は詩法を知らない井の中の蛙であると言っているのである。北山によって護園派の詩風も『詩則』も引導を渡された形であるが、しかしそうかと言って徂徠以下その門統が果した漢詩文の普及という啓蒙的役割までも北山の驥尾についてまで否定するわけにはいかないだろう。

『詩則』に対する風当りは北山だけではない。伊藤坦庵の孫である江村北海もまたその著『授業編』で東溟の説に弁駁している。『詩則』の中で東溟は「書品」という名目を設け、そこで作詩上有益な書と無益な書とを列挙しているの

であるが、「瀛奎律髓」「聯珠詩格」や蘇東坡の詩集・黄山谷の詩集・袁中郎の詩集等は、大いに詩の正調を書するものなので読む必要はないとしている。北海はそれを偏頗な選だとする。そして東溟の所論への批判だけでなく、周父（註、東溟のこと）京都にありし中、余しばしばその人に会面し、大抵其の人を悉く博綜をつとめて学殖あるという人に非ず。されば右に挙げるところの書目もあまねく是を讀みて、其の品題をなせるにもあらず。大半虚喝、しかいえるなるべし。〴〵（「詩学第五則」）と東溟の人格に疑念を呈しているのである。

概して東溟の評判は、徂徠門流の人々だけでなく学派を異にする人々の間でも芳しいものではなかったらしい。しかし明和五年に大坂で刊行された「三都学士評林」という文化人評判記では高く評価されていると言えよう。その中の「京都之巻 詩文家之部」では芥川丹邸の大上上吉に次いで、那波魯堂とともに上上吉にランクされている。そして、評判はようござりますまいとの悪口に対して、いいえどうでも御噂が高いだけに諸生が付きますと評定している。学者仲間では評判が悪かったにしても、一般には知名度が高くて彼の塾は繁昌したらしい様子が窺える。因に同書における滝鶴台のランクは、〴〵江戸之巻 詩文家之部」で極上上吉に置かれている。両者とも經学家でなく詩文家と見られているのが注目されるのである。

東溟は鶴台と再会した宝曆二年、上方における学界の空気の変化に見切りをつけたのか、徂徠学派本来の地盤である江戸に出て世に処したい気持を鶴台に打明けたようである。そして江戸における徂徠一門の怒りを解いて彼等の世界に徂徠学徒として迎え入れられることを願い、鶴台に周旋を依頼したものとと思われる。鶴台は彼の為に南郭苑の手紙を書いており、それは『鶴台遺稿』に収められている。東溟の息子も娘も江戸にいたので、それとの関連も東溟を江戸に誘ったのであろう。しかし徂徠門統への復帰の希望は鶴台の書状をもってしても果されなかった。そこで東溟は学者としての新しい打開を図るつもりであったのか、良野華陰の紹介によって昌平齋（当時は林家の私塾）に入門している。どこかの

学派に所属することの世俗的な必要からする名目的なものと思われる。江戸での東漢は本所横網町に住んだらしいが、徂徠門流の強い排斥により学者としての彼の声名ははかばかしいものではなかったらしく、京都に帰ったりまた江戸に出たりしている。最後は江戸に定住したのであるが、権勢家との結び付きを持っていた為に物質的に困窮することはなかったかも知れないが、精神的には孤独を深めるものであった。『叢談後篇』は次のように書いている。

先に国字牘を刊行せし故を以て、護社の諸家之と交わらず。これが為に卑薄せられて、声価漸く減ず。常に詩酒を以て豪放自逸し、儒を以て居らず。その晩年に及び紫碧仙叟を称し、老荘の学を好み、優遊以て身を終る。

晩年の東漢は儒を捨てて老荘に転じたという。これについて思い合われるのはやはり滝鶴台のことである。鶴台もまた老子に心を牽かれていたらしく、「老子抄」という講義記録が残っており、また仏教に深い関心を持って研究し、仏典についての学識は専門の僧も遠く及ばなかったという。県門でのライバルでもあり友人でもあった二人とも徂徠学に——ひいては儒学に満足することができなかったのである。恐らくそれは二人の儒学の基礎が徂徠学であったことによるものではなかったろうか。何故彼等が徂徠学に自足できなかったのであろうか。それは徂徠学が老荘の学に親しみを覚えて重んじたという理由ばかりではないであろう。徂徠学が人間を超えて人間を規定してくるところの絶対的価値を問題として取り上げず、それを意識的に敬遠して思索の対象から排除している点にその真の理由があったのではなからうか。人間が自己の存在としての窮極的な意味を問いたくなった時、徂徠学はそれに正面から答えるところがなかったのである。いや、徂徠学としても一つの思想として解答を用意しないことはなかった。それは人々が生れながらに具有的している素質・才能であろう。その個々人の本来的な材を達すること、それが聖人の道の教化であると考えられている。しかし、そうした材——才能は個性的に特有のものとして誰にも与えられているとしても、それは相持なる社会で相対的に価値づけられるものでしかない。朱子学の説く「理」のように無条件に天から人間に附与されている絶対



的な価値ではない。元來儒学は人間を社会的存在として捉え、日常の現実生活上の実践倫理を説くものであった。それを形而上学的に人間存在の価値を問うものにしたのは朱子である。朱子は本来の儒学に無かった「理」という根元的超越的存在を基として、そこに人間存在の窮極的な価値を置こうとした。朱子の思想的世界は仏教——特に禪宗に啓発されたものと言われているが、その為には、朱子学を儒学本来のものではないと攻撃する所以である。朱子学においては「天」については語られない。何故ならそれは不可知だからである。「蓋し天なる者は、得て測るべからざる者なり」とか、「夫れ天なる者は、知るべからざる者なり。」と『弁名』で言っている。それを不可知だとするのは人間の認識及び思考の範囲を超えるからであって、超越者を——すなわち非人格的な絶対者を否定はしないのであるが、世界内存在としての人間が持つ意識化の領域から閉め出すのである。「天」にかわって、朱子学が提出する規範的原理は聖人が制定した道——制度文物であるが、それは聖人が制定したということによって価値を保証されているのであって、その聖人といえども古代の中国人であり、人間によって制定されたということにおいて人間に対してそれは絶対性を持ち得ない。聖人の道は一つの文化の価値体系としての相対的な規範でしかなく、人間を最終的に意味づけてはくれないのである。朱子学は統治の在り方としては、聖人の道に次いで老子の説くところを（政治として統治をしない）高く評価したし、南郭もまた老子への憧れを語っているといったような老子への親近感が朱子学には色濃く流れているが、東漢や鶴台が老荘に牽引されたのはそうした学統の持つ心情的傾向からばかりでなく、絶対への探求を持たない朱子学に生れる内心の空虚さに二人とも気づいた結果ではなかったろうか。絶対的なものと人間との関係を思索する老荘や仏教に彼等が心ひかれていったのも、当然の道程であったかも知れない。そうした思想のドラマは東漢の場合ははっきり物に書かれた形では分らないが、鶴台の場合はその『鶴台遺稿』によっても精神的営為の方向を辿ることはでき、彼がどのような思想の地平に出ていったかを知ることができるのである。それは儒学を世界の諸思想の一つとして相対化する地点

であった。

彼等二人のそうした精神の軌道から、内面からする徂徠学解体の具体的な姿を認めることができるのではなからうか。寛政に入って決定的になる朱子学の復興も、そのような精神風土がもたらした一つの方向であったのである。

(一九八〇・二・一〇)

## 七、毛利広漢のこと

宝曆四年（一七五四）五月二十二日、江戸から萩城に帰着したばかりの長州藩主毛利重就は、江戸加判役として藩主に扈從して帰国した毛利広漢（阿川）<sup>ひろくに</sup>を罷免して遠慮咎に処した。これは全く突然のことであつたので人々は驚愕したのであつた。

この事件は從來あまり注目されてきていない。広漢という人物が歴史の時間の中に埋没してしまつて今日の郷土史家から殆ど無視されている所爲もあつて、この事件の性格というものは考慮されずにきていると言つていい。しかしこの事件は政治史的なものだけでなく、文化的な意味をも孕んでいるものであつた。そのことは、『周南文集』や『鶴台遺稿』によつて浮び上つてくる毛利広漢の当時における存在を考慮すれば理解できるところである。従つて事件の外面的な経緯に限らずその背後の意味するところが注目されなければならないであらう。

この事件についての『毛利十一代史』の記述は簡略であつて、どういふ事情が伏在していたのか、その原因も事件の全容も明確でない。同書の記載を拾つてまとめれば次のようになる。広漢が処罰された翌日、阿川毛利の親族から申請がなされた。広漢は最近乱心風狂の様子が見られるので親類が協議して一室に閉居させたが、隠居させたいというのである。これが受納されて、六月一日になつて広漢の嫡男宮内（就植）<sup>なりきた</sup>の家督が許された。広漢の事件が単に彼一人に限られたものでなかつたことは、六月五日になつて竹内半兵衛以下十人が関係者として隠居・降等・減禄等の処分を受け

## 七、毛利広漢のこと

ている事態からも分る。藩庁のなかに広漢派ともいふべき派が形成されていたわけであり、その一掃が行われたのである。何があったのか？——それは当時の藩の政治状況（特に財政）から推測するより他にないであろう。そこにはまた、宝暦元年に支藩長府から入って本藩を継承して間のない藩主重就が、先代以来の本藩の重臣に対して高圧的に出ようとした態度が絡まっていたかも知れない。重就の時代になってから一門重臣が処罰されたいくつかの事例を、『毛利十一代史』の中に見出すことができる。

広漢が処罰された翌五年、財政運営に自信を失った当職梨羽頼母広云及び益田隼人広道が辞職を申し出た。重就の慰留にあって益田広道は辞意を撤回したが梨羽広云の方はあくまで辞意を表明したので、重就は激怒して広云を遠慮谷に処したのである。三坂圭治氏『萩藩の財政と無育制度』によると、宝暦四年の藩財政の收支見積りでは米十三万四千石及び銀一万千貫目の支出超過となる状態であったという。この外に負債三万貫目余があり、宝暦四年から四ヶ年間の半知を課して遺繰りをつけようとしたのであるが、一か年の半知の収入はその年分の赤字を埋めるにも足りないであった。その外、厚狭毛利七郎兵衛元連が無断で本家の紋を使用したことで差控えを命じている。また、水軍を統轄している三田尻の両村上の当主が藩主が帰国しても病氣と称して萩へ挨拶に出てこないのを咎めて目通り用捨を命じた。また、当職手元役三戸与右衛門等が財政問題協議の為に江戸に出張してきたが、事故アリ帰国ヲ命ぜられ、帰ってから当職所において藩主を誹謗したというので免職し、遠慮を命じた。財務担当者として重就との間に財政運営に関して意見の対立があったことが窺われるのである。

毛利広漢もまた重就の重臣対策の犠牲になったとも言えるであろう。広漢には、恐らく自筆本とも思われるのであるが、『鳳兮亭集』と題された漢詩集がある。これは広漢が失脚後、一室に幽閉されて不自由な生活を送っている宝暦五年から六年にかけての自作の漢詩を集めたものである。その冒頭欄外に次のような書込みがある。

「君子世に処する、道あらばこれに仕えて可。道無ければ巻いて懐ふところにするのみ。何ぞ必ずしも区々たる凡鳥と並び棲み、いつくんぞ並び仕えんや。」（原漢文）

道無ければ巻いて懐ふところにするとは『論語』に見える言葉であつて、正しい自分の意見が通らなければ黙って退くのが君子たる者の身を処する在り方であるというのである。また題名の「鳳兮」という言葉もまた『論語』に由来している。楚の国の接輿という者が、次のように歌つて孔子を諷めたという故事に由つてゐる。孔子はこの時、楚の昭王に為政者として招かれていたという。

「鳳兮鳳兮、何ぞ徳の衰えたる。往く者は諷むべからず。來たる者は猶お追うべし。己やみなん己やみなん。今の政まつりごとに従う者は殆おほし。」（朝日新聞社刊『中国古典選5』）

これからして広漢が自己の漢詩集に「鳳兮」と名附けた意図が推察できようというものである。その詩集中の作品で「詠懐」と題された作品には、次のような句が見える。

直言不見用 正諫不可詢

忽遭二社鼠崇 中道二触二逆鱗

放逐二伴二三閭 落魄二吟二河二浜二

（直言用いられず、正諫ちやうせん詢うるべからず。忽ち社鼠しかその崇たかめに遭い、中道ちゆうだう逆鱗ぎやくりんに触る。放逐はうしやく三閭さんかを伴とし、落魄らくはくして河浜かひんに吟ず。）

三閭とは屈原のことである。この詩で見ると藩主の前で政策論争（と考えてよいのではないか）が行われ、広漢は藩主を諷めようと直言した。しかしその意見は「社鼠」に阻まれた上に藩主の怒りを買ひ藩政の中樞から放逐されたという次第になる。広漢がどのような事柄について直言しようとしたのか、また彼の意見はどのようなものであったのかは

分らない。しかし前に記したような膨大な赤字をかかえる財政問題がそこにあったのではないかと考えられるのではなからうか。そしてこれも推測の域を出ないが、その財政問題とは重就襲封直後に起った大坂での米切手事件に関するものではなかったかと考えられる。

大坂米切手事件とは、大坂の商人からの借銀に対して藩が抵当とした年貢米の引渡しを拒んだことから大坂町奉行所への訴訟にまで発展した事件である。抵当とした年貢米はまだ収穫高の分らない未納のものを見込んだのであって、既に現物があるわけではない。その年の年貢米を見込んで（その年に限らず翌年以降のものまで引当てにしたりした）、それを担保として米切手や出津手形（出荷確約証）を発行して商人から借銀するやり方は、赤字続きの藩財政を遺繰りする窮余の策として以前から行われてきていたところのものである。しかし出来不出来の分らない収穫高による未納の年貢米を担保にするという借銀のやり方は財源の先喰いであって、災害等で収穫高が見込みより落込んだ場合には赤字は更に拡大し、初めから歳入欠陥が予測されるものであった。重就襲封に伴う臨時の出費が重なったことなどから藩としては約束量の米の引渡しを拒み、年賦にして返済したいと申入れたのであった。これが契約違反として債主の怒りを買い、長州藩の米切手を大坂の一般町人の手へと散出させることになった。その米切手の新しい所有者は現米との交換を求めて長州藩蔵屋敷へ交渉したのであったが、藩は交換を拒んだ為に債主たちは大坂町奉行へ訴え出て、大きな政治問題となったのであった。それは宝暦二年四月のことである。当職手元役であった和智東郊（山県周南門下）が大坂に出張して奔走し、二年がかりで何とか落着の運びに至ったのである。『萩市史』第一巻によると、宝暦三年冬に米七千六百俵の代銀を相手方に支払い、残りの米四万俵の代銀六四三貫目については十か年賦で返済するということで一応の解決を見たという。

抵当米引渡し拒否の重就の意から出たものかどうかは分らない。歳入不足に悩まされた藩政府は、抵当米を引渡さ

ずに他に転売して歳入の増加を図ろうとしたのではなからうか。毛利広漢は当時国許加判役として、この時の決定に参画していたものと思われる。広漢がどのような態度を執ったかは分らないが、その後彼は江戸加判役となつてゐるところからすると、その時期の広漢は藩主重就に重用されていたと思われろ。

抵当米引渡し拒否の影響は米切手事件だけにとどまらず、反感を持った大坂の米商人は結束して長州藩米不買の行爲に出た。安永末から天明の初めにかけて藩の所帯方（財務）を勤めた下村弥三右衛門政武の意見書によると、この時の大坂商人の態度は、自分達が入札しないと買い手がつかずに処置に困るだろうから、捨てたならば拾うぐらゐは拾つてやろうといったものであつた。そこで平身低頭してどうか入札してもらつたのであつたが、市価の何割もの下値で落札する始末で、結局抵当米全部を引渡すよりも大きな損失を蒙つたといふのである。このような事後の情勢をめぐつての広漢の直言であつたのだろうか。藩が借銀返済にどのような手を打つて引延しを図ろうとも、大坂商人はそれ以上の報復手段で對抗してくる。米を売らない限り、藩としては現銀収入が大巾に絶たれて歳入の用途が立たなくなるので、結局大坂商人の前に頭を下げるほかはない。そういう事態からの脱出——すなわち資金調達（借銀）を容易に出来るようにする為に取りられた政策が、地元商人（地元資本）の育成であつて、その一つが熊谷家の登場となるのである。

それにしても広漢が批難している「社鼠」（主君の側にいる佞臣）とは誰を指しているのだろうか。それを一門の人としてみれば、当時政務に与かる立場にあつた人として次の人々が考えられる。すなわち藩主重就の実兄である右田毛利広定と厚狭毛利元連、大野毛利広円である。そのうち毛利広定は当職を勤めていたが、広漢一派の処罰が決つた後に当職を辞退している。しかしその後にも重就の計いで政務の相談に与かつてゐるのである。「萩市史」の執筆者は、広定の辞職は広漢事件と関係があるものと推測しているが、そう見るのが自然であらう。ただその辞職は広漢に同調したからのものか、或は広漢等処罰による批難をかわす為の一時的な辞職であつたのが問題である。そうした点については

今後における史料の発掘等に俟つほかはない。

広漢の突然の失脚は、特に山県周南門下の人々に大きな衝撃を与えた。当時佐波郡右田にいて時観園の教授をしていた滝鶴台の許にそのニュースが伝わってきたのは数日経ってからであったが、驚愕した鶴台は直ちに事件の詳細を林玄貞（広漢の臣）に問合せている。広漢が突然発狂したのではないかと思つたと後に鶴台は述べているが、彼がそう感じたのも、山県周南に学んだ広漢が毛利一門というその地位からいっても周南門統の盟主のような立場にあって、彼の藩政への参画は大きな期待をもつて見られていたからである。小田村郷山が『君有四方志』と賦したように、広漢自身も期するところがあったのである。更に広漢とその家老で周南門人でもある山県子祺とが中心になつて企画され作業を進めていた、『周南先生文集』の編集出版に鶴台も協力していたからである。当時山県子祺は既に死んでおり、『周南文集』編集と校正の仕事は鶴台の肩にかかつてきた。もし子祺が生きていて此の度の事件に出会つたならば驚死したであろう、と栗山文仲（二代目孝庵）にあてた手紙の中で鶴台は言っている。

毛利広漢は享保十二年（一七二九）に阿川毛利宇右衛門広規の嫡子として生まれた。幼少の時から学問を好み、弟の広俊（後に山内縫殿広通の養子となる）と切磋琢磨して成長した。山県周南に師事して徂徠学を修め、中国古典に通じるとともに漢詩文に心を牽かれて熱中した。寛保元年、父に従つて江戸に出た時、周南の紹介によつて服部南郭に就いて学んでいる。上記の『君有四方志』の句を持つ漢詩を郷山が広漢に贈つたのは、広漢が帰国する時であつた。

周南門流の人々から広漢は、豊西君とか蘭陵君とか呼ばれている。堀内にあるその居宅を絃誦閣と名づけ、ここに周南門下生を中心にした知識人を集めて古今東西の事柄について大いに論じ合い、詩を競作したりして、今日で言えばサロンのような会合を度々催した。鶴台は彼の為に「絃誦閣記」を作っている。初めてその席に招かれた鶴台はその雰囲気



に魅了され、感激した手紙を山県子祺に寄せた。絃誦閣での会合がどのようなものであったか、その様子をよく伝えていると思われるので手紙の前半を引用してみる。

〃日に大夫暇豫に承け、名園幽賞に陪す。汪洋たる広度、之に加るに才を愛し士を好む、乃ち仄陋不佞が如きも亦且つ之に顔色を假す。責むるに礼数を以てせず、而して人々其の蘊する所を盡すことを得せしむ。是に於て飛沈天淵の分を杯酒間に相忘れ、懷を開いて暢飲、肝膈を輸写す。眉を揚げて掌を抵ち、文を論じ兵を談ず。今古を俛仰し、一世を睥睨し、旁ら和歌に及ぶ。則ち王風衰えて羶羊独り存するを慨す。秦箏を鼓し、則ち筑紫猶正始音を失わざるを歎ず。耳を寰宇の表に飛ばし、思いを溟海の底に抽く。其の樂為るや一日千古、時輩の能く窺う所に非ず。是れ実には大夫の高誼に出づ。〃（原漢文）

盃を傾けながら次々と展開していく話題、身分の粹を取り去ってただ才能だけが求められる自由快闊な空気、談論風発たちまち心の隔りがなくなつて親密に融け合い、〃樂〃を重視する徂徠学徒の集りらしく楽器の演奏が一層雰囲気盛り上げる。その生々しい経験に躍動した鶴台の心臓の鼓動まで伝わってきそうである。

繁沢横山という藩儒繁沢規直（画家としての名は雲谷等直。家業の画家をやめて儒者となる。）の子は大酒飲みであつて、始終広漢の許に出入りしていた。彼の「横山詩集」は広漢との交流を詠じた作品で埋まっている。この二人は他の誰よりも気が合い、心を許し合った間柄のように思われる。周南門下生の作品集を見ると、広漢との交流を示す数多くの漢詩文が見出だされる。特に文人的学者的肌合いの人達が広漢の苛りに集つたのではないかと思われる。彼等の間には詩文によって自己を表現する途を覚つた或る解放された情熱があり、それが彼等を互いに結びつける作用をしたのではなからうか。長州藩に徂徠学がもたらされた効用の一面はそのようなものであつた。

広漢の存在は、長州藩の文化史を考える上で見過すことのできないものである。彼は学芸に対して多面的な関心を

持ち、文化啓蒙家としての役割を果たした。そのいくつかを挙げるならば、先ず長州藩古文辞派の成果を誇示する意味で『瀾城新書』を寛延二年に刊行した。これは絃誦閣に蒐集していた周南及びその門下生の書牘を山県子祺が編集し、広漢と子祺が序を書いている。その序で広漢は「瀾城名家之文亦足以不朽于千載矣」と言っているが、これはいささか自負が過ぎるものであるにしても「文」についての情熱と価値づけを見ることができるのである。徂徠は「忽而学問の道は文章の外無<sup>レ</sup>之候。古人の道は書籍に有<sup>レ</sup>之候。書籍は文章ニ候。能<sup>レ</sup>文章を会得<sup>ル</sup>（『徂徠先生答問書』）すべきだと教えているが、広漢に至ると文章そのものが目的となつてゐる。こうした「文」に対する意気込みが後に広漢をして、『周南先生文集』刊行事業の責任者たらしめていくのである。しかしそれは彼自身の藩政からの失脚によって滝鶴台へ肩替りされることになる。

次に山県周南に依頼した「雪舟伝」が挙げられるであろう。これは今日の雪舟研究の水準からすれば殆ど考慮されなるところであるが、雪舟伝としては早い時期に属する本格的な伝記といえよう。広漢からの需めに応じてまとめられたものである。長州藩徂徠学がもつた関心の領域の多面性を示すものであろう。当時萩の文化人の間には文徵明の画がもてはやされていた。江戸で模刻された徵明画でも手に入れようものならまるで財宝を得たような興奮ぶりであつたという。広漢の家には父広規が三隅（大津郡）の酒家から入手した徵明の「王介甫桃源行図」があり羨望的であつた。周南の弟子達は、その画を自分のもののできたならば死んでもいいとまで言い合うほどであつた。広漢は憐れになり、その模刻を作らせて分配し彼等の渴望を癒してやったという。文人的感覚の定着に広漢の存在はある役割を果たしたと言えよう。

また彼は宝暦三年に、給地阿川に郷校時習館を創設した。実際の責任者は山県子祺であつたと思われる。子祺はこの年の暮に京都からの帰途（恐らく『周南文集』刊行に関する用務であつたと思われる）室の津あたりで急死した。その

為に彼が所持していた文集の原稿は一時行方不明になった。時習館は右田の時観園と並んで、地方における徂徠学の拠点になるはずのものであった。しかしその翌年に広漢は隠居させられ、彼はすべてと無関係な存在になるのである。

広漢はその門地及び徂徠学への情熱、文化人的雰囲気、政治への意欲等によって彼の藩政参加は、周南門流の徂徠学派に強く期待されたのである。自分達が学んだ政治の理念が実際に生かされる絶好の機会であったのだ。そうした期待を代表するものとして滝鶴台の広漢宛漢文書簡を挙げておきたい。それは宝暦三年に広漢が江戸加判役を命ぜられて藩主に従って出府するに際して書かれたものであって、その前途を祝福して激励するとともに忠告を行っている。その中で鶴台は藩政を批判して次のように書く。

〆本藩連歳用度足らず。上下乏竭、而して議する者紛々、俟約を以て名を為し、利を興すを以て説と為す。法令日に新た、約束月に交ず、士禄を減じ賦税を益し、尚且つ経費を支えざるなり。此の如くにして一旦如し水旱の災・不虞の変あらば、則ち將た何を以て之に応ぜんや。(中略)それ俟は用を節するの名なり。約は費を省くの謂いなり。豈下を概い上に奉ずるの謂いを謂うや。

そして、管仲や子産のような人が政治を行うことが望ましいとして、広漢にその実現を望んでいるのだと述べてから彼に忠告する。〆蓋し閣下、明敏剛決の資を負い、兼ねて詩書に敦し。如しそれ政を為すや、管仲子産が如きは与し易きのみ。但だ尚猶春秋に富むを以て衆心いまだ服せざるのみ。(中略)凡そ事務大体を存じ、聰明を先にする事無かれ。重を持し、簡に居り、慢易に失すること無かれ。〆と言い、〆一言の微・一行の細と雖も慎まざればあるべからず。〆と念を押ししている。このようにして、藩民をして歎息愁恨の声無からしむる者。〆はただ閣下(広漢)にだけ期待しているのだと強調しているのである。このような熱意溢れる期待は鶴台一人のものではなかった筈だ。徂徠学では、天下を安んずることが聖人の道であると説き、鶴台はそれを、〆安民。〆としていた。

七、毛利広漢のこと

右の鶴台の藩政批判に応じるものとして、次のような和智東郊の詩がある。

秋村就蕭索、夕日照松筠、

深艸鸚鵡雀、清潭鰈趁鱗、

税租歸循吏、負載逼窮民、

米価還堪賦、酒錢殊覺神、

「秋村」と題されたものである。この詩が作られた当時、東郊は官途を辞して青海（秋市の小字）のあたり菅田山の麓に家を築てて退隠した。大坂米切手事件の後の宝暦三年のことか、或は宝暦九年の、再度の役人勤めをした後のことかであろう。同じ頃に作った詩の句に、知貧忘俸禄 避害薄功名とか山余厭周蔽 俗似避秦人……偏從群麋鹿 不愧大同民とか自己の胸中を詠じたものがある。こうした詩の背景として東郊の身上にどのようなことがあったのかははっきりしないが、害が及ぶのを避けて功名を軽んじたと言っているのは異常である。そこに吐露されているものは鶴台の藩政批判と同じメンタリティーである。ただ『東郊先生文集』には、広漢との関り合いを語るものは全くと言っていいほど見られない。交渉が全くなかったとは思われないので、これは始めから意識的に排除されたものなのか、或は同じ周南門下でも藩の役人としての途を選んだ東郊は広漢と実際政務の上で確執するところがあったのであろうか。ともかく鶴台がその遺稿集に堂々と広漢との関係を表明しているのと好対照をなしている。この辺りの事情については後考（資料の出現による）を俟ちたい。

鶴台にはまた「はし立」と題された著述がある。これは、我が大夫のかしこき仰せを承りてもだすべきにしあらねばと、主君を補佐して政治に携わる者の心得を述べたものである。寛延三年（一七五〇）二月に秦守節（須佐益田家の臣で周南門下。秦嵩山の兄）等が明倫館内で筆写したものが残っているので、それを遡ること余り遠くない時期に書かれた

ものと思われる。内容は総論的な部と、『君道』・『臣道』に分かれたれ、『君道』の部では畏天命・敬祖宗・惠庶民・在知人・守典刑の徳目が掲げられ、『臣道』の部では特に北条時宗と藺相如という和漢の人物の逸話とその人柄が取り上げられ、徂徠の言う『士大夫』——「はし立」では『家老』としての立場の者の在り様を懇切に説いている。

鶴台にこれを依頼した『大夫』とは誰であろうか。一応考えられるのは、当時鶴台が仕えていた右田毛利広定である。しかし広定は享保十八年に家督を受けて早くから加判役となり、既に三十歳に達して思慮分別のついてきた年配として、この時点で改めて鶴台に『大夫』の心得を需めたであろうか疑問の残るところである。もっと早い時期にそのようなものを需めて然るべしであつたらう。恐らく「はし立」は毛利広漢に献じられたものではなかつたらうか。広漢は寛延二年の後半頃に国許加判役となつてゐる。これは藩主の側近に侍して藩内の政務の協議に与かる役職である。この時彼は二十三歳であつた。『臣道』の部の終りの方で藺相如の逸話に多くの紙数を割き、その廉頗將軍との友情が趙の國の安定をもたらしつたことを強調しているのは、広漢の性格に照らして政務に与かる者同士の協調を求めたものと読めてくる。鶴台は広漢の性格が悲劇を招き寄せかねないと危惧するところがあつたのである。

広漢を激励し、その若さからくる客気を戒めた鶴台は、晩年にはその広漢を批判的に見るようになっていたのではないかと思われる。井子章という友人にあてた書牘が『鶴台遺稿』巻之八に収められている。巻之八に収められているものは長州藩人士にあてた手紙ではないので、井子章は他藩の人と思われるが今のところ具体的などは分らない。しかしその書牘の中で鶴台が胸中の念を吐露しているのを見ると、心を許した友人の一人であつたと思われる。鶴台は次のように書くのである。

『私は藩（原文では「國」とあるが、当時國とは自己の属する藩を指す）を憂うる心を持っていても、今までそれを口外したことはありません。もし心から私の意見を求める人があれば、やむを得ず来意に酬ゆることにしています。』

## 七、毛利広漢のこと

その人の今までの言行に合わせて忠告するだけです。世の中の小人で、少し書を読んで才覚のある者は、時代の動きや実情を考察せずに政治や為政者を云々します。また中国の宋・明の学者の書いた紙上の空論を読んで自分もひとつ藩政に経倫を振るってやろうと思ひ、独り合点な政策を主張して、自分を信頼してもいない人の前で滔々と弁じてみせます。人から厭がられるわけでありませう。(原漢文を現代語に意訳)

この手紙は安藤紀一の推定によれば、江戸に在った鶴台が萩への帰国を前にした明和七年に書かれたとされる。広漢失脚の年より十五年以上経っているが、右の文中の「世の中の小人」(原文では「世の小しく書を読みて才譎有る者」)は、殆ど広漢を指しているような印象を受けるのである。この手紙を書きながら、鶴台の胸裏には広漢の姿が去来していたのではなからうか。

ここに記されている心情は非常にシニクなものである。この時点になってみれば、若さによる広漢の性急な政治意欲や門閥の故に周囲から持ち上げられているに過ぎないその実態は明瞭に見えたであろうし、広漢の学問教養もフォニ―にしか見えなかったであろう。そのようなことは鶴台はその当時から見抜いていたと思われる。ただ政治への参与は広漢に期待する外はなかったのである。息子の高渠による「鶴台行状」には「先老固より経済に志有り」と言っている。経済とは経世済民すなわち政治を意味した当時の言葉である。身分世襲の体制に阻まれて政治への志を展ばすことのできなかつた鶴台は、広漢によってその抱懐するところのものの実現を図ったのであった。そのような鶴台からみれば広漢の悲劇的な生涯には同情を禁じ得なかつたにしても、その本物でない底の浅さは見えてしまうものではなかつたろうか。そして広漢への同情は年月が経つにつれて客観視されていき、批判的になっていったと思われる。それは学者としての鶴台の、自己に忠実な眼にほかならなかつた。

しかし、幽居中の広漢に対して鶴台は誠意を尽している。それは『鶴台遺稿』に収められた広漢宛の書牘を見ても肯

定されるところである。山根華陽・和智東郊等の文集と見比べてみれば、広漢との関係において鶴台のものが一番人間性に富んでいる。罪を得てからの広漢に鶴台以外の周南門下生は、概してよそよそしい態度を示しているように思われる。「鳳兮亭集」に見られる広漢は、もはや過去の思い出だけに頼って生きている人間である。その彼を見舞う人の数は権力を恐れてか寂寥たるものであった。肥満体質の広漢に、鶴台は運動を勧め女色を遠ざけるように忠告しており、別の和文の手紙では、広漢の診療に当たっている栗山文仲（孝庵）の投葉に対して気付きを申し送っている。

世間との交渉を絶たれた広漢の生き甲斐は、自らの漢詩集をまとめることと『周南文集』が刊行されることとであった。詩集の方は鶴台に依頼して序文を書いてもらったが（「豊西君詩集序」として『鶴台遺稿』巻之五に収められている）、その詩集が現在萩市立図書館蔵の「鳳兮亭集」を指すものなのかどうか未詳である。最初の予定では作品を一年毎にまとめて、その年の干支をもって題名とするものであった。前記の「鳳兮亭集」は「乙亥集」と「丁丑集」とからなっており、それ以後は別冊にするという広漢の注記がある。「鳳兮亭集」には朱筆の批評が記入されており、鶴台の広漢宛の手紙の中にこの詩集をお返しするとあるので、朱の批点は鶴台である可能性が考えられる。

『周南文集』が刊行に至るまでには紆余曲折があった。山県子祺の急死によって原稿の一部が行方不明になったことはその一つである。広漢が責任者となって刊行が企画され、書賈との交渉等の実務は山県子祺、校訂作業は山県子祺と鶴台が担当して進められていたものである。初期の段階で明倫館を中心にした周南の門下生がどの程度参与していたのか不明であるが、何故彼等が刊行事業の中心にならなかったのか疑問を覚えるところである。広漢の失脚によって作業は更に頓挫する。それによって総ては鶴台の肩にかぶさってくる。その段階で山根華陽と田坂瀧山が手伝ってくれることになった。しかし思わぬ手違いが起る。はじめ広漢は周南の碑文を京都の公卿小倉宜季に依頼していたが、その参考にする周南業績の記録は後から送ることにした。しかし自らの事故の為に果すことができず、小倉宜季から鶴台へ催促

の手紙が来た。鶴台は周南の息子伯恒（棠園）に連絡して、周南行状を作成して急ぎ発送するように依頼したのである。しかし伯恒は何故か周南行状を作って送らなかつたらしい。こうした経緯は、広漢宛の鶴台の手紙に詳しい。

刊行された『周南文集』を見ると、「周南行状」は山県伯恒の名になっているが、実際は鶴台が作者であることは、『鶴台遺稿』を見れば判明する。何故伯恒が父周南の「行状」を作らなかつたのか、作るほどの力が無かつたのかも知れないが、その背後の事情が分れば長州藩儒学史構築の一助になると思われる。「周南碑文」も服部南郭が作っている結果としてはその方が『周南文集』にふさわしいものとなったと言えるが、その中で南郭が事実誤認をしている所があるが、話が急に南郭に持ち込まれて倉皇のうちに物したからではなからうか。

『周南文集』がようやく刊行されたのは宝暦十年（一七六〇）のことである。それは初編であって、引続いて第二編が出版されるという予告は出たがそれは遂に刊行されることはなかつた。毛利広漢はその前年——宝暦九年十一月三十八歳をもって歿しているので、あれほど心待ちにしていた刊行の報を耳にすることはできなかったのである。

長州藩徠学の現実政治への投影は、広漢の失脚以後、彼のような文人的気質の人によってでなく、藩の役人になることよって徠学の政治の理念（個人の人格修養による感化よりも経世済民の政治の在り方を問題にする）を継承した実務派的な人——坂九郎左衛門時存を代表とする人々によって、いわゆる宝暦改革へと展開していくのである。その場合、鶴台が広漢に期待したものとどのように噛み合うものであったか、前に言及した井子章宛の手紙は何かを語っているであろう。

（一九八四・一二・一六）



## 八、「御国政再興記」のこと

### —長州藩の宝暦改革—

毛利重就は長州藩中興の英主として知られている。宝暦元年（一七五一）支藩の長府藩主から宗家に入って長州藩主となり、天明二年（一七八二）に隠居するまでの約三十年間藩主の地位にあった。徳川将軍で言えば家重・家治の時代——また田沼政権時代と重なる。重就の藩主としての治績は、自らの指揮によって藩政改革を行ったこと、要約すれば検地の実施と、資本蓄積機関である撫育方（撫育局）の創設につきるであろう。その具体的な経緯と内容は、「御国政再興記」（以下「再興記」と略記）に詳しく記録されている。この書は「第一」「第二」の二部から成っていて、重就が彼の腹心であった高洲平七就忠に命じて書かせたものであって、重就の検閲を経て完成された、いわば重就の自画自賛の書である。

しかし「第一」と「第二」は同時に書かれたものではない。「第一」は安永七年（一七七八）に書かれ、翌八年には宝蔵や主要役所に備えつけられている。それは「御国政再興記」の名にふさわしい記述と内容を備えているもので、初めは「第一」のみで完結したものと見なされていたと思われる。「第二」は、四年後の天明二年に書かれて「再興記」に付け加えられたものであった。「第一」が成った安永七年に、長州藩は幕府から日光東照宮修理の課役を受けて藩財政は一挙に破綻せざるを得なかった。自らの改革業績を謳いあげた「再興記」完成の直後である。それ以後の藩内には重就の政治に対する批判が生れてくるのであり、そのことへの焦立ちが重就をして「第一」だけでは心許なく思わせ、

「第二」を書き加える必要を痛感させたのであった。両者を読み比べるならば、記述の態度や文章の調子に差違が感じられる。「第一」は自己称賛の気味はあるにしても、自己の業績に自信のある重就を反映して記録的態度を持っているのに対して、「第二」は重就批判の『浮説誤伝』に対抗した自己弁護的なものとなっている。「再興記」自らその中で『禦侮の目安』の爲と「第二」作成の目的を述べているのである。

「第二」が書かれた天明二年八月は、重就が藩主の地位を治親に譲って退隠しようとした時期である。重就としては『浮説誤伝』の声に抗して自己の業績を確認し、その成果と意義を歴史に刻印して子孫に伝えなければ自己が否定されるという、そうした危機意識に見舞われたのである。しかし今日からすれば、『浮説誤伝』の発生する状況こそ当時の藩の実態を物語ってくれるものではなからうか。このような「第一」と「第二」の性格の差違の問題は、当時の藩政の構造的矛盾へと導くものとして改めて読み直される必要があると思われる。

重就が行った業績は、要約すれば検地（当時は検地と言わず『広挾押し』等と呼んだ）と撫育方の創設に帰すと書いた。確かにそうであるが更にそれを可能にしたものとして、前代以来の一門老臣抑圧政策を加えたい。明治四十二年に福原公亮等が編んだ「報本反始私記」には、重就を顕彰して『重臣ノ驕傲ヲ抑ヘ』たことを業績の一つとして特記している。宝暦改革は重就の親政の形をとることによって可能になったのであり、その為には一門老臣の発言力を封じる必要があったのである。重就が前代以来の一門老臣にどのような態度で臨んだかは「毛利広漢のこと」の所で触れたが、更に次のようなこともあった。

宝暦十一年というから宝暦検地の実施にはいる年である。重就が世子に治親を決定したことに對して、一門の穴戸広岡と厚狭毛利元連から一門に相談もなく重就と当役梨羽頼母広云とで勝手に取計らったと言って抗議してきた。世子に

なった治親はまだ八歳であった。初め重就は越前丸岡藩主有馬かづのりの第五子重広を養子にして世子に定めていた。重広は重就の姉の子であった。その重広が宝暦十年に死んだ後、重就は別に養子をしてそれを世子に充てるつもりであったが、幕府から実子があるのに養子とは如何いかになものであろうかと横槍が入り、結局治親に決定したのであった。一門の抗議に対して重就は僭越の沙汰であるとして、元周・元連を隠居させた。その処置には、検地への反対の声を牽制する意味もあつたからであらうと思われる。

また改革着手に入る宝暦八年、重就は裏判役高洲平七就忠を、御前御差引之御用を、取次く為に記録所役兼帯とした。これは一門老臣の合議機関である加判役制度を形だけのものにする側用人的なシステムを作り、藩主と改革事務当局とを直結させる為のものであった。また重就はもともと信頼のできる一門であり実兄である右田毛利広定を当職に充てて、改革事業の統括を図つた。

検地は宝暦十一年の冬に始まり、宝暦十二年の秋までには大体終つたのであるが、その成功は藩財政を安定させて改革の展望を開く最大の課題であつた。従来、検地は常に藩庫の増収を図る目的のもとに実施され、その確実な見通しが立つ状況において行われてきたものである。宝暦の検地もその例外ではなく、確実な増収をもたらすことは当初から予測できたのである。そして藩庫に新しい財源を開拓するには検地しかないと意識されていた。重就が藩主になつた直後の宝暦二年の「三老上書」（永年民政実務担当者——すなわち坂時存・長沼正勝・山県昌貞による答申書）においても、既にその実施が提言されていたところである。

しかし検地は一方では百姓一揆を誘発しかねないものであり、他方では藩の富有化を嫌う幕府の思惑も警戒されて慎重を要するところであつた。「再興記」は検地を悪政だとして批難する藩内の声を記録しているが、その具体的な内容までには及んでいない。こうした状況を考慮した重就等改革派は、検地々々という呼称を避け、土地生産高を実情に沿つ

## 八、「御国政再興記」のこと

て評価の調整を行うという、小村広狭改め（石押し・広狭押しとも言った）と称して幕府の了解を取りつけたのである。しかしその再評価に当っては、貞享検地の打ち出し高を下廻ることを厳禁した。従って隠田摘発等による増高だけが求められたのである。

「再興記第二」は検地に対する批難について次のように反論している。（読み下しにして送り仮名句読点を付ける）

古来石押しの大法、百姓隠地隠田は勿論召上げられ候儀故、今度も召上げられ候。此の隠地隠田所持仕り居り候ものは必ず有徳の農民どもに候。それ故さやうのもの石押しを悪政のように上を謗り申し触らし候を、凡俗大道理不案内の士・庶民飽食煖衣の者、治国の大体勘弁得仕らず忌妬悪風の汗染雷同をば仕り候えども、中以下の諸民は下げ石その外土地の押しこれあり候故、田地も成立ち追損も相止み候。

中以下の者は今度の検地を歓迎していると言う。隠地隠田の所有者は富有な農民だけでなく、給地を与えられている大身の一門以下上級家臣達でもあった。貢租以外の剰余所得を生み出していたものを藩に公収されるので、彼等が検地に抵抗するのは当然であつたろう。しかし中以下の者も手放して歓迎したであろうか。関順也著『明治維新と藩政改革』は、安永八年——すなわち「再興記第一」が成つた翌年——の「郡政県令或問」に載せる次のような報告を引いている。

田作りにては作徳これなきにつき麦作を第一と心得、麦作粟稗等の雑穀或いは売買その外のかせぎを以てかつかつ世渡り仕る儀に御座候。

また同じく「郡政県令或問」は百姓の手取り作徳も報告しており、三石を生産する田で一合八勺一才しか百姓の手に残らないという。これは検地後の状況である。長州藩の租税が過重であつたことは、兼重慎一『長州藩財政史談』も認めているところである。

しかし「再興記」の立場としては、給地を持つ家臣については、給領の分は出畝残らず召上げられ候とても未曾有

の御沙汰とも申し難くの処、四歩方は下し置かれ石盛り仰せ付けられ、下の否これなきよう仰せ付けられ、たととして、善政であったと主張している。全部収公しても当然であるが、六割を藩主蔵入分として収公し、残り四割を給領主の従来の石高に開拓苦勞分として加算して与えたではないかというのである。

このようにして打出された増石は六万石余。これから荒蕪地と化した田畠の免租や貢租の引下げ等を差引き、純増石（課税対象の増加分）は四万石余となった。四ッ成（税率四割）として一万六千石余の歳入増となるが、附加税等があるので実際はそれを上回るものとなる。これを財源として、藩本会計とは別の特別会計で運営される撫育方が設けられたのである。

藩が資本蓄積を行う機構である撫育方の着想について、安藤紀一は「靖恭公遺事」にある、英雲公滝弥八被召仕管子の講釈被成御聴候て御撫育御立不易の御成績云々の記事を引き、滝鶴台の影響を示唆している。しかしこの記事からは、鶴台が撫育方という機構の構想について提言したのか、撫育の必要性を精神的に説いたものか、その点がはっきりしない。既に鶴台は宝暦三年の毛利広漢宛の書牘において、管仲と子産を政治家が心懸るべき理想の人物として次のように書いていた。

〃それ二州の大なるを有ち千乗の賦を入れる、苟も聖人の制に違ひ、仁に依り奢を抑え、豊耗を視て以て国用を制せば、假令什一の税なるも豈に足らざるを思わんや。方今の時、管仲子産が徒をして路に当らしむるか、その富国安民に於ける易々たるのみ。

管仲ひいては『管子』への関心を早くから抱いていたのである。そこから鶴台の抱く政治というものが推測できるであろう。それは、儒者としての当然、聖人の制に遵うという前提に立つのではあるが、何よりも殖産興業を図って国を富まし民生安定を求めようと言うものである。『管子』への共感と重視が一般に儒学のポリティックスからすれば常道で

## 八、「御国政再興記」のこと

あるかどうか、問題のあるところであろう。それは政治に「礼楽」（朱子学からすれば「仁義」による徳治）を優先させるか「利」を優先させるかの問題である。しかし、天下を安んずるのが聖人の道であるとする徂徠学からすれば、君主の治術として「利」を求めることは排斥されるものではない。管仲に着目する鶴台の政治意識は、徂徠学の政治に対する現実的な考え方からの当然な展開と見ることができよう。それが重就への進講に当って経書よりも『管子』を選ばせた所以であったと思われる。

鶴台は検地の始まる宝暦十一年に一代儒者として重就に招かれ、寺社組に編入されて米二十五俵を給されており、丁度改革施策について頭を悩ましていた重就に、鶴台の説くところは影響を与えたであろう。そこに、宝暦改革が徂徠学的精神風土の中で行われたことの一傍証を見ることができよう。しかし鶴台が政策決定の面に参画できたのかどうか、政策ブレインとして処遇されたのかどうかについては、前記の「靖菘公遺事」の記事には疑問が残るのである。鶴台が藩の為政者に対して常に不信の念を持っていたことは『鶴台遺稿』によって知られるのであり、例えば前にも引用したところのある井子章宛の書牘がはっきりそれを示している。

列国（註、諸藩のこと）の政大夫爵禄を世々す。故に儒を以て仕る者、出でては則ち其の政を与よに聞くことを得ず。或は其の君に獲らるるも、また唯だ講読に侍し顧問に備るのみ。則ち瑚璉の器・騏驎の材有らしむといえども、また焉なぞ施用足を展るところあらんや。（中略）国を憂るの心有りといえども、国を憂るの言いまだかつてこれを口に出ださず。もし虚襟下問の者あれば、則ち已むことを得ずその来意に酬ゆ。また必ず前言性行を援けて以て忠告するのみ。〃

安藤紀一はこれを明和七年のものとしており、『管子』講義の時期と距りがあるものの文意からすれば鶴台は政治の実際から疎外されていることが分る。或は自ら疎外している態度とも受取れる。鶴台がこのような態度を持したのは何か、それは興味のある問題であるが今は立入らない。ただ長州藩においては、荻生徂徠等が幕府から遇されたように

は、儒者が政策ブレインとして遇されることはなかったのである。鶴台の不満はそこにあるのであるが、その不満の中には、撫育方の運営の実態が鶴台が期待したところと乖離していること——すなわち民の為に「利」の追求が為されないことも含まれていたのではないかと思われる。

しかし、撫育方のように新たな収入や特定の収入を藩本会計から切離して別途に蓄積を図ろうという考えは、吉元・宗広時代に当職当役を勤めて藩財政再建に苦心した山内縫殿広通によって既に構想されたところであった。そのことは、宝暦改革の立脚点となり施策の基本を提供した坂九郎左衛門時存の宝暦八年の上書においても強調されており、「再興記」もまたそれを追認している。「再興記」は自分達の改革を、何も恣意的に新政策を打出したのではなく、古法に則り、先人達が実施しようとして果せなかった政策を継承してその実現を図るものである旨を常に強調するのである。重就は、新財源を特別会計として運用するという山内広通の考えを継承して、更に鶴台の『管子』の講義からのサジェスションにより、撫育方という資本蓄積を図り殖産興業を行っていく独立の一機構を創設したのであった。そこに重就の独自性を見ることができよう。しかし撫育方が公的機関であるかどうか——すなわち「利」が民生安定の為に求められたものであるかどうか、その蓄積した資産の処理をめぐる明治維新以後に問題を残している。

撫育方の具体的な組織や活動内容については既に多くの先人の論及があるのでここでは立入らない。ただ問題は、撫育方が何の為に設けられ、藩士や領民に何をもたらしただかにあるであろう。「再興記第二」が書かれた理由もこの点に関連している。撫育方設置以後も、幕末まで続いた馳走という強制借上をそこに絡めて考える必要があるであろう。鶴台の失望も、為政者に対するそのシニクな関り方も、そこに根差していると思われるのである。

撫育方が発足して間もなく、重就藩主在位中二度も長州藩は幕府の課役を受けた。明和三年二月の美濃伊勢河川修築

## 八、「御国政再興記」のこと

工事と、それより十三年後の安永七年の日光東照宮修繕工事とである。「再興記」によると勢濃河川工事には銀五千七百九十貫目、日光修繕には銀一万貫目を上回る多額の出費を強要されることとなった。河川工事に要した経費は撫育方負担によって切り抜けたが、日光の場合は本会計が負担して十か年の半知馳走によって対処することとした。十か年という長期にわたって半知を課すことは、それまでにない苛酷な処置であった。それが藩内にさまざまな論議を巻き起したことは、「再興記」によっても知ることができる。またこの間、明和九年には江戸の藩邸が類焼するという災禍にあり、その再建問題も絡んでくることになる。

それにしても、重就一代の間に何故二度も幕府の課役を受けなければならないのか。自分達の負担においてそれに対処しなければならぬ藩士に、そのような疑問が生じることは当然であろう。「再興記」はそれら藩士の声を「浮説」として決めつけているがしかし無視することはできず、「再興記第二」を書いて弁解を公然たるものにしなければならなかった。「再興記」が取上げている「浮説」のいくつかを書いてみる。

一つは重就が將軍や幕閣から好く思われていない——首尾が悪いからだという声である。本来ならば他藩に行くべき課役が、重就の勤めぶりが悪い為に長州藩に押しつけられたとするのである。それに対して「再興記」は重就が幕府から好遇されている証拠として、重就が少将に昇官したこと（これは毛利家藩主代々の悲願であった）、將軍家治から自筆の絵を貰ったこと、日光課役を同時に受けた芸州藩は前回の課役より十二年目であるが長州藩は十三年目である等を挙げている。そしてこのような浮説が広く行われるのは、日光課役で余分な出米銀を課したので民間の米銀の貸借が停滞し生活が苦しくなったので、その不満の吐け口になっているからであろうと言っている。

次の浮説は、重就は譜代の家臣を見放そうとしているというものである。これは、日光課役に対して十年間の半知令を免した時に、藩は同時に、藩士が家臣であることを辞めて自由に身の振り方につけてもよいという布告を出したのが



原因であつた。その布告は、今後家臣の中から生活困難者が出ても藩としては救済の責任がとれないからとの理由から採られた措置であつた。それが、譜代の家臣を見棄てるものだといふ批難となつたのである。文化年間に書かれた「某氏意見書」は次のように当時の藩士間の空気を伝えている。

「安永の比国財統かすして御家来中の半禄を召上げらる。是を半知十ヶ年御仕組といふ。重く禄米を召上げたまう故、その令を受けざる者あらんとて、十ヶ年禄米を出すこと能わざる者は御暇給わるべければ、勝手次第申し出づべしとの事なりしゆえ、止むことを得ずその令を受け、泣く泣くその節を取り續きて今日に至れり。誠に申すべき言葉なき敵命にて、各々骨髓に徹せりと、その世の遺老多ければ物語りしける。」（読み易いように表記を改めた）

次に重就は南苑を整備して別荘とし、退隱に備えて三田尻御茶屋の増改築を行つたのであつたが、これが財政をますます逼迫させて藩士の家計窮迫へとはね返ってくるのだといふ「浮説」となつた。こうした不必要にして莫大な造作入りが幕府の注目するところとなり、長州藩は財力豊かだと見なされて日光課役となつたのだといふのである。これについて「再興記」は次のように弁解する。

南園の場合は、本草学への関心の高まりに応じて菜園の整備を図つたのが発端であるといふ。場所がちやうど橋本川に沿つているので納涼の亭を設けようとしたのであつて、設備の多くは茶道家や町人からの寄付であり、工事は明和二年から安永六年までの十五・六年をかけて細々と続けてきたもので、その経費は撫育方会計から工夫して捻出し、本会計からの支出は全くないのだ、と言っている。

三田尻御茶屋については、重就が自分の隠居所に当てるために整備したものであつて、工事は安永五年から始められたが、全く以て御所帯の御入用を引欠けられ候儀これなく候えば、御所帯方の御借銀に相成り候筋毛頭御座なく候。勿論右御作事故、御國中難儀に及び候道理いささかもこれなく候。これらの工事が原因で日光課役を受けたのだといふ

論は、全く根拠のない為にする浮説にすぎない。三十何年間藩政一途に辛勞してきた藩主が、歳を取って隠居するに當り隠居所を設けることは当然である。民間でも老父母の隠居に際しては隠居所を設けることは行われており、孝養の道として賞讃されている。六十余歳で隠居するのは早過ぎ、従って三田尻普請も不急の事だとする声があるが、六十歳頃で隠居するのは大名では普通であることは、武鑑を見れば分るのではないかと言うのである。弁明の要旨は、藩の本会計には少しも迷惑をかけてはおらず、撫育方の経費で行っているのであるから國中の難儀に及ぶ道理はないのである。この考えの中には、本会計は公的なものであるが撫育方は藩主の私的なものだという認識が、ニュアンスとして出ているように思われる。撫育方はそのように両義的な存在であったのである。

これらの外に、藩主の湯治回数が多すぎるとか、骨董集めに耽っていると、藩主の生活が奢侈であるとするとする批難の声も挙がっており、それらを「再興記」は丹念に書きつけて、その一つ一つに反撥を加えているのである。重就の晩年はこうした声に取り巻かれていたのであり、宝暦十三年に発した訓令では馳走という藩士や百姓の犠牲の上に依拠している藩の状態を、士農の衰病は国の病因（「再興記」に収録）と捉え、そこからの脱却を図って改革を行ってきた重就としては焦慮と怒りを覚えるばかりであつたらう。

そのような矛盾を孕んだ重就の治世を評して、「某氏意見書」は次のように述べる。

昔より往々検地あれども、皆悪弊俗の為に費えて、その益なくて不虞の用に立たざるゆえ、英廟（重就）これを慮りたまひ、この御撫育の貨財は彼の二種（士民への恵みと幕府からの課役を指す）の外一切他の用に費やすべからずといえる重き御戒めを遺したまふといえり。実に御孫謀の大盛幸というべし。されども彼の検地行われ塩浜の出来せし時は、その費用莫大なりしゆえ諸士の半禄を召上げられ、商賈よりは御当用と号して大金を出さしめ、百姓には重税を懸けられ、且つ百年來山谿及び阡陌を屠り取り、數世を重ねて少しずつ作り広めたる田畝、かの検地ゆえ一朝にして失い

しかば、人民大いに哀歎疾苦す。且つ三田尻御隠居となり、又園圃も多きに新たに南苑を造りたまいたるが如き、かの御撫育の事と齟齬し、民と衆を同じくしたまわざる故、二国の士民挙げて怨望せしといえり。御撫育府出来せしよりは、前段の如く士民への恵み東都御手伝いにはこれを用いたまえば、今に至っては上下の大慶なれども、その余災にて近年まで半知十五石懸り禄米を召上げられ、百姓にも重税あり、かくの如く数十年、諸士百姓の米穀を召上げて造り出されたる御撫育なれば、諸士百姓の挙げて置米置銭したると同前にて、時々賜わる恵はその利息にても調うべければ、古えの社倉義倉の類ともいふべし。(読み易い表記に改めた)

撫育方設置によって恩恵を蒙ることがあるにしても、諸士(藩士)や百姓の受けた損害や支払った犠牲の方が大きいと言っているのである。その撫育方にしても、もともと諸士百姓が置米置銀したものであるから、その恩恵に与かることは当然だと言わんばかりである。「某氏意見書」の重就評価は、罪において厳しいと言ふべきであろう。

重就の晩年から治親の代にかけて所帯方として藩財政に関与してきた下村弥三右衛門の意見書によると、藩が少しでも財政的に余裕のある気配を示すと必ず幕府が課役を命じてくると言っている。その例証として挙げているところによると、寛保二年の利根川修築の課役は、その前年に松本川の改修や江向の溝手を川上村よりの通舟路に改めたこと等の萩城下廻りの普請工事が原因である。明和二年の勢濃河川工事の場合は、宝暦十三年の小村帳作成による石押しと翌明和元年に撫育方を設けたことが原因であり、安永七年の日光手伝いは、御国中御富貴の御聞えこれあり仰付けられ候由、富貴と見られたのは三田尻御茶屋の増改築等の普請が影響していると言っているのである。すなわち藩政改革のような積極政策を行ったのが原因だとするのである。

下村弥三右衛門は後に撫育方会計を本会計に組入れることによっての財政再建を強硬に主張した一人として処罰され

## 八、「御国政再興記」のこと

ることになるが、彼の意見書に見られる見解は重就等改革派への批判でもあった。重就等の改革は馳走の伏態の解消をもたらさなかった、またもたらそうとしなかったところにその最大の脆弱性があったと言えるだろう。

撫育方設置に当って、その会計を本会計から独立させて本会計への編入を禁じる措置をとったことは、重就には充分な理由があったからである。それは、従来の藩財政運用の考えに対する批判に立つものであり、既に前代において山内広通が構想したところの継承であった。従来のやり方を見ると、新財源によって運営される撫育会計を本会計の中に統合したのでは、当分の間は財政を潤すかもしれないが間もなく新しい借銀の抵当に充当されるのが落ちであり、借銀依存への安易な態度から脱却はできない。問題は当事者の安易な姿勢を変革することであり、それには藩の財政規模を宝暦検地前の歳入水準に抑えて運用し、検地による増収は別途会計として、利々を凶る方が堅実であるという判断によるものであった。だが本質的な問題はその先にあるのであり、撫育方で蓄積した利益をどのようにして困窮した藩士や百姓に還元するかというにある。その点のルールが確立されておらず、状況についての藩主の判断に任された形であった。

また、財政規模を検地前の水準（歳入）に抑えるということは、生活水準もその線に固定することであり、経済生活の展開を無視することともなった。藩の財政が全国経済の動向に組み込まれていて孤立して営まれないという条件を考えてみても、検地前の財政規模に抑えたままで行くことの困難さは推察される。一例を挙げるならば、財政赤字の原因として常に問題となる江戸での経費である。江戸での生活が奢侈に流れ易いということとともに、関西と違って、金遣いである為金銀相場の変動が出費の増大を促す要因としてあったのである。大坂で貢租米を売払ったり借銀したりして銀を獲得し、それを江戸に次々と送っても、江戸での生活では関東の通貨である金に換えなければならない。幕府は自己に有利の金の相場を高く保つ政策をとったので、銀遣いの長州藩（及び関西の諸藩）は財政的に不利な状

態——江戸での出費を強いられる結果となつていくのである。

財政規模の固定化は、藩を超えた力によつて（例えば幕府の課役）不時の多額の出費が必要となつた時、本会計で対応することのできない一層の硬直した財政にするものであつた。そしてその負担を撫育方に求めるか、藩士や百姓に転化（馳走）するか、当面を切り抜ける対策としてこの二つに絞られてくる。そこで負担しきれなければ借銀となる。撫育方が臨時の出費を常に負担する機関ではなく、その財源の運用には初めから強い制約を付したものであれば、安易ではあるが確実な方法として藩士達への転化が採用される。撫育方の蓄積は藩士達の窮乏を恒常的に安定して救済するものでないことを、藩士達は見抜いていたであろう。撫育方が本会計の破綻に背を向けて何の寄与もしなかつた訳ではない。確かに本会計が負担すべき課役の経費をその一部乃至全部を負担したことは何度かあるし、その蓄積を本会計の財源に提供したことも何度かあつた。特に寛政十二年（藩主斉房）には、撫育方にて貯蓄していた金銀の総額を本会計に流用している。このような措置をした上で藩士達の取り分を永年三ッ成にしたのであつたが、それでも尚藩士の負担（馳走）は永年十石掛りとなるのである。

撫育方における利潤蓄積は、間接的には確かに藩士や領民の負担を軽減することはあつた。しかし、宝暦改革が目的とした「土農の衰病」を救う為の機関として機能せず、根本的な制度的な解決をなすものではなかつたのである。

一般に長州藩の宝暦改革については、藩主自ら推進したものととして重就の名が高いのであるが、その具体的な施策となるものは宝暦八年の坂時存の上書が提言している事項の実現を図つたものであつて、そのことは「再興記」もまた自認しているところである。すなわち「（時存が）最初に内匠へ申出候御国政の闕如とも申すべきやとの七ヶ条の内、その後追々廉々御立直し相成り、ひとえに御思召立御再興の御験功御成就」と言っている。重就は坂時存の「御国政の闕如」

## 八、「御国政再興記」のこと

とする見解と施策を全面的に受け入れて改革を実施したのであって、「再興記」に験効として挙げることも時存の上書が指摘する事項への回答という形をとるのである。従って宝曆改革が論じられるに当っては、重就とともに時存の名がもっと強調されてよいのである。彼は高齢の為に改革事業が始まると同時に死去したので、せいぜい改革過程の前段階として言及されるに過ぎない。だが坂時存の存在は単に政策上のことに限られるわけではない。宝曆改革の思想的背景、それを導いたメンタリティの所在を考える時、彼を通して徂徠学との関係が浮かび上ってくるのである。それは嘗て鶴台が毛利広漢によって期待したところのもの別なルートによる実現化であったと言えるだろう。

長州藩の宝曆改革が徂徠学的な精神風土のなかで行われたものであることは前述した。改革を通じて当職として重就を補佐した右田毛利内匠広定は、その給地に経営する郷校時観園に滝鶴台を教授として召抱えていた。山県周南が重病になった時、京都の名医について治療するように骨を折り、鶴台を看護の為に同行させ、京都にまで赴かせている。鶴台は宝曆十年に致仕して江戸に出るのであるが、その後も時観園は徂徠学を継承していく。いわば広定は徂徠学的圏内の一人であり、その地位からしてパトロンのな存在でもあったのである。

坂時存もまた早くから徂徠学に親しみ、その影響のなかで自らの思想を形成してきた一人であった。彼が荻生徂徠に入門したかどうかはつきりしないが、享保以前から徂徠の許に出入りしていたことは明らかである。宝永六年（一七〇九）かと思われる徂徠に宛てた山県周南の和文の手紙によれば、坂時存は萩に在る周南の手紙を徂徠に届けている（平石直昭『荻生徂徠年譜考』参照）。『徂徠集』を見ると、肺病であった徂徠の治療に当たらしい中村玄与や、藩主吉元・宗広時代に当職当役を歴任した山内広通、儒者で絵画を好くした佐々木縮往、周南を通じて徂徠に政道についての教えを尋ねた毛利広政（毛利広定の義祖父。当職在任中の享保大飢饉に際して東奔西走し、過労の為に急死した）等、周南以外に徂徠と交渉を持った長州藩士が多くいたことが分る。

享保十四年正月、荻生徂徠の一周忌に当って坂時存は、山県周南等とともに祭奠を行っている。この時集った人々は、他に井光遠・坂時連・和智東郊・小田村郵山であった。その前年の十月、時存は当役桂広保と衝突して当役手元役を辞めている。桂広保は朱子学に拠って山県周南がもたらした徂徠学を不敬の学として批判した人であり（「周南文集」参照）、時存との衝突は学問上の対立意識からくるものも作用していたかも知れない。

坂時存は正徳元年（一七一二）二月、当職宍道玄蕃就晴の下に所帯方として出仕して以来元文五年（一七四〇）当役手元役を退くまで、だいたい藩政の中央にあって実務を担当してきた。寛保二年（一七四二）十月の幕府の課役による利根川修築工事においては、彼が事実上の責任者であった。その工事が寛保三年に竣工した時、彼の発議によって記念に石碑を建立しその碑文を服部南郭に依頼することに決し、時存自身山県周南の依頼状を持って南郭を訪れている。重就が襲封した宝暦元年（一七五一）には既に隠居していたが、藩政の實際に従事したその経歴が時存をして徂徠学による政治意識を現実的なものにし、自覚的に深めることとなったと思われる。彼の思想とその現実対応策が宝暦八年の上書として結実したのである。その上書は、次のように七ヶ条から成っている。

- 一 今後に収獲が予定される新米を担保にして借銀をし、既に出荷手形を発給しているので、宝暦八年九年は藩庫に入る年貢は皆無の状態になった。このようなやり方は財政危機を一層深刻にするばかりである。
- 一、宝蔵に備蓄してあった予備金まで消費してしまった。臨時の歳入や余剰金を積立てようとする山内広通が定めた仕法も、守られていない。

- 一 飢饉等の為に備蓄していた用心米も売払ってしまい、その代銀を帳簿上藩の借銀にして証文を取交し財政の遺練りをしているが、証文がいくつあっても現物が無い限りいざという時の役には立たない。また貸付米によって利を稼ごうとして、いくら証文を取っても同様である。

一 田畠の荒廢が多くなっているが、一向に復旧がなされない。しかも荒廢に歸した田畠にも名義上課税して辻褃を合わしているので、却つて藩庫より補填金を支給している状態であつて、それは高八千石の損失となつている。これは毎年長州藩石高が八千石の減少になると同じことである。

一 下関や柳井等を支藩に配地しているので領内に良港がなく、交易に不利となつている。

一 江戸での経費や藩主一族の家計等は年々増大するのに対して藩庫に入る物成には限度があつて補いきれない為、赤字は年々累積されていく。過去において心ある藩政当事者は新しい財源の開発を図り、新田開発等を行つてきた。風水害によつて田畠の荒廢は増加して財源は欠損する一方であるのに、開作は行われようとしてない。

一 家臣や百姓に馳走を課すのは、幕府の課役等不意に多額の支出が必要となつた場合の最後の手段であつて、平常時には行わないという取決めが過去になされたが、近年の行詰つた財政ではそれが無になつている。俟政による冗費の節約といつてもそれによつて浮く財源は大した額ではなく、また機構を安易に改変することは害が多い。それよりも永久の策——荒廢地の復旧・新田開発等古来より行われてきた対策を、人材登用によつて図るべきである。

藩政のこのような現実を、坂時存はこの上書の中で「國政の闕如」と言つて批判するのである。既に彼は吉元時代の「上書」においても、御両國御政務の本は国民安全の御願より重き御事は御座有間敷候」（「山内広通控物」に収録）と述べていた。そこに一貫するものは、聖人の道は天下を安泰にすることであると説く徂徠学の政治理念である。「國政」という認識こそ時存が徂徠学より獲てきたものであつた。徂徠学では、儒学は経世（政治）の学であつて修養の学とは考えない。天下國家を安泰にすることが聖人の「道」であつて、それを目指すのが人君たるものの努めである。「道」を行うのは「道」を行う地位にある人——すなわち人君に限られ、その地位にない者（士大夫）は人君（主君）が行うところの天下國家を安泰にするやり方を手助けするのが任務である。そのように考えるのが徂徠学の意識であつた。



(「徂徠先生答問書」)。坂時存が「国政」という時、少くともそのような思想的背景を持って発言していると思われる。諮問に応えて彼が提出した上書は、人君が行う「道」を手伝う者——士大夫としての自己把握からの義務として行われたところであろう。それは徂徠学による現実政治の処方箋の一つであった。

「国政の闕如」という考え方、藩政への批判は重就にも受容され主張された。宝暦十三年撫育方設置に当って重就が当職毛利広定に与えた訓令が「再興記」に載っているが、次のように述べている。

年来所帯方危急の差<sup>ち</sup>間<sup>ま</sup>えというを以って国政姑息の儀多し。これただ所帯方のみを要事として大体に怠る<sup>おぼ</sup>なり。徒らに所帯日用の繰合せのみを職分と心得、遠き慮りを忘れ、そのままに差置<sup>ち</sup>く時は終にいつまでも今の分たるべし。これにより当職役より所帯方役人中に至るまで追年この儀に思慮を凝らし、士農の衰病は国の病因となる儀を思い、心を安んずべからざる事。

坂時存の上書が領主経済の再建と安定を目指しているものであり、幕藩体制下の経済的矛盾の根本的解決を意図するものでないことは当然であるが、そのような限界を持つものではあっても、当時徂徠学以外に現実対応の政策を提出し得るものはなかったのである。そのことは、前にも触れた桂広保と対比して見る時に明らかになるであろう。桂広保も重就襲封直後、坂時存等三老と共に諮問を受けたのであったが、彼の答申がどの程度重就の考えに反映したのか分らない。「再興記」が広保の名に一切言及していないところを考えれば、少くとも彼の答申は重就等改革派にとって取上げるに値しないものと思われたのであろうか。桂広保は享保改革に手腕を揮った人物として評価されており、明和六年まで生きていたのである。

山内広通は坂時存を通じて政策的に宝暦改革に影響を及ぼした人物であるが、彼が公務の合間に書き留めたものに、「山内広通控物」と題された覚書がある。その中に享保五年頃かと思われる桂広保の意見書が記録されている。それを

読むと広保の政治意識が推察されるのであるが、藩主の奢侈を規制するところに主眼がある為もあるが、坂時存の上書に見られるような現実的な経済政策といったものは見られない。御法度御規定をかきと御立てなされ候儀御政道の大本御儉約の専要と存じ候」として、藩士の風儀の規制や儉約の厳守を藩主の率先垂範によって実行するように求めている。実際のな対策としては、江戸勤番の者へ給付する費用弁償的な藩費の削減を主張しているのが目立つ。江戸勤番は当人の負担が重いので、様々な理由で断ろうとする者が多くなっていたのである。こうした藩士の態度を広保は、精神的統制のゆるみだとしており、「御威光を軽じぬ」ないようにその回復を図ることが藩政を改革する要点だとするのである。（因に「御威光」という言葉は、村田清風の藩政改革意見書である「此度談」においても第一番目の主眼として主張されている）。今一つ注目されるのは、幕府への迷惑を指摘していることである。当時、一旦中絶した徳山藩長府藩が再興されて配地の還付が行われたのであったが、それが幕府から長州藩の財政は裕福であると見られはしないかと、懸念を表明しているのである。

朱子学が積極的な経済政策を持たなかったということは、少し後年になるが、幕末期長州藩の大儒であった朱子学者山県太華が文化十年（一八一三）に著した「救弊談」にも見られるところである。そこで太華は藩士の窮乏対策を論じているのであるが、彼が主張しているものは困窮に耐える精神であり、儉約を徹底する為の日常生活の工夫といったものであった。困窮する藩士は、太華からすれば次のようになる。

然るを日々に貧困に至るといふは前後始末の勘弁なく分際不相応の奢侈をなして自分と貧しくなりたる也。人のしる事に非ず。上にも御存知あるべき事にあらず。上よりは相応の禄を賜り、常に儉約の教えを示し、制度を立て是を禁じしめ玉えども、制度命令をも守らず分際をこえて奢りをなし、貧乏になりたるは我身の無調法という者也。然るを必ず上に知り玉う事の様心得、兎に角ねだれて御救いを願う杯いふは大なるうつけ也。うつけたるのみならず国法に背

きし罪人なれば、却て上の御咎をば受べきなり。〃

これは或はブラック・ユームアかもしれない。彼が対策として示すものは例えば次のようなものである。

〃兎角小身なる者は銘々田舎などへ能き場所を見立て引退き、田畠を作りて生産とする事は第一の良策也。〃このようにして、其身々々の働きにて我が口を養う程の事をば仕出すべき心得肝要也。〃

このようにしてみると、徂徠学の持つ社会への関心や現実認識の強さが坂時存の上書となったことが理解できるのである。

「再興記」は、自分達の改革が坂時存を通じて荻生徂徠を継承するものであることを確認して次のように述べている。

〃この記録の最初に相見え候ように、宝暦八年至って御差聞えの廉多く、御所帯その他にあたり相済まされ難き儀どもこれあり候つき、御賢慮をもって御再興の御思召立ち御発端の砌り、坂老人数十年の儀をも存知おり人柄も篤実にて年若の節より名儒その外を相慕い、種々御国政事をも心懸け居り、宝暦の砌り御初入国の上御人差をもって御国政事存じ寄り書上げ仰せ付けられ、坂老人頭取にてさような仰せ付けられもこれありたる由かたがたにてこの度も召し出され、誠に年齢の積りたる計りにてこれなく、有徳の人を数十年慕い心懸けたる人柄につき、御再興一件の最初筆紙に尽し難き儀ども御用に相立ち候儀多き事に候。〃

右の文中「名儒」とか「有徳の人」とかが荻生徂徠を指していることは言うまでもない。

しかし重就の改革は封建制下の資本蓄積に一つの解答を出しながら、天下国家を安泰にする為の民生安定については未解決のまま残されていくのである。また財政の体質については日光課役に見られるように、臨時の多額の支出が強要される事態が起れば忽ち破綻して、自ら否定しようとした旧態依然たる馳走に頼らざるを得ない脆弱な体質は変らなかつたのである。俟地による増加財源を吸収して資本投下・利潤追求を目的として設置された撫育方が、基本的には民生

を担当する藩本会計とは無関係な仕組であったわけである。そこに撫育方をめぐって財政論議が再燃し続ける理由があった。重就が退隠を前にした天明初年、その問題が財務担当者の間にはやくも尖鋭化したことは、当時の所帯方であった下村弥三右衛門の「上書」を読めば分る。藩主が治親にかわると、撫育方財源を本会計に算入せよとの執拗な要求となつて噴出し、その所帯方の意向を代表して強硬に主張した当職益田越中就祥をはじめ関係者が処罰された。熱心に主張した下村弥三右衛門もそこに含まれていたことは前述した通りである。その処罰も、三田尻に退隠して存命中の重就を憚つての処置であつたという。

長州藩の宝暦改革が、徂徠学の現実政治への対応としてどのように位置づけられるのか、またそのズレなども含めての検討は、徂徠の「政談」等に見られる考えと長州藩の改革事業の一つ一つとを突き合わせる作業を通じて検証する必要があるが、今はその準備もないので後考を待ちたい。その作業はまた長州藩における徂徠学との関係に照明をあてる一つの道程になることであろう。

(一九六一・二・一五)

## 九、滝鶴台の到達点

宝暦十三年（一七六三）も終ろうとする十二月下旬、將軍家治の就任を祝して来日した朝鮮信使が赤間関に到着した。彼等は十月には対馬まで来ていたのであったが、風波に妨げられて予定が遅れたのである。この地で越年して江戸へ向うことになる。滝鶴台は藩命によって赤間関へ赴き、使節中の学者南秋月等と唱和し筆談を行った。その内容は後に、『長門癸甲問榘』として刊行されている。その中に、鶴台が自己の思想的見解を披瀝して彼等の明答を求めた「稟」と題された一文がある。この一文は『鶴台遺稿』（以下『遺稿』）には「朝鮮南秋月成竜淵元玄川」宛の尺牘として収まっているが、鶴台の思想——ひいては長州藩徂徠学の性格を考える上で重要と思われるので、要点の一部を引用して検討してみたい。

鶴台は先ず、聖人の国である中国は他国を夷狄として蔑視しているが、実際には姦悪な人間は「夷狄」（そこには日本も朝鮮も含まれる）よりも多い。それは明律や清律を見れば判ると前置きして、

（地球上には数多くの国があるが）その国各々その国の道有りて、国治まり民安し。乾毒（インドのこと）波羅門の法あり。釈氏の道と並び行わる。西洋、天主教あり。その他回々教・囉嘛法の如きもの、諸国或は皆これあり。それ作者（聖人としての開祖）七人、皆開国の君なり。天に継ぎて極を立つるものなり。成徳の道を立て、皆天に代りて民を安んずる所以なり。国治まり民安くんばまた何をか求めん。何ぞ必ずしも中国の独り貴くして夷教の廢すべけんや。

## 九、滝鶴台の到達点

故に君子の道、器を成し材を達し、以て安民の用に供す。〃（原漢文）

これで見ると、鶴台はもはや儒学を唯一絶対とは考えていない。儒学は思想としての普遍妥当性を否定され、キリスト教やヒンズー教・イスラム教等と治国安民の上からは価値的に同列に置かれている。ここでは各宗教はそれぞれの国・民族の政治制度または文化として把握され、それらに共通して求められているものは治国安民という絶対目標であるとされる。このような鶴台の考えは、相対主義ではあっても折衷主義ではない。役に立つものだけを寄せ集めるといったものではないからである。世界の各民族の文化の独立性を容認し、それぞれの文化がその内部から発する自己の特性にふさわしい経世済民の道を持つものであることを確認している。

鶴台が、その思想と現実との距たりにおける内面的ドラマの果てに辿りついたのがこのように開かれた意識であったことは、治国安民を聖人の道だとする徂徠学の当然の一帰結であると見なすこともできよう。しかしそこには、〃東海、聖人を出さず。西海、聖人を出さず。これただ詩書礼楽の、教えたるなり。〃（「学則」）と断定した徂徠の思想からは遙かに隔たった地点であり、また自己の学説の演繹から儒学そのものの相対化がもたらされるとは、徂徠には考え及ぶところではなかったと思われる。

鶴台がこのような認識に達したのは、中国の法律の研究もさることながら、宝暦八年に長崎に遊んで曲りなりにでも世界というものを体で感じた結果であろうと思われる。その意味で遙か後年のことになるが、萩の一隅から初めて長崎に出た吉田松陰が、〃魯を以て小とす。〃（「西遊日記」）の思いを深めて世界に開眼したことが想起されるのである。そこから二人が獲得した思想は異なるものがあつたにしても、長崎の地が世界を視野に収めるきっかけを与えたのは同じであつた。

鶴台は、朝鮮の学者に吐露したと同じ考えを『遺稿』を見る限りでは彼の周辺の日本人に洩らしていない。その事自

体を一つの問題として取り上げることもできるであろう。鶴台にしても、徂徠学を否定してくる朝鮮の学者達を充分に説伏し得ると思っていなかったであろう。彼等の筆談唱和は対等の立場で行われたものではない。「裏」という語が示しているようにそれは朝鮮学者に申し上げるのであって、鶴台とその相手とは身分階級に大きな開きがあったのである。だが鶴台においても、単に徂徠学に立つ日本の学者の見識と気概とを示しただけのことではなかったであろう。少くとも、真に問題にすべきことは何であるかを明示して、その思想的な解答を求めたのであったと思われる。朝鮮の学者は（恐らく元玄川と思われる）々これ足下志大眼空の論なり」として、中国といってもその行いが夷狄と同じになればそれは夷狄になったのであり、夷狄でも中国の風に化せばそれは中国になったのであると答えたに止まっている。問題の中心がずれており、また他文化の独立性を認めようとはしていない。このような返答がなされるとは判っていたであろうが、それでも鶴台が自己の思想を吐露したのは、彼等が異国人でしかも学者であることを信じてのものであったろう。同じ日本人に対しては、キリスト教容認（勿論その地の範囲内のことであるが）の内容を持つその見解を開陳することは、危険な誤解を招く恐れは充分あったと思われる。そうした彼の胸中には、日本の現実の政治の場から疎外されている不満があったことも指摘できる。「遺稿」を読めば、そうした彼の姿に幾度か出会うはずである。自分が学んだところのものが屠竜の術に過ぎなかったことへの、悲哀と絶望とを鶴台は噛みしめているのである。

儒学への懷疑を鶴台は早くから抱いていた。彼が三十歳の時の著作である「三之逕」において既に儒学は相対化されている。この書は元文三年（一七三八）の自序を持っているが、儒・仏・道の三つの教えの説くところを比較対照してその特質を論じているものである。それらは人間性の求めるところに依拠して立てられた教えであって、対象とする領域を異にするもそれぞれ有益であることを承認し、その上で、君に仕え父母に事トコり、国天下を治め家を整うる事は、聖

人の道を至れりとすべし。とする。儒・仏・道の三教一致を説く人があるが、これは陋見であると排斥し、心あらん人其の好む所に任せて各々其の道に入る。ようにすればよい。だが、然れば孰れの道にても我を捨て世を救い、人の為になり候を第一といたし候。此の心得これなく候ては、生死安心の沙汰も無益の至りに候。と儒学に中心がまた帰ってくるのである。

鶴台は山県周南宛の尺牘の中で、晋の道安の「二教論」・唐の李師政の「通命論」・圭峯（宗密）の「原人論」を読んで、儒学の間把握に疑問を抱くようになったと述べている。そして、彼の説を聞けずんば、則ち安んぞ儒者たるを得ん。これ不佞が切問する所以なり。として策問一篇を作り、師の周南及び服部南郭に送って教示を求め、また明倫館諸生の討議に附すように周南に依頼したのであった。

鶴台の尺牘によると、その時期は周南が川魚を食べたことから痢病を患い、一旦は死を覚悟するほどの大病となり、明倫館学頭の職を辞退したが藩主の許可がなかったことへの言及があるので、延享三年（一七四六）の頃であろう。そして周南・南郭へ送った策問とは、その内容からみて『遺稿』卷之七に収まっている「私擬策問」かと思われる。その中で鶴台は、儒学では完全に解明し得ないとする幾つかの疑問を挙げている。

生果して再せざるか。

禍福の人に於けるや天か。

（顔回は若死にし、商臣は長生きをしたが）天の果して善に与するか。禍福の名、分に因りて殊（異）なり。時、通塞あるか。分や時や、其れ孰れか之を使む。何ぞ天の不明なる。天より降るに匪ずば、唯人の召す所か。

ここに鶴台が提出している問題は、すべて人間の実存性に関するものであって、人間の社会性を対象とする儒学では充分に応答し得る内容のものではない。そこがまた鶴台の疑問の発生する所以でもあった。



胡教（仏教を指す）の三受引満、何ぞ其の纖悉遺さざる。之を均するに神道觀態の設、以て天下を服す。何ぞ天道の謾（ま）じ難くして業報（ごう）の爽（さわ）うこと無き。世の、聖人の言に惑（まど）い有るや、焉（い）より大なるは莫（な）し。諸君子請（こ）う之を解すること有れ。

こうした鶴台の質問に対して周南や南郭がどうように答えたか、詳かにし得ない。恐らく儒学を以ってして答えられるべき問題ではなかったであろう。特に徂徠学は鶴台が提示したような問題を自己の課題として取り上げることはない。そこでは社会的な人間関係が対象なのであって、個人にのみ関る問題は始めから除外される。

それでは鶴台自身この自らの発問をどこまで追究したか、これもまた明確でない。追究の過程、或は到達した思考の内容を正面からまとめたものは鶴台にもないのではないかと思われる。宝曆以後鶴台は、湯本大寧寺の無隱道費を「知心」（無隱宛尺牘の中の言葉）の人として兄事し交情を深めているが、その無隱に次のように書いているのが参考になるであろう。

（自分は資性懶劣で、経術文章をもって一家をなすこともならず、抱懐するところを民に施すこともできずにいる。このような自分は）白首青衿、世に用なし。まことに天壤間の一長物たり。則ち自ら揣（はか）るに升斗の俸、苟くも饑寒を免かるに足り、琴書の適、苟くも間曠を消すに足らば、既に官守無く言責無く、是れ以て太平の世に優遊し、逸民伝に列し、天人を怨尤すること無かるなり。何ぞ必ずしも富貴利達にして揚々自得せん。是れ以て意を進取に絶ち、跡を俗子に渾じ、農圃樵漁、不可する所無し。迎えず避けず、大同に同ず。是れ不佞が心を安んじ命を立つる所以なり。」（『遺稿』卷之十）

これを読むと鶴台は自己の境遇に安心立命を得る上で、老荘或は仏教に深く影響されていることが感得される。しかし一度は隱者を覚悟しながらも長崎遊学の後、永年従事した右田毛利の時観園の教授を辞して一家を挙げて江戸に出、

## 九、滝鶴台の到達点

上杉鷹山等に招聘されたりして名声を高め、その結果毛利本藩に儒官として招かれるに至ると、彼の本来の志であった経世済民の念は再び強く湧き上ってきたのではなかったか。それは徂徠学徒を自認する者の当然の責務であった。ただ仏教や老荘の学に思いを潜め（鶴台には「老子」の講義録がある）、更に長崎にて世界を感受した後では、経世済民を儒学だけの独占物と見なすことができなかつたのである。

周南・南郭が歿し、同学の友人達が次々と世を去っていった後、残された人生を前にして鶴台が自らの課題としたものは二つあつたと思われる。一つは経世済民への参加（藩政への参画）、一つは長州藩徂徠学の再興である。しかしどちらも果せずに、明和七年江戸から萩に帰って間もなく発病し（彼自身「肉猪の如し」と言っているように肥満していた）、身体不随で病床に臥したまま安永二年（一七七三）に六十五歳で歿した。経世済民の場を求めながら藩政に参画できなかつた憾みと自嘲は、井文章宛の尺牘等に見られるところである。

鶴台の後を継いだ高渠（名は鴻）の「鶴台行状」によると、鶴台は「最も仏学に精し。その海北（右田のこと）に在るや、仏蔵を傾けて其の旨を究む。藩の宿僧無隠無学の輩、皆推服を極む。其の他の緇徒（僧のこと）、其の説を得ざれば則ち就いて焉を買する者あり。」という。

鶴台が仏教に関心を持つに至つたのは、前述したように宗密の「原人論」等を読んだ結果であると彼自ら記しているが、しかし思想的接近はそうであるとしても、心情的には享保十八年（一七三三）の蝗害による大飢饉の惨状の体験に根ざしていたのではないかと思われる。江戸で面識を得たかと思われる雲洞上人宛の尺牘で、鶴台が自己の近状を報じたものに次のような文章がある。これは享保十九年と推定される。

「僕、四月を以て帰る。帰れば則ち饑荒の余、天疫流行し呻吟の声耳に溢る。初め帰って三日、女兒瀆として（にわ

かに）背かる。襄事（葬儀）續かに終れば母氏疾に罹る。乃ち日夜側に侍し、拮据はたは孔だ苦しむ。既にして七月の交、僕また尊に臥す。今に至って神猶おいまだ王（旺）せず。環堵の内に蟻居し、爾雅の業を廢するもの且とに一年。

鶴台が江戸遊学より帰ってきたのは享保十八年であるが、前年秋の蝗害による大飢饉によって餓えた人々が路上に流浪し、多数の餓死者が出るといった状態の中であった。彼の庇護者毛利広政が当職として対策に奔走し、心身消耗して急死した直後である。そうした中で彼自身も姉を喪い、母の病臥に続いて鶴台が病氣となる。このような体験が、鶴台に仏教へ目を向けるきっかけを与えたのではなかったらうか。その窮状の底で儒学は救済とはならなかったであろう。そこには彼の人間的苦悩や悲しみに発した精神のドラマが伏在していたのである。

徂徠学では治国安民の聖人の道は詩書礼楽に備わるとして、聖人が創出したとする古代中国の封建体制の制度文物を基準に置く。従って荻生徂徠の『政談』や太宰春台の『経済録』に見られるように、制度の整備ということが力説されるところであるが、鶴台においては制度のことよりも、管仲や晏嬰の治績を強調するように経済民の方途として殖産政策の方に傾斜しているように思われる。また外形的なものよりも心的態度や実質に重点を置いて考えているように思われる。そのことが各思想や各文化の相対的認識や評価を可能にしているのである。鶴台にとっては、徂徠学に立つものとして聖人の統治形態である封建制を支持するとしても、封建制と郡県制との可否の問題などは実りある論争とは思われなかったのではなかろうか。実際に治国安民の効果をもたらずことこそが重要だと考えたことであろう。

徂徠学は確かに政治を学問の対象に据え、聖人の治国安民を求めての政治の在り方を問題にして、その学統からは多くの経世論が書かれている。長州藩においては『某氏意見書』がそこに含まれる。しかしそれは封建体制の完成を求めたことであつた。徂徠学にあつては封建による統治は聖人が創立した絶対の体制であつて、その枠内での政治の可否を問うたのである。封建を否定して政治体制の革命を論じるというものではなかった。そして徳川家康の採った制度が

## 九、瀧鶴台の到達点

封建であるということが、徂徠学徒をして江戸幕府を絶対なものとした。家康は聖人になぞらえて言及されるのである。そこには永い太平をもたらしたことへの評価があった。太平をもたらしたのも、封建制を布いたからであると根拠づけられるのである。長州藩徂徠学の人々の考えもその範囲を出るものではなかった。

しかし鶴台が朝鮮学者に表明したような考えを徹底させていくとどうなるか。鶴台の考えは、異文化に偏見なく対するとうい——それは異文化を偏見なく摂取することに通じていくであろう——開かれた意識へと導いていくのではなからうか。幕末津和野藩出身の西岡が、『徂徠集』を読んで実学に目覚め、朱子学より徂徠学に転じ、更に洋学へと接近していった行程が想起されるのである。鶴台以後長州藩徂徠学では鶴台が到達した所は単発的な思想に終わっているようであるが、鶴台の思想は徂徠学の解消につながるものなのかどうか、その徂徠学内における位置づけは再検討が必要であるように思われる。なお今後の課題として残されるのである。

(一九六一・六・一八)

## 十、「某氏意見書」と「救弊談」

滝鶴台・山根華陽等が明和年間に歿した後、長州藩徂徠学の精神的営為は生産性を喪って訓詁と詩文に墮したと見なされている。学問的な面では確かに先学を祖述するに過ぎなかったであろうが、しかし経世論においては徂徠学の活力は生きており、その存在証明として「某氏意見書」を挙げることができる。

この書は既に多くの論文によってその一部が引用されており、天保大一揆を誘発することとなる長州藩政の実態を告発する悲憤の書として知られている。しかし本書の主眼は悪政の摘発弾劾だけに止まるものでなく、荻生徂徠の「政談」や太宰春台の「経済録」といった徂徠学経世論の伝統に立つ書であるところに、その本来の面目があると言えよう。「某氏意見書」（以下「意見書」）の作者自身次のように述べている。

先王の道を以て規矩準繩とし、尚諸先生の著述を見て贅言し、或は其成語を採録すれば、敢て私智妄作に非ず。  
作者の立場は明瞭であって、書中数多くの和漢の古典を引いているのであるが、思考の枠組み・批判の視点・献策事項といった基本的な事柄は「政談」に依拠していると言っている。「政談」に説くところを長州藩の現実に適用して論じているものである。

「意見書」は現在『日本経済大典』（以下『大典』）第四七巻に収録されており、ここでは首巻以下全七巻の編成になっている。これは『大典』の編者が断っているように、作者を村田清風に擬していることとともに、編者の便宜的な

処置であつて、原本は書名や巻数の記載もなく、ただ七冊に分級してあつただけだという。だが問題は先ず編者が名付けた首巻であつて、これは本文を読んだ誰かがその感想をまとめたものであり、それを序巻のような形で加えたものはなからうか。首巻冒頭に次のように見える。

〃此の書はよく著したる書なり。然れども政事を執り行ふ者これを読み候はゞ、二国（防長両国を言う）に当て書きたるもの故、故障を申すべし。読む人に依りては、かようなる事を書き著わし候筈にてはこれなく、不心得なる事と却つて呵よるべき事なり。されども書きたる所は、当りたる事もまた当らざるもあり。行わるゝ事もありまた行われざる事もあり。能く事を取り用い、悪しき事を捨つべし。大意の事はこの書の通りに行わねばならぬ事なり。〃（送り仮名等を追加し読み易い表記にした。以下同じ）。

第一巻以下の本文に対して少し離れた態度である。そして大意は賛成だが内容には不賛成な箇所もあつてゐる。この首巻冒頭の言葉を、作者の虚構と見なすことはできる。体制や為政者を批判する江戸時代の著書によく見られるように、作者を判然とさせない為に、この書は石の下から偶然に発見されたものだと言ふと書くと書いた手法である。しかし「意見書」の場合、単に弾劾だけに終るのではなく、直諫の書であり献策の書であることに本来の目的があるのであつてみれば、首巻が述べているところは第三者として自然であると思われる。また首巻の文章も、他の巻と異り論旨追求の緊迫感がない。従つて元来の「意見書」本体は首巻を除いた六分冊のものであつたと見なし得るであらう。

『大典』編者の首巻に対する判断は重要な問題を提起してくる。編者は、首巻の書体が村田清風の親筆らしく思われるので他の諸状況と考へ合せて、「意見書」の作者を清風と推定する一証左と言つてゐるのである。他の状況と云ふのは、清風の政治経済意見が「意見書」の説くところと符合すること、措置文体が清風のものと同似すること、何よりも和漢の学識に裏付けられた卓見は実地政務の経験を有する人に違ひないこと等である。しかしここに挙げられて

いる根拠は編者の主観に傾いていて、もう少し実証的な検討がなされてしかるべきだと思われる。

首巻が清風の親筆らしいということは、その他の巻は清風の筆ではなかったことを表わしている。ここから考えられることは、首巻だけが或は清風の著述かも知れないという蓋然性である。他の巻まで清風のものとするところまでは遡巡される。また本書の原本が清風と縁故のある人の旧蔵であったことが清風作者とする傍証にされているが、それは清風が読後感を附したものを一まとめにして所蔵していたに過ぎないまでではなからうか。むしろ問題は、「意見書」は清風の許にしか持ち込まれなかったのか——すなわち何故清風の許にだけあったかという点になってくるのであるが、それは今のところ資料もなく、それ以上に発展のさせようもない。いずれにしても首巻が清風親筆と認めての話である。「意見書」の成立は、『永久三つ成』に言及している内容から文化年中に書かれたと推定される。『永久三つ成』は困窮する藩士の救済の為、藩主斉房の寛政十二年（一八〇〇）に、撫育方の貯蔵金全部を藩本会計に組み入れて実施された措置であった。これまで連年十五石掛りとか半知とかの馳走を徴収してきたのが余りにも重課であった為、それを緩和して以後永年に三つ成（すなわち十石掛り。高百石につき十石の出来）にするというものである。十石掛りに減らされたとはいえ、実収の四分の一は召し上げられるのである。今日からすればやはり過重な馳走と思われるのであるが、「意見書」は斉房のとったこの政策を善政として称賛している。

しかしこの善政も、斉房が歿して次の藩主となった斉熙によって文化九年に撤回されたのである。実際は文化八年から廃止するところであったが、藩士に与える衝撃を考えて一年延期されたのである。「意見書」は、永久三つ成が撤回されたことについては何も触れないところをみると、書かれた時にはまだ撤回されていなかったであろう。しかし撤回があるらしい気配は感じていたらしく、藩主を中心にした上層部の奢侈な生活や政治姿勢を批難して、現状では以前のような半知の馳走に戻るであろうし、百姓一揆を誘発するに至るであろうと警告している。

十、「某氏意見書」と「救弊談」

「意見書」は斉房を高く評価しているのであるが、斉房を靖恭公としているのは既に故人になっているからであろう。斉房の死は文化六年二月のことである。従って「意見書」が書かれたのは、文化六年から文化八年の間と限定できるのではなからうか。それは藩上層部に動揺があった時期である。

「毛利十一代史」によれば、文化九年に厚狭毛利大藏齊衆を中心とした陰謀事件が発覚した。これには大野毛利伊賀親頼と当職の堅田宇右衛門就正が関係していた。内部の分裂から未発に終わったが、この陰謀は藩主を棚上げにして藩政の独占を狙ったものである。恐らく永久三つ成廃止論議もからまっていたのではなかつたらうか。関係者には記録所勤務の山県左馬次や儒者片山潤藏の名が見え、彼らは毛利大藏の腹心であった。当時村田清風は数え年三十であった。清風は既に文化五年八月から嫡子雇として役人になっているが、同九年頃は密用方右筆を勤めていたようである。しかし年譜で辿れるそれまでの勤務を見ても、『大典』の編者が言うように、実地政務の経験を有する程の内容のものではない。しかし藩政の動きに直接触れることはできなかったのではなからうか。またその年齢と藩庁に勤める身柄として、どこまで和漢の学識を身につけていたかに疑問を覚える。「意見書」がその中に引用している和漢の書目は二十部以上にわたるが、朱子学関係のものは少なく、また漢学の専門家でない限り関心が無いであろうと思われる細部の知識が披露されている。清風は享和三年に明倫館に再入学し（同学に山県太華がいたという）文化五年まで在学しているが、その間明倫館書物方になったりして、勉強したことは考えられるにしてもそれは学者としての勉強とは思われない。「意見書」に見られる漢学の知識は、教養程度のものではなくして学者として専門のものであり、そこまでの知識が三十歳の清風に可能であるかの点に疑問があるのである。役人の一般教養と見なすには高次のものである。『村田清風全集』の年譜によると、清風は文化十年の江戸在役中、塙保己一その他の有職故実家を訪い、その談を聴いたり、わが国の古書珍籍を渉獵して写取したりしており、学問への関心は深かったと思われるにしてもである。



毛利重就が創設した撫育方についての「意見書」の評価を見ると、最終的判断を留保しているように思われる。一方では永久三つ成の実施も撫育方のお蔭であるとし、他方ではひたす只管功利に趨り下を損して無上に上に益する撫育方は後々まで災禍を残して「怨の府」とも言えるとしている。事実藩士たちはそういうふうを受け取っていたのであろうが、撫育方や重就の事績に触れるについて、「意見書」の作者は『御国政再興記』を読んでいないのではないかとの感じを受ける。この書は当職座等に備えつけられていたので、役所勤めの清風なら当然知っていたであろうし、目にする機会もあつたのではなからうか。作者がそれを読んでいたならば、重就の事業を否定するにしても、当時が何らかの改革を必要とする事態に置かれていたことは理解されたのではなからうか。重就治世の結果が悪かつたという見解からかも知れないが、「意見書」では藩初の毛利秀元・益田牛庵等以外は認めようとしないのである。

「某氏意見書」は大きく二つの部分に分けられる。第一巻から第三巻までの前半は、藩政がいかに苛斂誅求を極めているかのその現状の告発弾劾であり、「民の父母」であるべき藩主や為政者たちの無責任さによって窮迫に迫いつめられる藩士や農民の実態を痛憤するものである。後半の第四巻から第六巻までは経世済民の為の政治を目指しての政策献言であり、それは三つの柱から構成される。第一は武士の土着と農民への均田の実施、第二は人材育成を図る学校の整備、第三は身分階級を基礎にした生活風俗の統制である。それを「意見書」の言葉で要約すれば次の通りである。

「民を悉く土にありつけ、田地を与え、稼穡を力勤せしめて国家を富し、学校を建て孝悌の義を教え、人材を教育し撰挙して官吏となし、礼を以て是を齊え衆を以て是を和し、風を移し俗を易うるのみ。」

しかし作者が直面している現実、彼自身がそこに身を置いている日常の実態であるところから、その告発は内部からする激烈なものとなり、先行の「政談」などとは別な、臨場感を持つ生彩あるものになっている。ここでは治国安民を

十、「某氏意見書」と「救弊談」

求める「民」の意識は、例えば「政談」よりもむしろ「民」本位に深まっていると言えよう。

「誠に民は邦の本にして、民あるゆえに食ありて、人君も其の富貴を保ちて人君たる事を得たまえば、日夜民の心の離れ反かんことを畏れて、人の上に立つ者は其の身を恭儉して、聊かも驕奢の心を生ぜず、（中略）専ら稼穡の艱難、下民の情及び民間の疾苦を知ろし召すこと政の要務なり。」

「民粒々皆辛苦をなして国家の用に供すれば、人君の一衣一食即ち稼穡の艱難にして、粒々皆辛苦より出でたるものなり。一として民の功に非ざるはなし。人君深く此の本を知ろし召さば、如何にしてか奢侈をなし、国財を以て無益の用に費したまうことはあるべからず。」

しかるに現実には、何の罪なくして諸士及び百姓の禄米を減じ、制外の米穀を出さしむる。馳走が恒常となっている。一年限りのことであれば半知等の出来も我慢してその節を逐げるであろうが、二年三年をも続いて召し上げたまうは甚だ無理なる事なり。況や五年十年の年を限り、剩え召し上げられたる上に又召し上げられ、その年限をも延ばしたまうをや。従って誰も政治を信用する者はいない。その挙句、民は次のように考えるであろう。

「率土の浜王土に非ずということなしといえ、この土地は天子より国主に預け置きその治を憑みたまえば、本は天子の民、又天子も天の名代といえ、賤しき吾僮とても天の民なり。聖人も天民と称したまう。されば天子の自由にもなるべからず。況んや国主をや。故に天子諸侯は幾人替りたまいても、吾等はその地にありついて、開闢已来終に転移することなし。これをもつて天民なることますます明らかなり。しかれどもその国は天子よりその主に治を憑みたまえば、その国の先君定め置きたまえる制度あり。これを守り、国禁を侵さず、稼穡に怠らず、年々四分の税を収めなば、また何の罪かあらん。然るに動もすれば先君の定め置きたまえる法度に違えて、制外の米穀を召し上げて苦しめたまうことはあるべからず。」

長い引用になったが、ここに語られているものは人民の抵抗権の確認であると言えよう。作者は『孟子』の一夫紂論を持ち出してはいないが、権力の相対化、権力の否認へと通じていくものを包含しているのである。ここに表われている考え等を継承してそこを手懸りに、幕末以来の西欧民主々義思想も徐々に理解と撰取が行われていくことになるのではないだろうか。自己の内部に在るものを通じることによってしか、異思想異文化は自己のものとして内面化されることはないのである。徂徠学は治国安民を自らの課題として問いつめることにおいて、「意見書」に見られるように新しい思想性を持ち得たと言えるであろう。毛利家臣意識の強い村田清風に、そのような展開が期待できたであろうか。

以上のような論拠をふまえて、作者は次のように治国安民策の目下の急務を要約する。

● 田家常の憂いは田地平均ならざるに在り。今田地を平均にして民に授くより仁政の急務はなし。(このようにして) 万民を安堵せしめ、境内に一人の遊民も出来せざるように制度を革め正すこと、仁政の要務庶政の根本なり。〃

制度を革め正すこと——それが藩政の最大急務だという。そしてそれが達成される為には人材登用(撰挙)が行われなければならない。藩政に参加する人間の資質が問われることになるのである。

それには政治の事を学んだ者を登用して政治を担当させるべきである。藩政府の役職の高低は、当人の才能とは無関係に知行高の大小によって決められているのが現状である。従って下層の実情に通じない高禄大身の者が、無能であっても政権の座に着いている。こうした状態では弊政が改革されて仁政が行われる望みは生れない。改革には経済に志した老練の者を撰挙して政治を担当させるほかはないのであって、小禄の者でも才能に応じた政治の座に着ける仕組みにしなければならない。人材の育成には学校制度の整備が必要であり、〃大器は大成し小器は小成して〃(「意見書」はこの山県周南の言葉を援用している) 一人一人が各自の〃才を達し徳をなして国家の用に供〃されるようにすべきであるとするのである。

#### 十、「某氏意見書」と「救弊談」

藩主に対しては統治者として、人を知るにあり、民を安んずるにありを器量として要求している。（この言葉は荻生徂徠の愛用語であった。）そして中国古典の六経は人君の規則であるからこれを熟読玩味し、更に博く秦漢以上の書を読んで考えの補いとすることを勧める。また常に左右に置くべき書物として、政談、経済録、塚田が熟書、七書・素書の国字解、鈐録、海国兵談を挙げている。これらは徂徠学かそれに準ずる経世・軍学の書である。このようにして民の父母としての政治理念を確立した上で、弊制を改め民瘼を止むるの秋なれば、経済に老練なる者を登庸して諸制度を改め、中興の業を成したまうべし。と藩主斉熙に対して説いている。

以上、経世の書としての「意見書」は徂徠学派の伝統に立つものであることは明らかであるが、本書の内容が上述するところに尽きるものでないことは勿論である。当時の長州藩の現実の空気に触れようとすれば、本書は必読のものとなるであろう。しかし問題がないわけではない。

その一つは、「意見書」は国富のことを言いながら、太宰春台が「経済録補遺」で主張した殖産興業政策については具体的に何も示していないのである。民生安定との関連において、作者はこの問題をどのように考えようとしていたのかは明らかでない。

次に「意見書」は制度の整備と確立を強く要請するのであるが、その言うように制度の完備を徹底させるならば、それは権力による生活統制・管理社会へと行き着くのではなからうかとの懸念である。尾藤正英氏が徂徠を論じて国家主義思想としているのは、国家権力による管理という面への認識からであろう。徂徠学が持つこのような思考の体質は、「意見書」によって村田清風に引き継がれ、更に明治の為政者へと継承されていく道筋が辿られるのではないか。そのような見方が成立するならば、「意見書」は絶対主義への指向の長州藩における心的態度を準備したものと見なし得るであろう。また長州藩徂徠学は、徂徠にあった法への積極的な意識、法との現実的な関連が稀薄なものである

が、「意見書」はそれを或る意味では埋めるものであったと言えよう。

文化十年（一八一三）の山県太華自身の識語のある「救弊談」は、「意見書」に見られるような徂徠学の主張を念頭にして書かれている。

政の邪正風俗の美悪は、上たる人の賢不肖による事にて、必ずしも制度にかかわらざる事なり。

と太華は言う。これは質問者へ答えて言っているもので、「救弊談」は江戸時代の著書に一般的に見られるところの、自分の意見を問答形式によって説明していくという体裁を採っている。質問者は、当時の弊を救うは先ず制度を厳密にして上下の分を明らかにすべきだと主張しており、これは徂徠学派に擬しての太華の設問である。当時、徂徠学派からする政策論議・政治論が盛んであったらしい空気が、ここからも覗えるのである。既に太華は昌平校に学んだ新進の朱子学者として明倫館教授であった。

太華の立場は上記の引用からも判るのであるが、「某氏意見書」とは対立的に、政治や社会の全体から問題を捉えて立論するという態度は最初から放棄していて、問題の範囲は武士階級の窮乏対策に限定されるのである。武士の城下居住を批判するにしても、「意見書」が認識の枠組みとしている「旅宿の境界」とする考えは表われない。現実の状態が如何なるものであろうとも、それへの構造的分析は行われず、一切の状態を所与条件として受け取り、その中で何とか生活が立つように考えようとする姿勢である。従って書名も経世ではない「救弊談」である所以である。

しかし同じ儒学のパラダイムにある者として、藩主に「民の父母」たることを要求はする。だが武士が何故貧窮するようになったかの理解と認識は、太華の場合かなり特異なものである。「救弊談」では武士が貧窮に至った原因を二つにまとめて説明している。一つは「賦課」が悪くてなったもの、一つは本人の心懸けが悪くてなったものである。前者

は不可抗力の場合であるが、どちらも原因は本人の身の上に還元されて、責任追求の眼は社会や政治に及ぼうとはしない。  
 〇賦様悪しき者〇——上からの指示のままに儉約を守って一所懸命に働きながら、死喪異変が続いた為に貧窮に陥った者は本人には責任がないのであるから、政府はこうした者だけを救済すればよいというのが太華の考えである。

これに対し、本人の心懸けの悪さから貧乏になった者は別である。彼らは〇上よりは相応の禄を賜り、常に儉約の教えを示し、制度を立てこれを禁じしめたまへども制度命令をも守らず〇前後始末の勤弁なく、分際不相応の奢侈をなして自分と貧しくなりたる〇者である。従って本人に責任がある。このような者については太華は次のように言い切る。

〇（彼等は自分の不始末は棚に上げて）然るを必らず上に知りたもう事のように心得、兎に角ねだれて御救いを願うなどいふは大なるうつけなり。うつけたるのみならず、国法に背きし罪人なれば、却って上の御咎めをば受くべきなり。〇彼等まで救うのは、底の抜けた器うつわに物を入れるようなもので、国費の無益な費消であるとする。

太華の批判は更に藩府の画一的な救恤方法に及ぶ。藩士救恤として政府は家臣全体を対象にして恵米銀の支給を行っているのであるが、これは実情を無視したやり方であって真の仁政ではないと指摘する。何故ならば貧富の実情を詮議せず石高に応じて定められるので、石高が高く富有の者に多額となり、実際に救済を必要とする小身者へは僅かしか渡らない。〇貧困して飢寒にも及ぶ程の身上にて忒十目前後の金を賜りてなに程の益あらんや。〇（百石につき忒百目の割で配分した場合を挙げている。）

〇惣じて家中一統の御恵みというものは、諸人に皆悦ばれんという仕形しかたなり。然らざれば国政を議する諸有司皆富貴の人なる故、家中一統の沙汰にして、その身も洩れず賜らんとする仕形なり。〇

〇仁政というは必ず人を悦ばすべきという仕形にはあらず。人を恵む事もあり、人を殺す事もあり。唯だ真実行渡りて人の為になるべきようにする仕形なり。〇

このようにして太華の説くところは、ひたすらに質素儉約に徹し、何らかの労働をして、生産の業に勤めることに結着する。特に貧窮の甚しい小身者は、銘々田舎などへ能き場所を見立てて引退き、田畠を作りて生産とする事、これ第一の良策なり。田舎で自ら耕作すれば何事も質素になり、その上山河を駆けめぐれば身体も剛健になり、地理にも馴れて戦さが起った時にも役立つと言ふ。

儉約とは物事を廃止するのではなく不要なものを省略することであり、一年の収入を量って無用の出費を抑えて、自分自分の働きで自分の口を養うぐらいの心得が肝要である。

兎角人は上に目を付けず下を見るべし。乞食も同じき人なり。然るに住処もなく藍縷肩を掩わず雨寄に生れ、人の鯨余を乞うて世を渡り、農民は寒耕熱耘、筋骨を勞し身体を苦しめて漸く麦糞菜瓜を食し、草藁の蓆に起居し、工商は一粒の禄もあらざれども、各々その働きをもって身上を立つるなり。然れば士は少しにても禄あるは幸いなり。これを基としてその余は己れ己れが働きて身上を保たば、いかで饑寒に及ぶべきや。

太華自身の言葉によって語らせようとして煩わしい引用になったが、以上によつても「救弊談」が如何に「意見書」と懸隔したものであるかが理解されるのである。但徠学への對抗意識は、殖産興業への対処や受け止め方にも次のように表われる。

但徠学派の質問者は次のように迫る。

国を富ますは財を生ずるを本とす。財を生ずるは地の利を尽くすにあり。然れば才幹の吏を撰び地の利を尽くし、財を生ずるの仕形当時の先務ならずや。

太華はそのような政策を否定する。殖産興業も国政の一手段であるが、儉約が行われず奢侈の風俗に染まっている現在では、殖産興業で幾許かの利益をあげても、それは底のない器に水を入れるようなもので（太華はこの比喻をよく使う）何の得にもならない。その上、上諸有司よりして人々利潤を第一に心がくるようになりては、人情輕薄になりて

却って風俗の弊ともなるなり。これらの事は先ず儉約の道を堅く守り、人情を質樸に引き帰して上の論（質問者が提言する政策）成るべし。我が存せる物を失わざれば、益すとも聞えはなかるべし。この故に当時の急務は先ず儉約第一と心得べきなり。との立場をとるのである。すべてを心の問題に帰納して、先ず心を修めることを個人の生き方や人間関係の第一に置く朱子学的立場をよく示すものと言えよう。

太華はその「入学正路」において、聖人の道は人の道にて、人の禽獸と異なるゆえを教える道なり。と言っている。人間の高貴さを保証するものは心であり、従って心を問わないでいたずらに行為ばかりを論じることが聖人の道にはないとするのである。ここから、政策よりも個人が自らの心を制することの方が優先させる主張となる。徂徠学をいわずらに経済功利を主とするものと見なして、そのような学は末を務め外に馳せて本を失するなり。故にその流れ皆徒文虚飾を事とし、淳朴仁厚の風を離れて輕薄浮躁の習いとなり、竟に交じて記誦詞章の学となる。として排除されるのである。長州藩徂徠学の正統の家を継いだ太華が何故朱子学に転向したのか、その内発的な思惟過程が問題にされるべきであろうが、ここでは触れない。当時においても、太華の転向を祖先の学に背いたものとして問責する人はあったようである。それに答えた弁明は、太華の「芸窓筆記」に次のように記録されている。

（周南の父雲洞は一生朱子学を奉じた）而して周南則ち其の家学を改め、以て護國の教えに従事す。自ら以て不孝と為さず。亦何ぞ後人の其の遺学に循わざるを咎めんや。道は則ち天下公共の道なり。唯だ公共の理を得て違わざるを欲するのみ。何ぞ敢えて門内の私を論ぜん。孟懿子孝を問う。子曰わく、違ふこと無しと。苟くも正理を得て違ふこと無ければ、亦孝と謂うべし。若し其の不孝を以て之を論せば、則ち吾其の可なるを知らざるなり。（原漢文）

すなわち太華は、周南がその父の牽じた朱子学に背いて徂徠学を奉じたことを自己の弁護に使っているが、どこことなく齒切れの悪さを感じさせる。道は普遍的なものであるから、その普遍的な正理（真理）を把握すればよいのであり、



それが祖先の学問を継承するということの主旨であって、それ以外のことには私事だと言うのである。理論的な対決からする答えにはなっていない。しかし太華の徂徠学批判の論理は、「入学正路」と「芸窓筆記」とから知り得るであろう。「入学正路」は文政元年（一八一八）の太華の自序を持ち、「救弊談」より五年後に書かれたものである。ここでは陽明学と徂徠学とを「異端の道」としているが、陽明学は心を主体にしているので徂徠学に比べればまだ「本」を失っていないとしている。

しかし現実政治の上で、幕末の長州藩は朱子学と徂徠学とのどちらを心情的母胎として運営されたであろうか。それを見極めることはなかなか複雑である。洋学の内面的な摂取の為には、対象とする事物の合理的認識という心的態度が備わることが必要となるであろうが、それを準備したのは朱子学の格物致知の訓練であった。それに対して富国強兵の観念は、経世論としての徂徠学によって養われてきたところではなかったろうか。また停滞する現状を打破する為の精神への点火には、陽明学のバトスが導入されることによって現実のものになっていったと思われる。このように考えるのは一種の折衷主義かも知れないが、思想的主体が受け取る影響というものは弁証法的作用と機能のうちに表われるものであれば、そこに様々な要因が運動体として認められるのである。

「某氏意見書」が村田清風の著述であろうとなかろうと、その書と「救弊談」との距離に、文化期の藩政とその時代を生きた人々の意識の混迷が測られるであろう。それを知識人がどう捉えようとしたかを示すものがこの二つの著作である。ただ藩主斉熙だけが両者を超越して生きたことは間違いない。

なお防長の地における徂徠学派の経世書として、岩国の人樋口世禎の「節儉略」があり、有田数士氏の研究があること（「山口県地方史研究」第四〇号）を申し添えておく。

## 十一、村田清風の登場へ

小幡高政が、天保改革の裏話ともいふべき面白いエピソードを語っている。少し長いがそれを引用することから始めたい。

私が柳川へ鎗の稽古に行つて戻つたら、清風翁から呼びに来て、柳川の話を知りたいから来いということで行きましたところが、月性もその席に居りました。村田翁が、

「柳川という所は一体どういふ土地か。稽古事は怪しからぬ盛んなようじゃが、どのような様子か」といふことを頻りに聞かれた。

「柳川という土地は武芸の方は誠に盛んな所で、弓馬劔鎗、余程盛んな土地で、そうして一体の風儀が余程よいように思う。こちらでは若い者はツイ何でもなく人に家へ遊びに行くとかするが、柳川では若い者が何でもなくことに無駄話に人の家へ行って酒など飲んだりすることはせぬ流儀で、集りさえすれば各々好む武芸の話をしている。衣服といつても綿服ばかりで、穢い姿なまじをしている。何ぞ内輪の作事でもあるときは、どのような家の主人でも出てきて手伝いをするという風で、平常節儉で武器は多く貯えているという風である」

「女子おなごはどうか」と言うから、

「婦女子も嬌奢を競うというような風は一つもない」といふような色々な話があった。

それは私が二十三歳位の時だったが、村田翁が言うに、御国（引用者註、長州藩のこと）でも武芸を張らなければどうも柔弱になっていかぬから、追々その方へ手をつけようと思うて居るから御話を聞いて極く宜かったというような話で、月性も面白かったと言うて、それから何じゃかじやの話で、佐賀はどうか、久留米はどうかとか追々に話も出て、段々益を得たことがある。その時、蕎麦か何か御馳走になって戻った。

それから清風翁の弟に山田市郎右衛門という人があった。それは山田亦介の親父だが、彼れが又私を呼びに来たので行つた所が、役所からまだ戻つて居らぬ。その時は御用談役位であつたろうが、亦介が出て、親父はまだ戻らぬが、マアちつとお話しやれ、お前の話を聞きたいと言うていたから、もうじきに戻ろうと言うから待っている、清風翁の方とは万事大違いで、清風翁は木綿の寝衣ねまぎの殊に穢れたようなのを着、長脇差をちゃんと帯おびして居るし、細君はどうかという、もちろん木綿で、紋付でこそあるが、穢い姿なまじをしている。蕎麦を打つにも下婢などには何事も言いつけず、万事自分でやるという風で、すこぶる朴直の方であるが、山田の方は座敷も綺麗であり、庭なども美事に造つてある。とこうするうちに、お帰り——という掛声で戻ってきたから、敷台まで迎いにいと、彼の頃まは例の絹布御法度の時であるにもかかわらず、着物は縞縮緬ちぢみの重ね着、しかも政府の御用談役であつて帯は黒博多か何かを締め、二人の女中が出て紫の服紗で刀を取るといふ極く鄭重な有様、一人は細君、一人は妾であらう。すると一寸支度をしかえて逢おうというので、逢つてみると羽織は縮緬ぐらいで、着物の上着は法度であるから木綿のようであつたが、下着は八丈か何かで、縮緬の綿入羽織を着て出て来た。短小な男であつたが、すべてが兄の清風翁とはちがつておる。そうしてこつちへ来いというから、四畳半かの居間へ往くと、茶道具から何から極く鄭重にして、「さて聞けば村田の兄貴方へいつて柳川の話があつたそうだが、聞いてみたいというから和主わぬしを呼びにやつたが、一々話をしてお聞かしやれ」と言うから前の柳川の話をする、と、「成程……兄貴は随分感心して聞いたろう」

「随分喜んでお聞きなされたように思いました」と言った。亦介は縁側に居ってその話を聞いて居たが、それから、「何んじゃノー、拾二万石位の小大名が威張ろうというても外に仕方がない。そういう事で威張らにゃあ」

というような話で、又士族の風はどうか、些細い政事向きの方はどうかというような尋ねもあったが、私共は稽古に行ったので、政事の方や何かは委しいお話もできぬが、唯形に現われた所はこういう風だという話をした。いったい山田は短小な男に不似合な大量家で、

「兄貴と俺とは一体性質がちがう。兄貴のは角力取りの横鼻禪だの女子の湯巻の世話までしているが、私は違うわい。富んでいて出来るものなら縮緬でも何でも着ていいと思う。兄貴のはあのようなことをするから破るというわけにはいかぬが、一体俺の心持はあしこに聯がかけてある、あの通りだい」と

というから聯を見ると、

煙霞千里網 春鳥自由遊

とある。

「マア何じゃの、大空で煙か霞のような大きな網をかけておけば、その中で鳥や何か自在に遊んでいるから、それでいいのだ。それを鳥の囀りようが悪いというては、和主はこの時節に囀りようが高いと叱るというようなことではいかぬ。煙や霞の大きな網さえかけておけば、人でも何でも出来るだけ自由にさせていいものだ。兄貴のほうも酷で窮屈でいかぬ」

と、こんなことも言った。(小幡高政「実歴談」より)

ここに語られているのは、山田市郎右衛門という天保改革担当者の内部からする清風批判である。その批判は単に政策面に対するものにとどまらず、政治理念そのものの違いに発しているものであることが分る。

天保十三年（一八四二）山田市郎右衛門は江戸に在る清風に手紙を送り、その中で次のように述べた。

諸郡の御改正別てむつかしく、これまた際限もこれなく、大いにくだぶれ候ことにござ候。郡奉行など大くたぶれにて、このうちお断りをも申し出で候えども、まず御帰城までとすかし置き候（原文読み下し）

この文面は、天保改革がどの程度実効を持ったかについてよく引用されるものである。改革は、出先きの諸宰判で特にむつかしかった。村田清風が、弟の物を取って兄に与えるような「四民貸殺かしころし」の制度だとして改革の対象とした修補制度は、改革が行われたのは中央藩庁だけで、各宰判のものにまでは及ばなかったという。修補制度とは藩官の貸付金制度とでも言えるもので、各地の富農・富商から年五朱の利で出資させ、それを一割前後の利で貸しつけるやり方で、資金としてはいろいろなものを財源にしていたようである。

山田市郎右衛門が諸郡の改革は特にむつかしいと言っているものの大きな部分は、この修補制度の問題が占めていたとみていいであろう。くだびれこんでいるのは郡奉行だけではなく、藩の国許での責任者の一人である山田市郎右衛門もまた大いにくだびれていたのであろう。藩主が参覲があけて帰国すると、国許の民政を与かる当職は形として辞職を申し出るのが例であった。それにもなって政府役員の異動が行われる。それまで待てとすかしているのである。山田市郎右衛門は兄清風に劣らず長い役人生活を経験していた。天保二年（一八三一）——吉田松陰が生れた翌年——天保大一揆が勃発した時、清風は当役手元役であり、弟の山田は所帯方（財務）であって、山田は一揆発生の責任を分担させられて免職になっている。

天保改革は、清風が香川作兵衛と共に地江戸仕組掛（「地」とは国許の意。「仕組」とは財政整理とか財政改革とかの意）に任ぜられた天保九年から始まるわけであるが、天保十一年までは厳しい節儉政治による財政整理の期間で、真に改革の名に値する藩政改革にのり出したのは天保十一年以降である。

天保十年（一八三九）厳しい節約政治への批難が一身に集った清風は、翌十一年四月に病気を理由に辞職を願ひ出た。しかしそれは受納されず、地方仕組掛担当のまま江戸当役用談役を命ぜられる。次いで藩は五月十日・七月七日と藩主敬親臨席の下に大会議を開いて改革対策を討議したが、その時の諮問に答えて清風等十数名の者が意見書を提出した。そこで清風は次のように覚悟を披瀝している。

〃これまで御仕組成立ちつかまつらざる訳は、ひとえに私も取計い不行届き故と存じ奉り候。今月今日より清廉の身固く仕り、正心誠意をもって御借銀八万貫の大敵御退治の御手伝いつかまつるべく候。〃（「流弊改正意見」）

小藩高政の話は、このようにして改革へ再出発した以後のことであろう。山田市郎右衛門のような改革政府の高官が、禁令の出ている絹を着ているという改革政策への面従腹背の姿は、天保改革の実効を疑わせるのである。改革担当者の内部で既にその政治理念や実際の上で背反が見られるのであるから、清風のやり方に反対する外部からの批難攻撃の激しさは想像できよう。批難の声は「いろは尽しの歌」とか「一より十までのうた」等の諷刺ともなつて人々の間に広まった。

〃一番にまず御家中の借銀を

直した上の武器のせんさく〃

〃江戸方が地方の金をとらんとて

修甫銀までさがす心配〃

天保十四年四月一日、羽賀台で大操練が行われた時、清風の暗殺計画があるとの風評が流れた。しかし清風は意に介せず藩主旗本として従陣したという。清風の政治生命を奪ったものは、藩士の借銀処理対策——「三十七ヶ年賦皆済仕法」であった。小幡高政の談話は、清風が改革に当って戦わねばならなかったものが何であったかを語ってくれている。それは一口に言えば、文化文政期以来の旧慣旧習を引きずっている人々の生活上の考え方感じ方であった。

長州藩を根底から揺せた天保大一揆の起った翌年、清風は藩主斉元及び前藩主斉熙に対して強い改革意見を進言している。その内容を覚えとして書きとめたものが「此度談」であり、それは『村田清風全集』に収まっている。これは、鎌倉以来六百年芸来二百年の御家と御国を百姓蹴立て候口惜しさの事」という言葉のあることでよく知られているものである。その中には改革大意として、第一御威光の事、但上下御親しみ、以下八項目の綱領が掲げられており、それは清風の天保改革構想の原型と見なされ、特に第四項の「富国の事、但力田節約禁興利」は政策の基底として注目されているものである。そこにあらわれている改革意志は、「百姓蹴立て候口惜しさ」に発しているわけであるが、しかしその口惜しさは百姓だけに向けられているものではなく、一揆を誘発するような政治を行ってきた藩政担当者の上にも向けられているものであった。清風が書いたものと考えられている「某氏意見書」を見れば、そのことは了解されるのである。そこでは次のように述べられる。

〆慶長以来度々の検地にて民の遺利を取り尽し玉いたる故、民子孫にいい伝えて其怨恨骨髓に達し、ており、それに対して代々の藩政担当者は、憐愍の心なく、又恥を知らざる輩なるゆえ屢々御儉約の年限を延して億兆の人民を困厄疾苦せしめ、無量の怨恨を積て上御一人の御身の上に帰し、億兆の人民に信を失わしめ、離心離徳の端を成こと二相府（註・当役座と当職座）の官吏二十人許りの所為にあり。

「某氏意見書」が清風の物したものであるかどうか多少の疑義がないわけではないが、清風の藩政批判は、当役右筆

添役であった文政三年に藩主斉熙に上申した「売知売爵之論」以来のものである。清風は繁沢豊城に学び、徂徠学による経世的な考えを養われたと思われる。文政四年に所帯方（財務担当の役所）勤務となり、同七年当職手元役となって藩財政の実際を担当するに及んで清風の改革意志はいよいよ確実なものとなり、更に天保大一揆に直面することによってその危機意識は鞏固なものになったと言えよう。天保大一揆の要求を集約すれば、百姓の生産物を搾取する藩の専売制度の撤廃と村落の自治権獲得とになる。このような農民への対策と窮乏する藩士の生活救済の対策とをふまえて、武士の支配体制と藩財政との再建を図ったものが天保改革であった。

天保大一揆と天保改革とは表裏一体の性質のものである。その改革の過程で清風は失脚するが、既に文化文政といわれた時代の状況は清算を迫られ、藩の体質の変化がもたらされることになる。それは政治青年（政治理念を持ち政治を動かす主体としての青年）の登場に象徴されるものであって、以後藩政の主導権はそれら青年の手に移っていき、長州藩近世史はピリオドを打たれるのである。その意味で長州藩維新史の起点は天保大一揆に置かれるべきものであろう。

文化文政と一まとめにして言われる江戸時代平民文化の爛熟期を、長州藩の武士達はどのようなメンタリティーで生きたのであろうか。伊勢の国亀山五万石の領主石川日向守総博は浮世絵に魅せられて、初代歌川豊国に弟子入りをして歌川国宏と号したような時代である。後に触れるように、当時の長州藩主毛利斉熙・斉元も庶民芸術に熱中した。それに随って当時の長州藩士の間には狂歌・狂句が流行した。そのようなこの時期は、生活を享受する江戸の庶民文化が防長の地にも及んできた時代であった。都市文化の滲透である。

文化十三年（一八一六）——吉田松陰が生まれる十四年前——藩は萩の弘法寺境内において十年間の芝居興業を許可し、翌十四年には下関・中関に富くじ興業を許した。これは慢性赤字財政に新しい財源を求める目的であったろうが、



他面では風俗文化の江戸化政策と見られよう。そしてまた人心昂揚の為の景氣刺戟策でもあった。

当時長州藩では、武士や農民から毎年のように馳走という強制出米銀を課して藩の負債の返済に充て、また臨時の出費には町人から借銀したり上納金をとったりしていたが、しかし商取引きなどの経済活動には一部の特権商人(藩用達)だけを保護して、それ以外は抑制する政策をとってきた。従って藩内の人心は沈滞するばかりであり、人心に活気をもたらず為に富くじ・芝居という営利行為や都市化政策が必要とされたのであろう。

こうした藩の政策を批判する声がなかったのではない。村田峯次郎の著作を見ると次のような狂歌を載せている。

〽防長は富と芝居のからせあい

(馬鹿家老)(下)  
ばががろうて舌がたまらん

或はこの諷刺は天保に近い頃にあらわれたものかも知れない。村田清風は文政三年頃を回想して、富・芝居・相場が盛んであった頃だと述べている。藩の上下をあげて金銭を追いか求める空気の中にあつたようである。

こうした文化文政期を、萩の武士達はどのような心で生きていたのであつたらうか。それを推察する手がかりとして、当時発生した二つの犯罪事件を見てみよう。それは一つは平賀尼事件、一つは荒川宗忍殺害事件である。ともに文化年代の後半に相次いで起つた凶悪犯罪であつた。

平賀尼事件は萩の毒婦譚とでもいうべきものである。平賀孫六という藩士の妾となり、犯行後尼となつて遁走していたので平賀尼と呼ばれているものであるが、平賀オビイともまた呼ばれている。この女が次々と引き起した事件は「四ツ竹打ち」という門付けによって巷間に流布したという。「四ツ竹打ち」というのは、両方の手に二つずつ竹を持ち(従

って四ツ竹)、それで拍子を取りながら物語りなどを語り流して歩く門付け芸人のことである。村田峯次郎によると、平賀尼事件を物語りにしたてて門毎に流させたのは人心を戒める為の藩の方針に出たものだという。それは文政期のことらしい。

物語りは、呉服町の四ツ角にあった湊屋という裕福な町人が、ある月の夜に橋本橋で身投げしようとした女を救ったことから始まるのである。その女が後年平賀尼となる。橋の上で女が泣きながら湊屋の主人に語ったところによると、親が長い間の患いで寝こんでいるが、家が貧しいので充分な看護もしてやれない。この上は自分の身を水神様に捧げて親の病気をなおしてもらおうと思つての身投げだという。すっかり同情した湊屋はその女を自分の家に連れ帰った。月明りにも思を呑むほどの美貌だったことが、一層湊屋の同情心をそそったのかも知れない。

しかし後で判明したところでは、女には情夫がいて、世間を喰いつめた挙句に心中することになり、暗くなつて橋本橋にやってきたのであった。男の方は正直者であつたとみえて先に飛び込んで、南無阿弥陀ブツと浮いたり沈んだりいづくの人か見ず(水)知らぬ人々ということになった。女は男を見殺しにしたまま橋の袂に立って、今後の身の振り方を思案していたのである。そこへ通りかかった湊屋が裕福そうな町人であつたので、いい工合だとこの男の世話になろうと思つて一芝居打つたのだつた。

湊屋は妻を亡くした後であり、身辺に物足りなさを覚えていた時である。女は湊屋の妾となつて暮らすことになった。夏のことである。湊屋は坊主頭をしている余所者よそ者の八卦見を止宿させていた。小才の利く愛想のいい男で、湊屋も大いに気に入る、いつまでも滞留させていたのである。ところが湊屋の妾はこの八卦見に惚れこんで、ある日自分の方から言い寄つたのであつたが、手ひどく拒絶されてしまった。八卦見としては、世話になつてゐることはあるし、湊屋にそれとなく忠告した方がよからうと考えた。ひどく蒸す夕方、中庭に出した縁台の上で湊屋の酒の相手をしていた時、

彼は遠まわしに湊屋に言った。——お宅に居られる女の方は私の観るところでは劍難の相がおありだから、長い間置いておかれるとどんな災厄に会われるかもしれない。今のうちからよく気を付けられた方がいいでしょう。

流し場においてこの様子を見ていた女は、これははっきり男が自分の告げ口をしているのちがいないと思った。すると今更のように男から拒絶された恨みが燃え立ってきたのである。ちょうど、二人が酒を飲んでいる縁台の横に石灯籠が立っている。女はうす闇を幸いに石灯籠の裏まで忍び寄り、八卦見めがけて力まかせに石灯籠を押し倒した。男は下敷きになって死ぬ。

酒の気も消えて呆然と立っている湊屋に女は、暗いので足許がよろめいて石灯籠にぶつつかり、その拍子に倒れたのだと言った。女と八卦見との経緯を知らない湊屋は、女の殺意に気づかなかった。そして、たとえ事故死でも女に罪がかららないようにと多額の金を使って医者と町内の口を封じ、急病で死んだとして届け出た。それからは女の我儘は募るばかりで、贅沢三昧を欲してとかくの風評が立つようになり、湊屋は心労のあまり死んでしまう。

旦那に死なれた女はその家に居坐るわけにもいかず、どういふ伝手によつたものであろうか今度は平賀孫六という名の通つた藩士の許に妾奉公にあがつた。平賀孫六は野尻三郎右衛門という人の次男で、平賀家へ養子に入つたのである。当時彼もまた妻に死なれ、家には妻の伯母になるお長といふのがまだ嫁がずにいた。

孫六は新しい妾が大変気に入つて、女の言うがままに不相応に派手な生活をするようになった。そんなことから伯母のお長ともうまくいかなくなり、口論が絶えなかつた。孫六も妾も伯母には満足に衣食も与えず、邪険に振舞うばかりであつた。そうしたことを孫六の生家である野尻家では、見て見ぬふりをしていたらしい。孫六は妾を喜ばす為の贅沢を続けたので次第に金に窮してきた。借銀できるところは残らずしたし、もうこれ以上の当てはなくなつた。どうにも思案に余つた孫六は妾に相談したところ、女は即座に贖札をつくりましようよと言つて、驚く孫六をかき口説き、とうと

う同意させたのであった。

二人は一部屋を密閉して自分達以外には自由に入りにできないようにし、そこで贗札製造をはじめた。つくった贗札は本物の藩札に混せて遠くまで出かけて行って使うようにしていたが、そのうちに贗札が出廻っているという噂が立つようになった。

二人は贗札造りの現場を見られないように慎重に警戒していたが、伯母のお長に見られてしまったのである。險悪な間柄にある伯母に見られたとすれば、その口から露見するだろうことは予想された。どうせ二人の生活には厄介者の伯母である。この際一思いに殺してしまった方がよいと、女は孫六に言い張った。そこでまずお長を毒殺しようとしたが、これは失敗した。結局、寝込みを襲って絞め殺したのである。死体はその夜のうちに担ぎ出し、片河の通りを北へ抜けて竹本の鼻に出て、そこから海に投げ棄てて溺死の体に見せかけることにした。文化十一年十月六日の夜のことである。翌朝、竹本の鼻に海坊主が出たというので萩城下は大騒ぎになった。役人が出張してきて波打際に浮かんでいたものを引上げてみると、それは女の変死体であった。それも溺死したのではなく、絞め殺した後で海へ投げ込んだものであると判明した。たまたま野次馬の中に死人の顔を見知っている者がいて、身許も簡単に割れたのである。

竹本の鼻に海坊主が出たげなと言つて人々が騒ぎながら走つて行くのを見て、孫六の妾は犯行が発覚したことを覚つた。すぐ手回りの物をまとめると、有り金をそっくり持つて孫六には無断で逃亡してしまつた。役人が平賀の家に着いてみると、孫六だけが呆然と立っていた。妾と一緒に他国へ逃げて暮そうと話合っていたのであったが、どたん場で裏切られたのである。

平賀孫六は土籍を削られて庶民に落され、文化十三年閏八月二十九日に野山獄で斬首された。家名は断絶になつたが後に再興が許されたという。孫六の実父野尻三郎右衛門、実兄野尻小右衛門等の親戚も、前後の取計い宜しからず監督

不行届きとしてそれぞれ処罰されたのであった。

「毛利十一代史」に収められている判決文を見ると罪状は伯母殺しのことのみで、贖札造りのことは見当らない。村田峯次郎の口演を筆記したものには贖札を造ったことを述べてある。

一方、逃亡した女の行方は少しも分らなかつた。探索に役人が九州・四国・京阪へと出されたが手がかりはつかめなかつた。そして数年が過ぎたが、偶然のことから女は逮捕されたのである。

探索の一人が町人に変装して石見の浜田の近くの山路を辿っていた時である。山蔭に埋るようにして小さな庵があつた。一服させてもらうつもりで案内を乞うと奥から尼さんが出てきたが、見ると何ともひどい顔である。火傷をしたものか、あちこちに引きつれがあつて黒瘡になつており歯は抜けて一本もない。その顔を見た瞬間、探索の六感にピンとくるものがあつたが、まさか平賀の妾のなれの果の姿だとまでは気付かなかつた。ただ何となく犯罪の匂いで、この尼の口から身の上話を引き出してみたいと思つたのである。そこで彼は、自分は長州の方で人を殺したので、こうして諸国を変装して逃げ回っている身の上なのだと話しかけてみた。すると女はひどくなつかし気な顔つきになり身を乗り出してきて、萩のこと等をいろいろと尋ねるのであつた。そして同じ凶伏持ちと聞いて気を許したのか、自分も萩で人を殺して逃げ、今はこの山の中で仏に仕える身なのですと語り出したのである。女は萩から逃げ出すと、顔に焼きごてを当て、歯を一本残らず抜いて容貌を変え、頭を丸めて尼になつて身を隠していたのであつた。吉田松陰がその「丙辰秘録」のなかで、この平賀尼に対する訊問の様子を書きとめている。

女は文政の初め頃に大屋刑場で斬首された。執念が残つたのか斬られた首は飛んで向い側の石垣に喰いついたという。

平賀尼事件から数年後に荒川宗忍殺害事件が起つた。

荒川宗忍は川上村に居住していた陣僧であつたという。また茶の師匠であつたともいう。それが文化十四年五月九日に沖原の土手下で溺死体となつて発見された。

役人が出向いて調べてみると、溺死体にしては不審な点が多いので他殺とみて調査することになった。聞き込みを続けてみると、金谷天神前に住んでいる驚頭藤左衛門という藩士に不審な行動があることが判つた。そこで親類預けにして取調べを始めた。驚頭は知らぬ存ぜぬと口を割らない。驚頭が使っていた下女を参考人として引き出して問い質すと、その口から大体の事情が判明した。

宗忍が死体となつて発見された前の晩、驚頭は三隅村在住の藩士武藤甚右衛門と連立つて、荒川宗忍が密かに開いていた賭博場へ出かけていった。しかしすっかり巻き上げられてしまつて無一文になつた二人は、宗忍の懐に入った多額の金を奪い取ろうと相談した。そこで宗忍を騙して誘い出し、沖原まで来た時に、溺死したように見せかけて殺したものであるという。

まことに毛利藩士としての体面を汚す武士にあるまじき所業である。藩は直ちに武藤を捕えて親類預けにしたが、武藤は家人の油断を見すまして遁げ出し、一先ず三隅の自宅に立ち戻つた。驚いた親類は寄り合つて相談し、何よりも先に武藤を取り抑えることだと揃つて三隅へやつて来ると、同じ三隅に住んでいる村上小七郎という藩士がやつてきて、武藤は昨夜どこかへ逐電してしまつて行方不明だと告げた。村上小七郎というのは武藤甚右衛門の妻の実家である。一同着くなつたがどうにも仕方がない。善後策を協議して、ともかく親類の手で武藤を探し出すことにし、藩には実状を届け出た。

ところがそれから数日後、今度は驚頭が夜に紛れて脱牢したのであつた。大屋の山へ籠つたという情報を得て、人数を催して探してみたが発見できなかつた。その後で判明したことは、驚頭は入牢中に干飯を作つて脱牢を準備していた

という。

翌年、虚無僧に変装して諸国を探索していた者の報せにより、武藤と鷲頭は伊豫の国に潜伏していることが判った。二人は逮捕される前に既に打合せしていたらしく、脱牢した鷲頭は武藤とどこかで落ち合い、山伝いに山陽筋へ出て四国へ渡ったのではないかと見られた。改めて役人が捕縛に向ったが、いざ逮捕という時に激しく抵抗され、どうにか鷲頭は取り押えたものの武藤には逃げられてしまった。鷲頭を萩に連れ帰り連日厳しい尋問を加えたが白伏しない。ところがその取調べ中に武藤が萩に帰ってきて自首して出た。

かくて二人は文政二年八月六日、野山屋敷にて斬首され、家禄没収、家名断絶となった。その時、武藤の嫡男はまだ幼少であったので、十五歳に成長したら藩庁に届け出るように言い渡された。それを武藤の旦那寺である竜昌院が藩に願ひ出て、弟子にする許可を得て僧にしたという。そこに長州藩におけるアジールの遺制を認めることができよう。

これら当時の萩を騒がした二つの事件を見ても、その背後に、武士の生活の困窮さと荒んだ心で暮っていた状態が分るのではなからうか。武士としての品位の自覚は最早彼等から失われていて、金銭の為に自分を見失っていたのである。

この当時の藩から出された布令を見ると、毎年続く馳走出米の為に藩士の家計は貧窮し、士風の頹廢の現状が何度も指摘されている。藩士の墮落の原因がどこにあるのか、藩政当事者にはよく分っていたのである。馳走出米は、藩の負債の返還財源とされるのが本来の目的であったようであり、いわば目的税という性格のものである。しかし次第にその本来の目的に使用されなくなり、例えば藩主一家の私的経費（婚礼とか葬儀とか昇官とかの交際費的な行事に関するもの）が例であるが、幕藩体制という制度からすれば一概に私的経費として考えられない面もあろう）に流用されることも多かった。そうした目的外使用が村田清風の藩政批判の対象となっている。（「天保九年御仕組大野取」ほか参照）

文化十四年（一八一七。翌年改元で文政となる）に藩が大組の士の家計を調査した結果が、「毛利十一代史」に載っている。それによると大組の士で借銀している者二三四人、借銀総額は五五九貫目である。借銀のない健全家計は九三人となっている。単純に割り出してみれば一人（一家）の借銀は約二貫五百匁となり、仮りに米一石の値段を銀六十匁とすれば一人当り借銀は四十石位となる。藩の公定米値段は、文化十二年で銀百匁で一石七斗五升位である。位であると書いたのは、山陽産と山陰産とは米値段に多少の差がつけられていたからである。それが天保元年では銀百匁につき約九斗八升となる。十五年前の文化十二年に比べると、貨幣価値は殆んど半分以下になっている。

こうした藩士の家計窮乏に対して藩としても救済措置はとった。しかしそれも藩の公金を低利で貸したり、それまで藩から借銀していた分の利子を引き下げたりする程度のものであった。大組の士の負債調査をした文化十四年には、百石につき銀二貫五百匁の貸与を行っている。

多額の借銀を背負い込んで生計が困難になった者については、「扶持方成」という処置がとられた。これは主として大組・寄組等給地を持つ藩士を対象として設けられた救済措置で、借銀返済が完了するまでの一定期間藩で給地を預り、その代りに扶持米を与えるものである。その間は当人が従来属していた大組とか寄組とかの階級から外してしまい、階級を下げて逼塞を命じ、負債返済後に旧の階級に復帰させる。「扶持方成」になった者は藩が課す諸役は免除されたが、しかし生活上に厳重な制約が加えられた。その制約にはいろいろあるが、藩主に目通りできないとか、先祖の法要のやり方の制限、知人間の交際の禁止、養子縁組も婚姻も制約され、萩城下へ出向く時には許可を要した。いわば準禁治産者扱いになるわけである。「扶持方成」になった者は、自分の給地か知人の田舎を頼って移り、地方居住となって自給耐乏生活に入り、ひたすら借銀の返済に専心するのである。その人一代のうちに三度「扶持方成」になった者を「非常扶持方成」と言った。



そのほか藩はいろいろな方法を設けて藩士に公金貸与の便を図っている。「引田借」とか「減少借」とか「引米借」とか等。それらについては『山口県文化史』や県文書館刊『防長風土注進案』別巻「研究要覽」に解説がある。

寛政十二年（一八〇〇）に藩士の俸禄（この言葉は正確な表現とはいえないが便宜上使用する）は、永久三ツ成（所得三割。すなわち十石掛り。四分の一減禄）と定められた。これは従来の馳走出米が余りにも多過ぎるのに対して執られた処置であって、百姓からは徴税としては収穫高の四割で取るが、藩士の取り分は三割にするというのであった。その差一割分は馳走米として藩庫の収入となる。

藩士が俸禄を貰うのには、土地で貰うのと藩の蔵から現米で貰うのがある。土地で貰う——一定の土地を給与（給地）されるのは上級武士で、その土地の評価収穫高が禄高として高何石と「高」の字をつけて呼ばれる。高百石と言えば、百石の収穫があると評価された土地を給与されているのである。それを税率四ツ成（四割）で計算すれば、四十石がその藩士の取り分となる。その四十石も玄米であるから、精白すれば更に減少する。馳走出米十石掛りとは高百石の取り分を基準にして言われるもので、取り分四十石のうち十石を馳走として徴収されるわけである。半知とは取り分が半減する場合である。

永久三ツ成の制は藩士救済策として執られたものであったが、藩士の生活は少しも好転せず、節季になると家計の手段に困った藩士は自分が属している組の頭へ泣きついた。それを受けて組頭は藩庁へ救済方を願ひ出る。これを「歎き」を訴え出ると言った。

家計の遭繰りに藩の公金を借りる時は、自分の俸禄を代償に差出して借りたのである。それには、抵当として一時的に差出して借りる場合と永久に減禄となって借りる場合とがあった。公金を借りてもどうにも追いつけない時には、藩

庁の認可を得て民間の営利業者から借りる。村田清風の父光賢が、享和三年（一八〇三）熊屋源左衛門から借銀した時の証文が残っている（『村田清風全集』上巻）。村田光賢はその前年に大島宰判所務代官を罷めており、百姓名義にして所有していた田畑約数町歩を抵当として銀六貫目を借りた。六十匁一石とすれば百石分である。当時村田家の禄高は四十一石であつたらう。清風は二十歳位で、明倫館で勉学に励んでいた頃である。

文化七年（一八一〇）、弓の稽古にかこつけて的で賭をすることを嚴禁する布告が出た。こうした賭事が武士の間で盛行していた様子がうかがえる。荒川宗忍のように藩士がこっそりと賭博場を開いたり、そこに出入する常連の武士も多かったに違いない。文化八年に当職堅田宇右衛門が江戸に出て当役兒玉遠江と財政問題について協議したが、その時の覚書に次のような言葉が見える。

（先代斉房が寛政十二年に永久三ツ成の俸禄支給に決定されたが、今もってそれが藩士家計の助けとなつたような効果は見られないとして）却つて家来中の所帯は行詰り、それにともなつて風俗も悪くなり、藩主への御奉公の心掛けも薄くなつたように見受けられます。

藩主への奉公心が薄くなつたとは、例えば藩主が参観で江戸に赴くお供を命ぜられるのであるが（江戸御番手）、生活困窮の為に病氣等を理由に出発の前日になつて辞退を申し出たりする者が増えた。このような現象は既に正徳享保頃からあつたのである。また藩庁の役人として出仕させようとしても披露などの交際費に多額の出費を強いられるので、病氣等の口実で役に付くのを断つたりした。藩士の生活困窮は、馳走出来を当然のこととしてそれに依存する藩の政策の人為的な結果であつた。藩士達は賭事に熱中するばかりでなく、汚職もまた次々と起している。

文化十年（この年は川島から出火して御許町にかけて四四〇戸あまりが焼けた）、重村次郎左衛門という所帯方用達の町人が、保管していた藩の公米銀を使い込むという事件を起した。調べてみると所帯方役人の不正が明るみに出た。

文化十三年には杉七兵衛と片山太郎兵衛という者が、大坂銀子方在動中に公金を使い込んでいたことが判明し、処罰された。使い込み額銀五貫八百匁あまりは五十ヶ年で返済させることにしている。

次に、林八左衛門の組内である代源次という者が、故意に多額の借銀をしてそれを持って逃亡してしまった。藩に被害を及ぼしたということで組頭の林は処罰された。

また撫育方役人の宮原四郎左衛門は藩の公金を保管していたが、銀百三十五貫目もの使い込みをした。そのうち六十八貫目は弁償したものの残り六十七貫目は着服消費したことを白状した。その上彼は、恐らく公金の浮貸しであろうが町人名義で高利貸しをしていたことも判明し、斬首になった。

以上は「毛利十一代史」から拾ったものである。

藩士の中には、平賀孫六等のように女や金に身をもち崩してアウト・ロウに走ることなく、藩の政治には批判を持ちながらもシニクな態度で自己の時代を生きた人々もいた。山田渚とか横見四方左衛門といった人の名が残っている。彼等は学問も才能もあり当時の知識人であったが、門閥や家格優先の当時の社会体制の中では自己の力を充分に生かす方途もなく、志を得ずに一生を終った人であり、彼等の行動は奇行として現われる外はなく、当時の人々に話題を提供した。

山田渚という人は村田清風の弟市郎右衛門を養子としている。山田顕義はその市郎右衛門の孫である。清風が自己の経歴を書いたもの（これは未完である）に山田渚の名が出てくる。山田渚と横見四方左衛門の話は、清風の孫の村田峯次郎の頃には既にどちらの話か判別できなくなっていた。従って以下の話も主人公はどちらかは分らない。ただ文化文政期を生きた武士のすね者の話であればよい。

——ある時、横見が往来を歩いていると、一門家老の一人が駕籠に乗り供廻りの警めの声を響かせながらやって来た。横見の家格は高くないので一門家老の者と道で行き違ふ時には、道<sup>よ</sup>を避けて相当の挨拶をしなければならぬ。こちらが高い家柄であれば対等の挨拶ですまされる。何とか対等の挨拶ですます工夫はないものかと一計を案じた横見は、連れていた下男に近くの家から破れたのもよいから駕籠を借りてくるように言い付けた。横見は下男が借りてきた駕籠を道傍の杉垣の影に半分隠して自分はその中に入って腰を下し、そして駕籠の先棒の方を下男に担がせていた。やがて一門家老の駕籠が近づいてきて行き違ふ時、横見は駕籠の中から顔を出して「お互いに」と挨拶したという。

——別の日横見が往来を歩いていると、向うからお目附が槍を立ててやってくるのが見えた。お目附は市中を歩き廻って藩士の風紀を取締っていたのである。横見はやにわに前に顔をまくと、お目附の方には背を向けて立小便をはじめた。それを見咎めたお目附に横見は振向きもせず「背中に眼のない横見四方左衛門」と名乗り、「後<sup>しご</sup>から来られたので気が付かなかったのです」と故意にゆっくりと小便をすませたのである。

——ある虫干しの日、山田渚は毛利一門衆の屋敷へ行った。そこには女物の派手な着物が沢山釣るしてあった。

「なかなか結構なお品が沢山ございますね。さすがは御身だけあって、われわれとは違ったものだと思つて感服仕りました。殊にあそこに掛けてある紅い裏のついた衣裳はまた見事なものではございませんか。ほんとうに眼が覚めんばかりでございます」

山田渚は、いかにも感じ入ったふうにお世辞を言った。

「それほどお気に入って頂けたものならば、これはあなたに差上げましょうか」

「そうお願いできますならばこれ程結構なことはございません。有難く頂戴いたします」

「上げますには上げましょうが」と家人はちょっとからかう口調になった。「これをこのまま着て、往来を歩いて帰

られないといけません。それならば差上げましょう」

派手な模様のある女の着物である。武士たる者が白昼にそのような物を着て歩いているとすぐお目付に咎められる。山田もこれには困るだろうと家人は思ったが当人は涼しい顔で、では頂戴仕りますと刀を差している上から着た。しばらく歩いてみると案の定お目付に出会った。山田は平然として、

「これはさる御一門のお屋敷で頂いた物でございます。家まで着て帰りなさい、そうしないとやらないという言い付けなので、このように着て帰っております。私が勝手に着て歩いているではありません。もしお咎めを頂くのなら、どうか御一門のお屋敷へ行かれてかけ合せて下さいませんか」

そう言う山田は一礼して歩き出した。

——山田の家の隣家では、木に罾を仕掛けてしきりに小鳥を捕っている。山田渚は自分の方でも負けずに小鳥を捕ってやろうと思った。早速罾を仕掛けたがさっぱりかからない。隣家の罾には面白いほどかかっている。いまいましくなった山田は家の者にほら罾を持ってこさせると、屋根へ上って力いっぱい吹き立てたのである。おかげで隣の罾に近寄ろうとする小鳥はみんな逃げてしまう。とうとう隣りから苦情がきた。

「さようでございますが、これはお互いさまのことでございますから」  
という山田の答えに相手はむっとした。

「言いようもあろうにお互いさまとは何ですか」

「いや、あなたの方では小鳥をお捕りになるのでしょうかが私の方では天狗を捕るのです。何しろ相手は天狗なので、口笛を吹いたぐらいでは届きません。そこでほら罾を吹き立てて、天狗に聞えるようにとおびき寄せさせていただきます」

まるで頓智話であるが、隣家の主人が権勢に繋がる存在であると設定してみると、天狗を捕らえたいということが何を意味するか面白さが出てくる。

横見とか山田という人は社会を批判的に見る力を持った存在であつたらうが、権力を冷笑的に揶揄することで自己内面の空虚感を慰めるほかはない時代の人であつた。村田清風は文化七年に藩の役人として勤務することになるのであるが、横見や山田といった人達を背景にして見るならば、清風の出現は新しい人間タイプの出現であつたと言えよう。

文化文政期の長州藩は、藩主で言えば斉熙・斉元の時代である。しかし実際には斉熙の時代といつていいであらう。斉元は斉熙の従弟であるがその父親著は藩主に立つことはなかつたし、斉元も一度は臣列に下り福原豊前房俊の養子となつた。それが斉熙によつて中継ぎ養子に迎えられて毛利家に復帰したのであつた。というのは、斉熙の子齊広ちひろはまだ幼く、藩主とするには無理であるので自分の娘と斉元を結婚させ、一時的に斉元に藩主を譲り、斉元の次の藩主に齊広を充てることにした。斉元は齊広を世子（次代藩主）として養子にしたのである。斉元は本来ならば、永代家老の家柄とはいつても福原という一家臣で終つていたかも知れなかつた。そういう遠慮が、斉熙に対してだけでなく重臣に対しても斉元にはあつたようである。天保大一揆の後に斉元が藩主として家臣に示した親書を見ると、自分は庶流から入つて藩主となつたので、その不徳からこのような前代未聞の一揆が起つたのであらうと述べている。隠居した斉熙の豪奢な生活を制約する力も意志も斉元には持てなかつたであらう。

毛利斉熙は文化六年（一八〇九）兄斉房の死によつて藩主となつた。撫育制度を創始した毛利重就の孫である。斉熙が襲封した年に防長両国は早魁に見舞われ、被害は十三万七千石余りに及んだ。斉熙が直面しなければならなかつた課題は、代々未解決のまま持ちこされている藩財政の再建と困窮した藩士の救済問題とであつた。

馳走出米は寛政十二年に永代三ツ成に定められて十石掛りになったが、これは前述の通り藩士救済として執られた措置で、その為には撫育局が利益を積み立ててきた貯蔵銀全額を本会計に繰入れるとともに十ヶ年間の儉約令を伴うものであった。しかし十石掛りの馳走米では年々の藩負債返還額を充分に埋めるのではなく、かつ毎年銀五百貫目の不足を生じる江戸方経費の現実を前にして、馳走出米の率の引上げが再び改めて問題となってくるのである。

馳走出米の率の引上げは、斉熙が藩主となった年に既に検討された模様である。しかし藩主就任と同時に引上げるのは都合が悪いということになり、まず新藩主の仁慈を印象づける為に今まで通りの十石掛りとした上で高百石については銀百匁の基準で救済金を出した。そして翌文化八年に、儉政を行うので向後五ヶ年間は十五石掛り（手取り四十石のうち十五石出米。従って実際の収入は玄米二十五石になる）とすることにした。永代三ツ成は十一年にして破られたのである。しかし藩主の仁慈によって最初の文化八年は旧来通りの十石掛りに据置き、十五石掛りとの差額は撫育局から繰入れることにした。文化九年から十一年までの三ヶ年は十五石掛り。ただし十一年は百石につき三百目の貸銀を行い、最後の十二年は十三石掛りとする計画であった。

五ヶ年間の儉政期間が終ると直ちに次の儉政（「御仕組」）期間に入った。すなわち文化十三年は十三石掛り、十四年は十五石掛り、翌文政元年と二年は十三石掛り。文政三年は旅役出米（藩士の出張費に充てるもの）以外は馳走を免除したが、それはこの年が毛利元就の二百五十年祭に当たったからであった。翌四年は十五石掛り、五年六年は十七石掛り、藩主が斉元に替った文政七年は遂に半知（二十石掛り）となり、それが文政十一年まで続く。このような藩士の馳走出米と同時に百姓も出米を課せられたが、それは年によって増減はあるものの大体収穫一石について五升位であった。斉元の藩主在位期間を通じて、文政十二年の十五石掛りを除いて他はすべて半知であった。一方で撫育局が着々と資本を蓄積している反面、馳走出米は幕末まで続くのである。

斉熙が藩主となった翌文化八年から御仕組（俵政）期間に入ったのであったが、恐らくそれが一つの契機になったであろうと思われるが、重臣間の権力抗争が発覚した。それは厚狭毛利家の当主である加判役の毛利大藏房盈が、同じ加判役の大野毛利伊賀親頼と当職堅田宇右衛門就正とを引入れて、自派の者だけで藩政を独断しようとしたものであった。毛利大藏の腹心である記録所役人の山県左馬次、儒者の片山潤藏等が中心となって画策し、大藏派は度々会合して謀議するところがあった。しかし謀議の過程でまず毛利伊賀との間に意見の対立が生じ、続いて堅田宇右衛門とも対立を起して三者の連繫も分裂してしまつた。

こうした情報が、謀議から疎外された加判役の宍戸主計就年と福原豊前房純から斉熙に報告された。斉熙は堅田宇右衛門を直接迅問し、宇右衛門の口から事件の全貌が判明したのである。謀議の内容を文書にしたものがあつたのであるが、意見の対立を生じた過程で火中にされ、湮滅した。毛利大藏等の陰謀がどのようなものであつたのか判らないが、藩政の主要ポストの陣容も作成され、それぞれが掌握する権限なども取り決めていたものらしい。藩主斉熙を傀儡にして毛利大藏が藩の実権を握ろうとしたものであろう。

関係者の処分は文化九年六月二十一日に発表された。大藏・伊賀・宇右衛門は遠慮を命ぜられ、山県・片山等は逼塞となつた。（後に山県・片山は隠居を命ぜられ、家禄の五分の一が削減された）。伊賀と宇右衛門は二十七日には遠慮が解かれたが、大藏は七月五日に改めて免職された上に目通り遠慮となつた。その為に大藏は家督を長子本之助に譲り隠居しなければならなかつた。堅田宇右衛門はその後も当職を勤めている。

この事件は今まで殆んど注意されず、従つて研究もないようであるが、斉熙の威令はこの事件によって一門老臣の上に確立することになつたのではなからうか。後年斉熙が四十歳台の年齢で隠居し、江戸葛飾に広大な土地を求めて隠居所を造営して藩主以上の実権を持つて派手な生活を誰憚ることなく送ることができたのも、この時の老臣陰謀を無事に



乗り切ったところにあるのではなからうか。

『毛利十一代史』の編者大田報助は、斉熙を評して、氣宇广大で物事に拘泥らず、奢侈を好んで將軍家や大名間の交際は豪華さを競ったと述べている。そして斉熙のこうした性格と生活とが藩の財政状態をますます悪化させ、悪化した結果は下の者に転化されて重い負担となった。その挙句、土風は頹廢し、民政は弛緩し、文政期頃の百姓の負担は正租以外に徴収される各種の課税や馳走出米等を合算すると収穫高の八割にも九割にもなり、こうした過酷な搾取が天保大一揆を引き起す原因になったのだと見ている。

山口県が刊行した「山口県文化史」を見ても分るのであるが、百姓に対して実に種々な名目の税が課せられている。庭に柿の樹が生えていたとすれば、それから実際に収穫があるうとなからうと収入が生じると見なして小物成という雑税が課せられる。よく鰯網にまで税を課したと言われるが、これも雑税の一つであって、鰯網に四年とか五年とか年限を定めて鑑札を与え税金を取るのである。鰯網の税は本会計の歳入とはならず撫育局の収入となったようである。

税の種類が多いばかりではない。年貢収納にもいろいろなからくりがあった。例えば柿である。年貢を納める時に計量する柿は、一斗八合五勺はいるものが一斗として使われた。計量する場合も、真ん中に畝こまを立てて入れ、それを均なさな<sup>は</sup>いで量る。そうすると一石が一石一斗の納入となる。すなわち一石一斗を一石として徴収したのである。そのうちの一斗を延米のべまいと言ったが、延米を徴するのは各宰判勘場の経費に充てる為と鼠害等による損耗の補填分という理由からである。延米一斗のうちの三割は藩庫に収め、七割は郡割当米（地方交付税のようなもの）として各宰判の勘場に残した。一石一斗を一石としてとる水増し柿を土貢柿というが、藩士に扶持米として渡す時には一斗しかはいらない柿を使う。米に限らず、畠地に課せられた税にも延米のようなものがあった。畠の場合は畠出米はただしまいといい、畠高一石について米二升前後を取る。

それ以外にも種子利米とか作飯利米とか言う名目で徴収される負担がある。これは初めに一回種子用としてまたは農耕中の飯米料として米を百姓に貸与しておき、後は毎年その利息として一定率の米を徴収するのである。その利率は、種子米は四割、作飯米は三割という。利息とは言っても、年が経つとこれらは純然たる税の一種となった。

馳走出米は、こうした各種課税をすっかり取り上げた後に、收穫高一石につき三升とか五升とかを徴収するのである。従っていろいろな名目で徴収されるもの総てを合算すれば、『毛利十一代史』の編者が言うように百姓の負担は八公二民、九公一民にもなったであろうことが分るのである。

長州藩の財政赤字は、藩成立当初以来の宿命とも言えるものであった。当事者が苦心經營して赤字を解消し財政を建直した時期もあつたが、忽ち赤字に転落した。それでも長州藩は幕府から裕福のように見られていたらしく、藩主宗広はそのような噂に遠慮して酒も菓子も止めて、他家との交際もしないようにしたということが「遺徳談林」に見える。赤字の原因としては長州藩独自の構造的な条件（八ヶ国領有から二ヶ国に縮小された為に、藩の規模に比して養わなければならない家来の人数が多い等）もあるであろうが、しかし最大のものは藩外からするもの、藩内の經營努力の限界を超える全国的な動因によるものであつた。

全国的な動因としては、例えば幕府の政策——各藩の財政に余裕を持たせまいとする政治的な操作が挙げられよう。すなわち参覲交代や各種工事の課税は藩の財政を掣肘する目的を持っていた。参覲交代については、享保年頃の状況であるが「山内広通控物」によると、道中供人数は陪臣やその中間まで含めて一千百七十人であり、藩主江戸在府時の長州藩邸総人数は二千七百八十七人、藩主帰国時の江戸在府人数は千五百式十八人と計算されている。文化文政期にはそれよりも更に削減されていたであろうが、江戸経費が常に財政問題になることには変わりなかつた。また幕府の課税であるが、工事の手伝いを命ぜられると、藩の重臣が藩士団を率いて直接施工に赴いた。武士の役務は軍役だけでなく、工

事従事もあったのである。工事に従事することは武士の軍役として扱われたのであり、戦斗の為に従軍するのと同じ意味を持つものであった。時代が降ると、工事負担は金納で済むこととなったが、多額な負担であった為に藩財政が破綻する大きな要因であった。

しかし、もっと基本的なものは、全国的な経済状況の変化である。藩体制は、もともと米本位の地域的な自給自足経済を根拠として成立したものである。藩の課税種目を調べてみれば、鳥毛・糸芋・渋紙・蕨縄といった名目が見られる。納税も米を正租とした生産物が本位であって、現銀納は副次的なものに見られていた。課税評価はすべて米単位に換算されて決定されたのである。

その藩の成立基盤である米本位制が崩れて貨幣本位制に転化してしまつたところに、藩財政不安の根があつたと思われる。現実には貨幣本位に運営せざるを得なくなつてゐるのに、建前としては藩体制がそれによって成立しているところの米本位（生産物本位）制を維持していく外はない。藩の経済が貨幣中心に動くようになったのは、全国的な商品流通機構が成立した事情を背景にしている。全国的な商品流通が可能になつたのは、地域の産物を商品として全国市場に売り出せるほどに生産力が高まつたことによつてゐる。米以外の農民の生産物（換金商品作物）が増大して、それらが全国的な商品流通機構に租込まれていつたのである。

こうした経済状況の変化は、藩政当事者達にも充分理解されていた。貨幣本位への移行に対応した収入増大の方法として採られたものが、専売制の実施であつた。従つて専売制という営利事業は藩成立の経済的根拠としては本来のものではないと言えよう。いわば経済の発展に伴う附加的な性格のものである。しかし藩財政富裕化の活路は専売制にしか望めないとするのが、藩当局者の共通した認識となつてきていた。長州藩の専売制は山代紙などに見られるように早くから行われていたのであるが、文化十一年（一八二八）頃から旧来の方法を再編成して強化する方向にむかつてい

たのであった。

藩財政赤字の原因としてもう一つ挙げておきたいことは、藩会計は統治の公的機関としての経費と藩主一家の家政の私的経費とが一体になっていた性格についてである。藩というのが、藩主の私的領有権を公的に（大公儀である幕府から）承認されることによって公的機関として成立するという幕藩体制の条件を考えるならば、どこからを藩主一家の私的な家政費にするか、明確に区別することはむづかしい面もあろう。その不明確な性格が藩財政に赤字をもたらす誘因として作用してきたのであった。例えば、斉元の世子斉広（斉熙の子）は將軍家の娘と結婚したのであるが、その経費を捻出する為に数年前から藩費を切りつめたり、藩士や百姓に馳走を増量したりしてきたのであった。

藩士は藩主の私的な傭兵とも言えるものであり、馳走という税外負担を強制的に課することもできるのであるが、主従関係のない一般の百姓からすれば迷惑至極のものであったろう。その百姓に馳走を課する理由は、藩主の領地内で先祖代々無事に百姓させてやり保護しているということであった。それを「御国恩」と称しているが、百姓一揆を起すのも御国恩を忘れた不届きな仕業となるのである。

文政元年から三ヶ年間の、各年毎の藩負債返済見積書が『毛利十一代史』に見える。それによると、文政元年の返済所要額は銀四千四十九貫目となっている。これは年賦払の当年分である。国許での返済先を見ると、熊屋・大黒屋・小林・田村・尾崎等の富商の名がある。返済に充てる財源は、家臣馳走出米十三石掛り・百姓出米四升五合で計算されていて、二千二百八十貫目となっている。不足壹千七百六十八貫余となっており、頼母子をとって充てたらこの不足は何とか補填できるだろうと附記されている。

文政二年の返済所要額は三千二百拾二貫余。馳走出米を文政元年と同じ率で計算して、不足分は九百三拾貫となって

いる。この年の不足も、どうにか遣繰りがつくかもしれないとの意見が附されている。

文政三年は返済所要額二千七百八拾貫余。しかしこれに充てる財源は何もないから、新しく借銀を起して返済に充てなければならぬだろうとしている。何故かと言えば、この年は毛利元就の二百五十年祭に当るので、返済充当の馳走出米は免除するからである。

この三か年の負債償還見積りは、実は文政元年の馳走出米高をいくらに決めるかを算定する為に行われたものであった。ここで問題として残るのは、文政三年の返済分財源をどこに求めるかということである。この年は馳走出米は免除されたといっても、それは返済に充てるものが免除されたのであって旅役出米（出張手当、主として江戸勤務の旅費や手当等の経費に充てるために積立てたもので、藩士五石掛り、百姓五合掛りであった）は、例年のように徴収したのである。返済に充てる財源は、熊屋等の富商に上納金を命じることにした。その代償として、彼等を十分に取立てようとの案が藩政当事者の間に持ち上ったのである。

このような金権に追隨的な藩政を批判して反対意見を上申したのが村田清風であった。「売知売爵之論」と題された建白書がそれである。文政三年十月、藩主斉熙が山陽方面を巡視したのに随従していた清風が、三田尻の宿舎で書きあげて建白したのであった。その要旨は、武士としての特權的な地位・誇りを金の為に売るといふのである。時に清風は三十八歳であった。

「売知売爵之論」は、清風自らが後に回想して註記しているように、富・芝居・相場も盛なるとき、という藩内の社会風潮をふまえて書かれたものである。この建白書から窺えることは、支配階級としての武士の自覚である。この自覚が、清風の改革意見の根底に一貫して見られるところのものである。清風は保守的心情の持ち主であった。清風の天保改革を重商主義と見る人と、抑商主義と見る人とがある。その評価の結論はまだ出ていないように思われるが、清風

の蔵書に海保青陵の著書が見られるところから、青陵の思想的影響を云々する見解がある。青陵の本を購求してほしいとの清風の手紙があるところを見ると、清風が青陵に関心を持っていたことは否定できない。しかし青陵の思想的影響ということについては、私は疑問を持つものである。この場合、思想的影響とはいかなるものを意味するかが、まず検討される必要があるだろう。その人の世界観とか精神構造とかを根底から変える場合に、「思想的」と言える影響を論じることができるのではなからうか。

清風と青陵との関係について論じるとき、私の一番大きな疑問は、清風の改革意見の発想の根底にある治者としての武士意識は、社会の構造をすべて、息物売買くつものうりかひに還元して考える青陵の思想を受け入れることができたであろうか、ということである。図式的に言えば、青陵は唯物主義であるが、清風は精神主義である。思想の体質においてこの二人は根本的に異っている。仮に影響を受けたとすればそれは思想としてではなく、藩財政収入を増加させる方法を啓示してくれるものとして、いわば財政上の技術論、実利の面での方法論においてはなかつたか。

清風の行った改革は、幕藩体制の再編強化をめざしたものであり、武士の倫理・武士の体制意識の否定に進み出るものではなかつた。海保青陵の持つ思想や社会観を押し進めていけば幕藩体制とそこにおける武士の優位性は完全に否定されるほかはない。青陵の著『稽古談』は次のように書くのである。

いにしえより「君臣は市道なり」というなり。臣へ知行をやりて働かず。臣は力を君へ売りて米を取る。君は臣を買い、臣は君へ売りて、売買うりかひなり。(中略)「君臣は売買ではない」と言いたるより、喰いつぶしと骨折り損とたくさんあり。喰いつぶしは君の損なり。骨折り損は臣の損なり。はなはだ不算用なり。」

天子は天下というしろものを持ちたる豪家なり。諸侯は国というしろものを持ちたる豪家なり。このしろものを民へ貸しつけて、その利息を喰くうておる人なり。賦・大夫・士はおのれが智力を君へ売りて、その日雇賃銭にて喰くうてお

る人なり。〃

ここに見られるような認識は清風と無縁のものであろう。清風の改革思想には、君臣関係を売買関係だとする思想はない。ただし次のような考えは、清風の改革意識に何らかの示唆を与えるものではなからうか。

〃 他にも物を売ることが耻辱なることもなきなり。武士は物を売らぬものとする故に、国中に息物しちものふえぬなり。入金多うならぬなり。大きな了簡違ひなり。物を売るは耻辱なることはなきなり。金を町家より借りて返さぬが大耻辱なり。されども、これをばまた耻辱とはせぬなり。「五か年元利断り（借銀元利返済五年間据置き）、利金は永々断り、元金ばかり年賦」などというは、ごくごくさもしきことの耻辱なるべし。〃

このようにして、物を売りて物を買うは世界の理なり〃と断言する青陵は、〃産物廻し〃すなわち交易を盛んにすることを論じていくのである。

〃 息物売買〃による〃産物廻し〃の考えは、天保改革における越荷方拡張や商業統制（業種別に免札を発行し頭取を置く）等の政策にその反映を辿ることができるであろう。しかし君臣関係を商取引と同じレベルで考えること等は、清風は決して容認できないところであったと思われる。天保大一揆に対応して書かれた「此度談」に見られる精神と感情が、青陵のそれとは無縁のものであることを語っている。そこには「売知売爵之論」から一貫した清風の姿勢が存在するのである。

知とは知行——俸禄、爵とは階級——大組とか遠近付とかの藩士の格付けである。清風は「売知売爵之論」の冒頭で、  
〃 爵禄は君が国家を保ち万民を使い給う神器〃だと言っている。つまり武士社会の地位とか俸禄とかは、藩主が領国を經營し領民を統治する為の秩序を形成しているものだと言うのである。

十一、村田清風の登場へ

「しかるに爵を売り禄を売る時は、爵禄の権は金銭に落るなり。金銭に落れば、君の神器は町人え渡し給うというものなり。」

この文の「町人え」以下は、別の書によれば「町人えお渡し遊ばされ候道理にござ候」となっているという。以下清風の文を意識して掲げる。

「金銭によつて高位高禄に進む道をひらく時は、幼少の頃から文武諸芸に励み一所懸命に御奉公して、十人に一人といわれる御加増を頂戴する身になろうと努めることをやめて、手早い金もうけを心掛け、米相場・富くじをかうて一挙に大金を手に入れ、それを献金して高位高禄にありつこうとするようになるだろう。」

「近年やもすれば町人百姓が藩士を軽視する傾向が見られるが、金銭で知行も階級も買取ることができるようになれば、町人百姓の驕逸は日に日に増大し、藩士の沈滞は日に日に多くなっていくだろう。これからして、下が上を凌ぐ風潮はますます強くなるのではなからうか。」

「家臣の中には、鎌倉時代からお仕えしたり、安芸吉田以来、生命がけて槍先の功名を立てて知行を頂いてきているのである。それが四・五十年前までは魚の商売をしていた者の子孫が金で武士となった者と肩を並べたり、またその下に立ったりすることは、どれほど無念に思うことだろうか。最近も神器陣の調練をご覧になられる時、藩士の中にはたとえ心得違いのことだとはいえ、騎馬・斥候・御船手の者は、一緒に役務を勤めないといい張る有様であり、金によつて武士になった者の子が、才能があるからというので大組にでも列せられるようなことになれば、家中の人心は激昂してどのようなことになるか分りません。」

「社会が固定し閉鎖していることに根ざした発言である。たとえば戦国時代や、降つて慶長期になればこのような発言はナンセンスでしかないであろう。」



清風が書いているところから推量すれば、この時、熊屋等萩町内の有力商人に上納金を申しつけて、二十人扶持に三百俵を与えて遠近付以上の武士の格式に取り立てようというものであったらしい。上納金額は銀六百貫目という。しかし現実には町人の財力の前に武士が頭を下げざるを得ない実態であつてみれば、金を出せば武士の地位は容易に手に入るといった安直なものではないとの主張は、一つの精神論にすぎないものになる。精神論であるだけに、それは一層武士の尊厳を保証する最後の拠り所として意識されたものではなかつたか。

清風はまた終りの方で次のように述べている。

〆とかく御仕組仰せつけられ候たびに、諸士の風俗自然と利潤を専らとして、礼節うすくなりゆき候。〆

これは情況論としては適確な認識であるが、藩上層の為政者もまた同程度の認識は持つていたことは前に述べた。認識していても、御仕組以外に対応の政策を持たなかつたのである。御仕組以外に打開の方法を求めるとすれば、幕藩体制の枠を打破することが課題となつてくる。

清風の建白の結果はどうであつたか明確でないが、文政六年一月に次のような褒賞が行われたことが「毛利十一代史」に見えており、それによつて献金した富商の士分への取立ては見送られたことが推察できる。

〆萩町人熊谷五右衛門、去々年財政整理に關し巨額の金員を提出し、且つ年来の勤功に対し、従来扶持方二拾人分米三百俵下附なりしに、今回扶持方拾人分と米三拾俵増加給与。小林茂兵衛、父喜兵衛以来米賑調達命ぜられ札座借借方用務等精力せしを以て、従来下附米拾五俵へ米拾俵増与せらる。〆

斉熙は文政七年（一八二四）二月、まだ四十二歳の壮年ながら退隠し、江東の葛飾に隠居所を造営した。ここは寛政二年に百姓から購入した十万二千余坪の広さを持つ土地で、葛飾抱屋敷と呼ばれていたものを改造したのである。建坪二千七百坪、永代橋から余り遠くなく、海を隔てて品川に対していた。隣りには松平不昧の下屋敷があつたという。斉

熙はこの隠居所を鎮海園と命名し、頼山陽に依頼して「鎮海園記」を作ってもらっている。

村田清風は「此度談」のうちで葛飾の斉熙へ上申した意見として、

〃 一 無用の官、無用の座敷、無用の器物等のこと

一 正金銀上方へ上り、出産（生産物のこと）のあたいたま<sup>ま</sup>丸々玩具等に成り候事〃

と記している。斉熙の生活を真向から批難しているのである。無用の官とは、斉熙付きの当役以下葛飾邸に勤務する六十人に及んだらしい役人のことであり、無用の座敷とは斉熙が造営した隠居所葛飾邸のことである。

更に清風は、藩庫の金銀は藩内で民生安定の為に使用されず、すべて上方に持っていかれてしまい、領内の生産物売払収入もまたそっくり無用の道具類に化してしまったと言う。そしてこれらの言葉の背後には、文政十一年に葛飾邸での経費が不足するというので、萩市中へ銀貳千五百貫目、諸郡へ二千貫目に及ぶ借上げを課したこと、或は世子斉広が文政十二年に將軍家斉の娘と結婚した為に要した莫大な費用のことがあったであろう。その將軍の娘は結婚生活一年にもならないうちに痢病を患って死んでしまった。將軍の娘を世子にもらった為に藩主斉元の官位は進んだが、その為にまた多額の経費が霧消し、その対策として米銀献納者に特典として名字帯刀を許すことにしたのであった。

斉熙は清元・俳諧を愛し、俳号を露朝と称した。宝井其角の系流である深川湖十に指導を受けていたらしい。この深川湖十は代々湖十を襲名しているから、斉熙と関係のあった湖十は何世になるか分らないが、或は其角堂六世を称した昇窓永機であるのだろうか。斉熙が路銀を与えて、文政三年に萩に来ていたという。斉熙は句集「花蓮」を残した。更に斉熙は「北州（北州千年寿）」という清元も作っている。北州とは江戸の北の場所——すなわち吉原のことである。従って「北州千年寿」とは吉原の繁昌を祝福してのものである。斉元は狂歌に熱中した。藩主達のこのような好みに従って、当時の藩士には狂歌・狂句を好む者が多かったらしい。それは当時の江戸文化に感染したことでもあったが、そ

うした藩士の状況は村田峯次郎の著作に見える。

『村田清風全集』を見ると清風は漢詩・和歌・俳句と作っているが、漢詩や和歌はともかくとして、俳句を嗜んでいるところが文化文政期の人としての清風の一面であろう。例えばこれを吉田松陰とくらべてみればよい。松陰においては俳句はもはや武士の心情表現の方法として意識されていない。松陰の意識には、俳句が庶民の芸術（遊芸）として成立したものであるという歴史事情が投影されていたのかもしれない。松陰が下田渡航失敗で野山獄に投ぜられていた時、同囚の心の教化手段として俳句に着目した程度である。しかし清風においては、俳句は漢詩・和歌と同等の比重を持つところの心情表現の形式であった。それはただ作品量によって言っているのではない。政治の要諦はと尋ねた秋良敦之助に向って、清風は直ちに「滞穂<sup>おち</sup>ある田は静かなり鶴の声」と書いて渡したという。そういう俳句に自己を込める態度である。この句は清風得意のものらしく方々に書いているようであるが、秋良と対坐した時にできた句かどうかは分らない。天保以後も俳句を嗜む武士は秋にいたにちがйнаかるうが、俳句についての觀念が——俳句を武士にふさわしくない表現形式とする考え方が強くなっていたのではなかったか。それは、藩の氣風が天保期を通過することにおいて変化していったからであろう。その接点に清風が位置しているのである。

(一九六八・一〇・一〇)

## 十二、吉田松陰と「イソップ物語」他

吉田松陰がイソップ物語を読んだことは「丁巳幽室文稿」に収める一文によって知られる。松陰が読んだイソップ物語は「伊娑菩喻言」と題された漢訳文のものであって、それは七十三篇の話を収録したものであった。

「幽室文稿」の一文は「伊娑菩喻言」読了後に松陰が書きこんだ跋文であって、いわば読後感想文である。そしてそれには既に山県半藏（号は世衡。後の穴戸磯）が跋を書きこんでおり、松陰はその後に書いたのであった。今日ではもっぱら児童の読み物でしかないイソップ物語を、松陰がどのように読みとっているかをその跋は示して面白いで、意識して引用する。

世の西欧の学問を学んだ人は、みんな「西洋人は仁である。いまだかつて悪人がいたことがない」と言う。しかし彼らにもしこのイソップ物語を読みましたならば、茫然自失するのではなからうか。私はかつて、その物語中の「馬鹿同遊」という一篇が「假適買珍」に載っているのを見て、「長崎近聞」の後に書きつけておいた。近頃、山県半藏が七十話を収めたイソップ物語を見せてくれた。読んでみると、「斧頭柄を求む」は、下田・箱館を外国に貸すこととよく似ている。「狸戸兎を逐う」は、米国の力を借りて英仏を防ぐ政策に似ていないだろうか。鴉・狐・狼・犬が人間を欺く策略の話が数多くある。そこで岡部富太郎に筆写させて所蔵することにした。それは、西洋人は仁であると言う者の口を封じようと思うからである。安政四年十一月二十日、二十一回生跋す。

これで見ると松陰は、イソップ物語を西洋人の心の悪辣さを証明するところの書として読んでゐる。松陰がそのように読んだのは、日本に対して武力を背景にして開国を強いる欧米諸国の圧迫への、その危機感の民族的心情の反映からであろうが、当時の人々が西洋の書物を洋学者は別にして一般にどのように受け取っていたか、その一つの姿を示している。このような松陰の読み方は、或る面では適確であると言えるであろう。

イソップ物語は動物が活動する話が多いので、題名だけからはどのような内容の話なのかよく判らない。「斧頭柄を求む」は、樵夫きこりが森の中で老木に斧の柄にするので木を一本分けてほしいと頼む。老木は、それくらいのことならと桑皮とち樹こをくれてやった。それで斧に柄をつけた樵夫は、その斧でつきつきと森の木を切り倒してしまうという話であろう。「狛戸兎を逐う」は、如才ない兎が狛犬に狙われているという噂を聞いて、兎は日頃仲の良い友人——馬や牛や山羊などを訪ねて、犬を追っ放ってほしいと頼んでまわる。しかし誰も口実を構えて、助けてくれるものはいなかったという話であろう。寓話であるだけに現実の事態をそこに読みこむことは容易である。

ところで松陰の読んだイソップ物語は、山県半藏が持ってきて見せたものだと言われている。そして松陰より前に、既に山県半藏が安政三年に跋を附しているのであるが、それによると山県自身もまた或る人から借覧したのであり、非常に珍らしい本だと思つたので数日かかって写し取つたという。その或る人の名は書いていないが、その或る人はロシアの軍艦の乗組員からその「伊娑菩諭言」をもらったということで、中国船によって日本にもたらされたのではなかったらしい。しかし「伊娑菩諭言」そのものは上海で版行されたものであった。そうしたことが、山県半藏の跋によつて知られるのである。

山県と松陰の跋のある「伊娑菩諭言」(すなわち山県半藏の写したものは、更に駿河の田中(益津)藩士増田貢という人が写し取つて、それを大正の初め頃に見たと新村出が書きとめてゐる。)(『新村出選集』第一卷「伊曾保物語の

漢訳」)。新村出が見た写本や松陰が岡部富太郎に筆写させたものが現在どこに所蔵されているのか詳らかにしない。

松陰の跋によると、七十三話を収めた「伊梁菩喻言」を読む前に、「假邇貫珍」誌上に載っていたイソップ物語の一話（松陰はそれを「馬鹿同遊」としているが、漢訳文の題名は「馬思報鹿仇」であるという。）を読んで「長崎近聞」の後に書きとめておいたと言う。その松陰自筆のものは「崎港新聞紙」と題されて山県半蔵の「哈喇呼吐略誌」の写しと合冊され、現在松陰神社に蔵されているらしい。ともに安政二年に筆写されたものである。「崎港新聞紙」は福原清介が長崎よりもたらした風聞記録を転写したものであって、クミリア戦争勃発による日本近海の外国船の動きを報じた記事等四件が記され、その最後に「馬鹿同遊」が「喻言一則」と題されて写してある。

『靈台上馬鹿同遊』で始まるこの話は、多年鹿から馬鹿にされ欺かれてきた馬が主人公である。何とかして恨みを晴らしたい馬は、一人の武人に仇を報いてほしいと頼む。武人は、お前が私の駆使のままになるのなら引受けようと言う。馬はその条件を呑んで契約を結ぶ。早速武人は馬に鞍を置き轡を噛ませ、鞭打ちながら自分の用事にこき使うばかりで、約束は一向に果そうとはしなかった。今は奴隷の身に落ちた馬は、人の力を借りたことを悔むのであったが、もはや後の祭りではないのである。

「假邇貫珍」について松陰全集（岩波版・大和書房版ともに）の頭註は、『当時のオランダ新聞の訳文』としているがこの説明は誤りのようである。「假邇貫珍」は（「假邇」は遠い処近い処の意）増田涉氏の書いたものによると、一八五三（嘉永六）年八月（清国の咸豊三年）香港において英華書院から発行された中・英文対照の月刊誌であるという。英華書院の経営者は英人であった。「假邇貫珍」は松陰も人から借りたりして特に関心をもって読んでいた。例えば美濃大垣の友人長原武に宛てた安政四年九月二日付の書状に、『假邇貫珍難有く拜受仕り候』と見える。当時の志士達の情報蒐集の為の横の連絡が広範囲に互っていたことを物語るものであろう。長原武と松陰とは、山鹿素水の門でお互い

に切磋琢磨し合った間柄であった。「假邇貫珍」は海外情勢を知る情報源として、武士層知識人の間で盛んに読まれていたようである。

当時徳川幕府はその洋学教育機関である開成所において、中国で発行されている外国系中国誌を、キリスト教関係の記事を削除した上で訓点を付して江戸の老皂館から翻刻発売させた。しかし「假邇貫珍」だけは翻刻されていないという。従って有志の人々の手で筆写伝移されて読まれたのであった。

松陰が読んだ「伊娑善諭言」の七十三の物語すべてが、「假邇貫珍」誌上に掲載されたものであるかどうかは判らない。「伊娑善諭言」はイソップ物語を忠実に漢文訳したものではないらしく、むしろ中国固有の説話らしくみせようとして翻案したものになっているようである。「獐戸兎を逐う」の話は中国の峨眉山にある故園のことになっており、「馬鹿同遊」の「靈台」は、周の文王が建てた物見台のことであろう。

中国語訳本の「イソップ物語」を邦訳したものは、幕末から明治前半期にかけて多数刊行されている。わが国へキリスト教が伝来して以来、「イソップ物語」の邦文訳は欧文から直接のものと中国語訳からの間接のものとの二つの系統があった。「天草本伊曾保物語」は欧文からの訳であるが、寛永年頃に中国船によって長崎にもたらされたらしい「況義」という題名の書は、イソップ物語の中国語訳本であった。「況義」はキリシタン書籍と混同されて禁書となっている。

イソップ物語は、先進国を自負する西欧人が後進又は未開と見なした異国民へ提供する、西欧文明導入への格好の読み物であったと思われる。

徳川幕府瓦解後、駿河徳川藩の沼津兵学校では英文イソップ物語がテキストとして用いられた。同校の教官渡辺温は、その時使用したイソップ物語を翻訳して「通俗伊蘇普物語」として出版したが、それに挿絵を描いている藤沢梅南（七

代桂川甫周の弟で、幕府最後の陸軍副総裁。幕末期洋画家の一人でもあった。は序文を寄せて、〃寓言百出、覽る者をして參悟、得る所あり。勸戒の捷徑と謂うべきなり。〃と述べている。松陰の受け止め方にくらべると梅南のそれは勸善懲惡的なものを引きずってはいがるが、イソップ物語の性格をより柔軟に寓意に即して理解し受容しようとしている態度がうかがえるのである。

西洋文明は洋書（江戸時代では主として蘭書）のみによって日本にもたらされたわけではなく、漢文が読めることが知識人の必須の資格でもあった江戸時代においては、中国において一度中国語訳された西洋の書籍が、中国を通して日本にもたらされて受容されたのであって、その漢訳本による西洋文明受容のコースを無視するわけにはいかないのである。吉田松陰もまた、西洋知識の吸収は漢訳本によって行っているのである。

ところで、松陰が中国語を翻訳した「清国咸豊乱記」については、それが翻訳書であるという理由からか従来あまり取り上げられることがない。言及されることもまた少ない。ただ鹿野政直という人がその「吉田松陰」という一文において取り上げており、「清国咸豊乱記」を、日本の状況への危機意識が中国の命運への関心をよびさまし、そうした中国の命運への関心が日本の状況への危機意識をふかめ、ていく松陰の思想形成との、密接な関り合いのなかで評価しようとしている。松陰の主著の一つとしてみようとしているのである。

「清国咸豊乱記」は太平天国革命を記述した中国人の著作を、松陰が安政二年に翻訳したものである。松陰自身の「例言」によれば、同書の原本は何人が著したものか分らないし、書名もまたないと述べている。白文の本文だけのものではあったらしい。しかし今日ではその原本の書名は「満清紀事」であることが増田渉氏の研究によって突きとめられているが、「満清紀事」という題名も後からつけられたものであって、始めは表題もなかったという。松陰が翻訳するに用



いたものは刊本でなく写本であろうと推測されているが、書名もないと言っているのを見ると、早い時期の写本であつたらうと述べている。しかし松陰は忠実な職訳を志したわけではなく、不必要な箇所は遠慮なく削り相当な意訳を行ったと「例言」で記しているほどなので、「清国咸豊乱記」は職訳というよりも翻案といふべきものであるかもしれない。鹿野政直氏はこの書を、中国人の著述を参照しつつ書かれたものだとしているほどである。しかし増田涉氏によれば、所々に誤訳もあるが（例えば「漏規」を松陰は「時計」と訳しているが、これは官吏が私腹をこやす賄賂のことであるという）大体に原文の字句を追っているところの、まあまあな翻訳だと述べている。

「満清紀事」のあるものは、勝海舟の「開国紀原」に採録されていて、海舟は「満清紀事」は広東の羅森の著だと書いているという。羅森というのは、嘉永六年（一八五三）に来航した米使ペリーの艦隊に、通役ウィリアムズの書記役であり漢文書係として同行してきた羅向喬のことだと推測されている。彼は、日本側役人と交渉する過程で親睦を深めたものようである。幕府の海防掛りで目付でもあった岩瀬忠震の部下に徒目付の平山謙二郎（または山本文之介か）という人がいたが、この人に羅向喬は自分が直接体験した太平天国の乱の状況を書き記して与えたものようである。平山が羅向喬におくった書状によると、その書きものには「南京紀事」という名が与えられている。この、平山によって「南京紀事」と仮りに名づけられたものが、後に日本で名づけられた「満清紀事」のことだと見られているのである。「満清紀事」は中国では佚書となっていて、日本から逆に中国へ持ちこまれて翻印されたのである。

松陰は「清国咸豊乱記」の原著は誰の作かわからないと書いているが、しかしペリー艦隊に同行してやってきた広東人羅森の名は松陰も知っていた。松陰が下田で米艦によって海外渡航を計画した時、羅森の存在に希望を託していたらしい様子は、松陰の「三月二十七夜の記」を読むと判る。松陰と金子重輔とがポウパタン号に乗り込むと、ペリーの通訳ウィリアムズが出て来て折衝したのであるが、松陰は自分の意志が充分通じないのではないかと考えて、羅森に遇わ

せてほしいと要求する。しかし既に寝てしまったからといって断わられるのである。松陰は仕方なくウィリアムズと交渉する。

ウィリアムズ日本語を使う、まことに早口にして一語も誤らず。しかして、われらのいうところは解せざるときにと多し。けだし、かれが狡黠ならん。これをもって、いわんとすること多くいいえず。々（奈良本辰也氏の読み下し文による）

下田渡航が失敗した二年後の安政二年に松陰は「清国咸豊乱記」を翻訳するが、その原著者が羅森であることを知ったならば、どのような感慨を持ったであろうか。

最後に「伊娑菩喻言」について附言すれば、文久二年（一八六二）に幕府の千歳丸に乗船して上海に赴いた高杉晋作たちの中に佐賀藩の中牟田倉之助がいて、ほかの書籍とともに「伊娑菩喻言」を購入してきている。同行の高杉晋作がそれを見たこと（または読んだこと）はあり得るかもしれない。当時、長崎上海間は六日か七日の航海であったようである。

（一九七七・一一・六）



## うしろがき

ここにまとめた小論で最初に書いたものは「村田清風の登場へ」であるが、次いで「萩焼・雲谷派」から最も新しい「某氏意見書と救弊談」まで、その間既に十年以上経っている。自分ながら遅々とした仕事ぶりであった。

これらの小文は、防長藩政時代（近世）の思想を考える為の、いわば私にとっては何題の所在と輪郭を確かめる上での仕事——鉛錘をおろす作業としての所産である。しかしその作業は、当初予定した考察対象の全域に及ぼすまでに至らなかった。例えば和歌や俳諧或は国学等の領域における意識の検討は取り上げることができなかったし、長州藩徂徠学に比重がかかり、幕末の、特に山県太華・吉田松陰あたりが手薄になっている。当初の目論見では、文化の諸領域にわたってそこに見られる知性の構造やメンタリテイの動態といったものを読み解きながら、明治維新を通して近代に及ぶ思想のドラマの動因を辿るという構想であったのであるが。

だがそれは、怠惰で浅学な私の手に余る仕事であることに気が付いた。そこで一先ず儒学を中心に、それが政治との関わり合いにおいて読み取れる思想の動

態を、通史的に迎れる形になったところで一区切りとすることにしたものである。その際材料の使用に当っては、今まであまり知られていないものを取り上げたり、知られてはいても取り上げられることは少なかつたものの読み直しを行ったりして、視点の提起を試みたつもりではある。

これをまとめるに当っては、多くの人から激励を受け、お世話になった。一人一人のお名前は省かせて頂くが、それらの方から心からお礼を申し上げたい。そうした励ましがなかったならば、私はまだこれをまとめることはできずいたであろう。

本書を読まれた方の御叱正・御批判を頂ければ幸いである。

なお諸書からの引用については、原文を読み下し文に改めたり、現代仮名遣い等により読み易い表現にして記述したものがあつた。また、このたび本にするにあつて、既発表の小文については補筆訂正したところがある。しかしその一々に断り書きをしなかつたので、ここで申し添えさせて頂く。

一九八六年八月

河村 一郎

長州藩思想史覚書

——山県周南前後——

---

昭和六十一年十一月三十日

著者 河村一郎

萩市浜崎町七四の二

印刷 桜プリント企業組合

山口市旭通り

一一一六

---







